

平成23年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成23年6月7日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成23年6月 7日

至 平成23年6月16日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第 1号 平成22年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 承認第 1号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 7 承認第 2号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 承認第 3号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について

日程第 9 承認第 4号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

日程第10 承認第 5号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

日程第11 承認第 6号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

日程第12 承認第 7号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

日程第13 議案第35号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第37号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成23年6月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第14番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島 総 一郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

報告議案第1号から承認第7号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決
議案第35号から議案第37号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

6. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 1号 平成22年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
2. 承認第 1号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

て

3. 承認第 2 号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
4. 承認第 3 号 平成 22 年度白馬村一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告について
5. 承認第 4 号 平成 22 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について
6. 承認第 5 号 平成 22 年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告について
7. 承認第 6 号 平成 22 年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告について
8. 承認第 7 号 平成 22 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分報告について
9. 議案第 35 号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 36 号 平成 23 年度白馬村一般会計補正予算（第 1 号）
11. 議案第 37 号 平成 23 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年度5月分の一般会計、特別会計、企業会計の例月出納検査報告書が提出をされております。また白馬村長より、平成22年度白馬村土地開発公社財政状況及びふるさと白馬を応援する基金の運用状況について提出をされておりますので、お手元の資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会、平成23年5月定例会が5月26日に開会されました。また白馬山麓環境施設組合議会臨時会が5月30日に開会をされました。内容につきましては、お手元の資料をもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第1番横田孝穂議員、第2番篠崎久美子議員、第3番太田伸子議員、以上3名を指名をいたします。

次に、本定例会において受理した請願並びに陳情は、お手元に配付しました請願文書表並びに陳情文書表のとおり、所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成23年第2回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から6月16日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月16日までの10日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長(下川正剛君) 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成23年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災後の我が国の経済情勢を見ますと、自粛ムードの広がりによる個人消費の落ち込みや、企業の生産活動の停止により、1月から3月までのGDPはマイナス成長となっており、震災、津波、放射能漏れ、風評被害といった四重の危機の中で、半導体等の部品の供給網の寸断や電力不足、観光客の減、農業・漁業地への汚染拡大などの諸問題が勃発し、各地・各方面に少なからず暗い影を落としています。

このような中で、一部の被災地では事業再開という明るい報道も聞かれますが、未曾有の大災害ということもあり、多くの地域では震災から2カ月過ぎた今も、瓦れきの撤去や仮設住宅の確保、公共交通網や教育施設の確保、医療・雇用対策等がままならず山積する問題解決への道筋がなかなか見えない状況とのことであります。例年より早い梅雨入りを迎え、新たな災害も心配されますので、1日も早い対応が待たれるところであります。特に原発事故と避難区域住民を取り巻く諸問題は、人体へ影響を及ぼす化学物質に関して数値で対応が判断されるため、素人には理解しにくく、解決のための出口や、将来がなかなか見えない状況に、被災地の人々のいらだちや不安が募ることは当然であり、つくづくお気の毒だと思ふ次第であります。

国においては、復興基本法案の制定を目指すとともに、被災地の復興に向けて、今後の財政措置をどのように確保するかが大きな課題となっており、国債で賄うのか、はたまた消費税や復興税等の税金を創設して賄うのか等、今後の対応が議論されているところであります。

本村においては、3月23日に庁内に支援本部を組織し、これまで長野県や日本赤十字、長野県社協等と連携し、被災地や被災者支援のための施策や職員派遣を行ってまいりました。この間、ボランティアとして物資搬入、生活支援にご尽力いただきました皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

5月17日には、村内における機関や団体の代表の皆様にお集まりをいただき、今後、災害救助法の適用を受ける避難者が村内に転入してきた場合に、村民から支援・ご協力をいただく組織として、白馬村避難者支援連絡会を設置することについてご理解をいただいたところであります。

本村における義援金については、おかげさまで5月31日現在、約970万円という多額のご支援をいただいております。ご協力をいただきました村民の皆様、各種団体の皆様に重ねてお礼を申し上げます。

さて、今年度の事業の進捗状況について概要を申し上げます。

観光農政課関係では、この冬12月から5月までのスキー場の入り込み状況は、昨年に比べ1.3%減の約94万4,000人で、昨年に引き続き100万人を割り込み、平成19年に比較すれば20万5,500人減の、マイナス17.9%という厳しい数字が結果としてあらわれています。遅い降雪や悪天候ばかりではなく、景気の低迷や大震災が大いに影響して、今シーズンも減少傾向に歯どめをかけることができませんでした。

また、ゴールデンウィーク期間中の入り込み状況も6万7,000人で、対前年比マイナス18.3%という状況となっています。震災による自粛ムードは徐々に薄れつつあると言われているものの、まだまだ震災の影響が懸念されることから、村では夏季対策として、特に関東圏の電力不足に伴う節電対策で長期休暇を計画している企業に対して、小谷村から安曇野市までの5市町村と連携して、この夏季休暇を日本アルプスのふもとで過ごしていただくよう、先月末に企業を訪問しながら誘客活動を実施したところであります。

さて、観光局組織に関する見直しを進めるため、議員代表2名を含む15名の委員構成からなる検討委員会を設け、その中で理事会のあり方と理事の体制、事務局体制、委員会等の見直し等についてご検討をいただき、その結果を受けて、先月27日の観光局総会に定款変更や理事の変更についての議案を提出し、承認をいただきました。

今後は、新たに理事4名による執行部体制、事業企画部門や宿泊部会を設け、会員がより事業運営に参画できる組織体制をとることとし、第8期の事業を進めてまいることとなりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

国民保養センター「岳の湯」については、施設の老朽化、光熱水費等の経費に対し、利用料収入が伸びず、赤字経営が続いている等の理由から、住民意見も募りながら、5月8日をもって営業を終了することといたしました。今後の施設の利用方法につきましては、地元や専門家の意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

恒例となっております白馬岳開山祭が5月28日に行われ、約150名の参加者がありました。近年は山歩きがマスコミ等でクローズアップされていますが、白馬大雪渓では雪崩による遭難事故があるなど、5月の連休中には県下各地で山岳事故が相次ぎました。変な風評被害が起こらないことを願うとともに、お客様には登山とトレッキングの区別をしっかりと理解して行動してほしいと、改めて思うところであります。

農政関係では、神城の奈良井地域の農地の有効活用と整備につきましては、ご承知のように奈良井地域整備検討委員会を設け、1年をかけて検討してまいりました。3月の議会全員協議会で検討経過について説明をいたしましたが、3月28日に検討委員会から、奈良井地域の有効利用と整備計画について報告をいただきましたので、村としても検討委員会の報告をできるだけ尊重し、整備に適した補助事業を模索するとともに、地元を始め議会の皆様とも相談をしながら、計

画を進めてまいりたいと考えております。

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、農家の経営安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に、国が進めている戸別所得補償モデル対策については、23年度からは米のほかに麦、大豆、ソバ、菜種等が新たに対象作物に加えられ、事業が実施されることとなりました。この交付金を受けるためには、農家の加入手続が必要であり、手続期限が6月30日までとなっていますので、対象者全員に加入していただくよう努めているところでございます。

5月12日に落倉区で村民の方がクマに襲われ、大けがをされるという事故がありました。心よりお見舞いを申し上げます。村ではクマの出没注意情報を行政無線で広報することや、猟友会による捕獲おりの設置など行い、被害を未然に防ぐよう努めておりますが、これから山林に入る機会が増えますので、ラジオ・鈴等を携行するなど、十分に気をつけていただきたいと思うところであります。県においても、クマの出没件数が増えていることから、原因や対策のための調査に乗り出すということではありますが、個体数の調査をしっかりと行い、年々出没件数が増えている現状にかんがみ、住民の生命と安全を守るための対応をしっかりと検討してもらいたいと思う次第であります。

次に、税務課の税の徴収状況について申し上げますと、村民税は予算に対して現年度分が約3,000万円近くの伸びを見せており、固定資産税については6,000万円の滞納繰越分を徴収をし、延滞金についても700万円ほどの徴収実績となりましたので、今回の専決補正の財源にも組み入れたところであります。詳細については、例年どおり9月議会の折に説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

また長野県地方税滞納整理機構は、4月1日から千曲市に事務所を構え業務を開始しており、本村では20件の案件を移管する予定で引き受けを依頼しておりますが、近々引受件数の通知が来ることとなっています。

住民福祉課関係では、新年度に入り、既に予防接種や各種検診などの保健事業が、年間計画に沿って進められております。一時新聞紙上をにぎわせたヒブ、肺炎球菌ワクチンの接種については、予防接種と死亡例との因果関係がはっきりしないことから、一時実施を見合わせておりましたが、4月1日から接種を再開しており、本年度は107名の申し込みがありました。また、子宮頸がんワクチン接種については30名からの申し込みがありました。全国的にワクチン不足とのことであり、7月から8月ころに向けて実施できるものと予想をしております。

国の補正予算審議で取りざたされた子ども手当については、現行の子ども手当法は児童手当に上乗せする形で、中学校卒業前までの子どもすべてに毎月1万3,000円を支給することとしていますが、時限立法のために3月末で期限が切れてしまうことから、つなぎ法案として、国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の一部を改正する法律が成立を

し、9月末までは引き続き子ども手当が支給されることになりました。なお、子ども手当の3歳未満に対する月額7,000円の上積み分については、今回、減額補正となっております。

運行開始から2年を経過し、地域住民にも浸透してきたデマンド型乗り合いタクシーふれあい号については、今年度は利用者の対象範囲を50歳までに拡大して運行する計画で進められております。

環境課関係では、ごみ処理広域化につきましては、特に現時点では報告するような進展はございません。ただいまは広域連合の事務局において、大町市とも連携しながら、三日町自治会内に発足した対策委員会からのさまざまな質問にお答えをしているところであります。ともかく地元のご理解をいただくことが最優先課題であり、しばらくは慎重に進めていくべきものと思っております。

教育委員会スポーツ課では、今年度、だれでも気軽にスポーツに親しみ、大自然の中で走ることの喜びを体験していただけるよう、白馬グリーンスポーツの森周辺にランニングコースを整備いたしました。今後、村内に幾つかのランニングコースを整備する計画ではありますが、これらのコース整備が実業団・学生の合宿等の誘致にもつながるものと考えております。

6月の12日には、このコースを利用して白馬ランニングコース記録会を開催いたします。当日は特別ゲストとして、池田町出身で、ソウル、バルセロナオリンピック4位入賞の中山竹通さんによるランニング講習会も開催する予定であり、日ごろのトレーニングの一環として、多くの皆様のご参加をお願いしたいと考えております。

また、今年度で第14回となる白馬スノーハープ・クロスカントリー大会を、7月23日、24日に、FISサマーグランプリジャンプ白馬大会を8月26日、27日に、ナイターで開催する予定であります。例年どおりクロスカントリー大会前には、コースの草刈りも予定しておりますので、本年も多数の村民の皆様に、大会を含めボランティアとしてご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

建設課関係では、除雪費については今シーズンは1月に降雪の日が多かったことから出動回数が増え、3月議会で3,000万円の補正予算を組んだところでありますが、その後の降雪量が少なく、国の補助金も400万円ほど増額となったことから、最終的な除雪費は約1億5,800万円で、当初予算にわずかの増額をすることで対応ができました。

神城山麓線については、残された飯森スキー場から五竜遠見ゲレンデ間の工事を進めておりますが、大震災の影響で公共事業費が圧縮されていることもあり、単年度における補助金の増が見込めず、交付税措置がある地方道路等整備事業債特定分を事業導入し、早期の全線供用を目指すことといたしました。今定例会には、これにかかわる補正予算を上程いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

総務課関係では、長野県の地域発・元気づくり支援金事業に21事業、約5,200万円の申

請をいたしました。白馬村関係では、有害鳥獣対策のわな及びわな用発信機設置事業、ランニングコース整備事業の2事業に約100万円、公共的団体等事業として白馬・山とスキーの総合資料館運営事業、区民憩いの広場づくり事業等15事業、約2,000万円が今年度事業としての採択を受けました。補助金の採択を受けた村実施の事業については、当初予算に計上してありませんので、今定例会において補正予算としてお願いすることとしております。

また、地区の地域活性化事業・防犯灯設置等に対する村単独の地域づくり補助金については、本年度5月末で17地区から200万円余りの申請が出されており、既に各地区においては、それぞれの事業に着手をしております。

地域情報通信基盤整備事業につきましては、本年7月のアナログ停波に備え、国の補助金、交付金を利用し、全村へ光ケーブルテレビ網、神城地区にブロードバンド用の光ケーブルを敷設し、5月20日にはその竣工式を行ったところであります。難視聴を解消するとともに、1世帯でも多くケーブルテレビ白馬に加入していただき、行政情報を視聴していただくよう、今後もPRに努め、さらに魅力ある番組編成等を検討してまいりたいと考えております。

ちなみに、今月31日までの加入申し込みは1,859件で、当面の加入目標件数をほぼ達成することができております。

さて、今定例会に当初上程いたします案件は、報告案件1件、承認案件7件、議案が3件であります。

承認第3号の平成22年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告については、各事業の支出額が確定したことに伴い、計数整理や不用額を処理するために、3月31日付で最終の専決補正を行ったものであります。

歳入歳出にそれぞれ2億5,700万円余を増額し、補正後の歳入歳出予算額を47億1,500万円余といたしました。地方交付税1億2,600万円、村民税の伸び9,200万円、自動車所得税等の交付金1,500万円等が歳入増の主な要因であります。

また、臨時財政対策債の増、不用額の減額や経費節減等により、最終的には経常収支がかなり黒字となりましたので、その中から今後の事業に対する予算不足や、不測の事態に対応するための財政調整基金に1億3,000万円、福祉基金並びに義務教育施設整備基金にそれぞれ1億円、ふるさと白馬村を応援する基金に1,500万円、土地開発基金に2,000万円、白馬村地域情報化施設基金に490万円を積み立てることといたしました。

なお、一般会計のほか、他の特別会計予算、水道事業会計予算についても、すべて黒字の決算となりました。平成22年度のそれぞれの会計における決算については、9月の定例会において詳細をお示しいたしますので、よろしく願いをいたします。

議案第36号 平成23年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ7,345万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を43億9,145万5,000円とす

るものであります。

補正予算の概要を申し上げますと、土木費の社会資本整備総合交付金について、国の内示額が示されましたが、思うような補助金の増額が得られなかったために、できるだけ早い時期での全線供用を図るため起債事業を取り入れることとし、神城山麓線の工事費等に約5,200万円、3月定例会で団体等から要望のあった住宅リフォーム関係補助金として1,000万円、平川頭首工の水力活用事業に400万円を追加したほか、人事異動に伴う人件費の増減等を行ったことが主な内容であります。

このほか、特別会計補正予算等のそれぞれの報告及び提出議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議をいただき、円満なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、第2回定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより報告、承認、議案の審議に入ります。

日程第5 報告第1号及び日程第6 承認第1号から日程第12 承認第7号までは、報告承認案件であることから、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

日程第5 報告第1号及び日程第6 承認第1号から日程第12 承認第7号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、日程第5 報告第1号及び日程第6 承認第1号から日程第12 承認第7号までは、委員会付託を省略することは可決をされました。したがって委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決をすることといたします。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、一議員一議題につき3回まで、また、規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第1号 平成22年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（下川正剛君） 報告第1号 平成22年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 報告第1号 平成22年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

本件は3月定例会の際に、地方自治法第213条第1項の規定により報告した繰越明許費に関して、財源内訳等を同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書としてお示しをする

ものであります。

総務費につきましては、グリーンスポーツ施設遊具やスノーハーブ施設の修繕費に570万2,000円。民生費は、ふれあいセンターのエレベーター修繕に380万円。衛生費は、嶺方スキー場山頂トイレの解体撤去に130万円。農林業費につきましては、地区の取水堰や用排水路改修に1,100万円、塩島地区水路転落防止安全さくの設置に80万円。観光商工費は、きこりの道整備にかかわる経費に105万4,000円。土木費は、村内の道路維持修繕に1,630万円、神城山麓線工事にかかわる経費に1,066万5,000円。教育費は、村及び学校図書館の図書や備品購入に943万8,000円、図書館施設の修繕に132万9,000円の合計7,296万1,000円を、それぞれ繰り越したものであり、財源内訳については、土木費の村道改良国庫補助事業以外は交付金事業が主なものであります。国庫支出金が大半を占めております。詳細についてはご覧をいただくことで省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本案件は報告事項でありますので、以上をもって終了いたします。

△日程第6 承認第1号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第6 承認第1号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 承認第1号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを説明いたします。

白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、地方自治法の規定により、平成23年3月31日に専決処分をしましたので、議会へ報告し承認を求めるとのことでございます。

2枚おめくりをください。条例の改正内容を説明いたします。

第6条第1項中、35万円を39万円に改めるとするのは、出産育児一時金の額を4万円引き上げるとのことでございます。

施行期日につきましては、平成23年4月1日の出産から適用をしていくということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

日程第6 承認第1号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって承認第1号は報告のとおり承認をされました。

△日程第7 承認第2号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(下川正剛君) 日程第7 承認第2号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長(倉科宜秀君) 承認第2号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について説明いたします。

白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法の規定により平成23年3月31日に専決処分をしましたので、議会へ報告し承認を求めますのでございます。

2枚おめくりください。条例の改正内容を説明します。

第2条第2項中、50万円を51万円にするというのにつきましては、医療費負担分の賦課限度額を1万円、3項中、13万円を14万円には、後期高齢者支援分の賦課限度額を1万円、4項中、10万円を12万円には介護納付金、すなわち40歳から64歳の方の介護保険料ですが、これを2万円と、それぞれ引き上げるものでございます。

この改正については地方税法、国民健康保険法の改正によるもので、改正の趣旨については中間所得者層の負担の軽減にあります。

次に、第5条と第9条の2の改正は、税率の分数表示を、記載のとおり横書きに改正するものでございます。

第23条第1項の改正は、第2条の改正に伴い賦課限度額を同額とするものでございます。

第25条は、長野県の助言指導により、後期高齢者医療制度の新設による被扶養者に対する減免について改正を行うものが主な点でございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第2号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって承認第2号は報告のとおり承認をされました。

△日程第8 承認第3号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第8 承認第3号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 承認第3号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告については、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分をしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

専決第3号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億5,759万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億1,525万9,000円とするもので、先ほど述べましたように、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。

今回の補正は、不用額について計数整理をしたものであり、主なものを抽出してご説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは10ページ、歳入事項別明細をご覧をいただきたいと思います。

村税につきましては、個人村民税に現年の特別徴収分約1,400万、法人村民税に現年法人割分の1,400万円を追加するものであり、固定資産税につきましては滞納繰越分を6,000万円追加するものであります。

11ページ、地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税を892万7,000円減額し、地方揮発油譲与税を517万7,000円を追加するものであります。

12ページ、交付金については、大きなところでは自動車取得税交付金が662万5,000

円、地方特例交付金の児童手当特例交付金287万2,000円、減収補てん特例交付金が351万円の追加となっております。

13ページ、地方交付税については、普通交付税を1億159万2,000円、特別交付税2,495万7,000円の合計1億2,654万9,000円を追加補正するものであります。

14ページ、中ほどの分担金及び負担金の2目総務費負担金につきましては、ケーブルテレビ加入負担金を550万6,000円追加するものであります。

16ページ、国庫支出金のうち土木費補助金につきましては、地域活力基盤創造交付金が除雪費関連補助で400万円の追加であります。

18ページ、県支出金の総務費県委託金は、ジャンプ台管理委託金が実績により458万5,000円減額となっております。

飛びまして19ページ、寄附金については、ふるさと白馬村を応援する寄附金に1,545万5,000円を追加補正するものであります。

それから20ページ、諸収入であります、延滞金711万4,000円を追加するものであります。

それでは、続きまして歳出関係についてご説明をいたします。22ページをご覧いただきたいと思えます。

各費目の報酬、給与、手当等の人件費の減額につきましては、実績によりまして減額をしているものでありますので、よろしく願いをいたします。

23ページ上段の総務費一般管理費の積立金については、用地等の購入に充てるために、土地開発基金に2,000万円を積み立てるものであります。

下段の企画費については、地域公共交通会議負担金会計から、その他財源として307万2,000円の歳入があり、これに伴いまして一般財源を減額するとともに、地域情報通信施設の維持管理費として、24ページにありますように、電柱添架使用料を実績により204万減額し、全体で596万6,000円を減額するものであります。

次に、ページが飛びまして26ページ、選挙費のうち村長選挙費については、参議院議員選挙と同日になりましたので、全体で220万1,000円の経費を節約できたものであります。

28ページ、白馬ジャンプ競技場維持管理事業につきましては、実績により光熱水費等590万6,000円を減額するものであります。

29ページ、社会福祉総務費については、今後予想される福祉関係予算の急激な増に備えるために、1億円を基金として積み立てるものであります。

障害者福祉費については、実績により心身障害者福祉事業、地域生活支援事業等で626万4,000円を減額するものであります。

また飛びまして31ページ、住民総務費の624万9,000円の減額は、国保特別会計、後

期高齢者事業への負担金、繰出金等の減額によるものであります。

福祉医療費の392万4,000円は、乳幼児、重度心身障害者医療給付費を、実績により今回減額するものであります。

34ページ、衛生費環境衛生費は、局長分の人件費の白馬村立てかえ分の入による減額が主なものであります。

ずっとページが飛びまして39ページ、下段の観光商工費の中の商工振興費の227万7,000円は、信用保証協会負担金の減であります。

40ページ、土木費の道路維持費の除雪事業費につきましては、除雪委託料2,315万4,000円の減額が主なものであります。

41ページの中ほどの公共下水道事業費は、下水道特別会計の繰出金が使用料の伸び等により1,500万円減額するものであります。

42ページの教育費については、事務局費に、今後の義務教育施設整備に備えるために1億円の基金積み立てを行うものが主なものであります。

ずっと飛びまして46ページ、諸支出金の財政調整基金は、将来に備えて財政調整基金として1億3,000万円を積み立てるものであります。それから、ふるさと白馬村を応援する寄附金については、1,545万9,000円を基金として積み立てるもの。それから、白馬村地域情報化施設基金費につきましては、将来の維持管理等の支出に備え、加入負担金等の増493万5,000円を基金として積み立てるものであります。

それから予備費につきましては、200万円全額を不用額として今回減額するものであります。

以上、補正の概要を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。

ただいまの承認第3号につきまして、何点かお伺いしたいと思います。

まず歳入部分についてでございますが、ページで申しますと13ページ、9款1項1目におきまして、地方交付税のうち普通地方交付税が今回1億円余りの増額となっておりますが、この年度末までに歳入として補正されずに財政運営が可能であった、その理由をお伺いいたします。

次、21ページでございますが、19款4項1目の024公売手数料ですが、公売手数料わりと大幅な減額になっておりますが、その減額の理由をお伺いしたいと思います。

次ですが、次に歳出についてお伺いしたいと思います。ページ数で申しますと30ページ、3款1項3目のオストメイト対応型トイレの整備工事費、これは大事な事業ではあると思うんですが、今回減額になっている理由をお伺いしたいと思います。

また歳出全般についてでございますが、財政調整基金積立金のほかに、今回は土地開発基金積

立金に2,000万円、福祉基金積立金に1億円、また義務教育施設整備基金積立金に1億円等と、これだけでも合計2億2,000万円の積み立てが一般財源よりなされておりますが、これらがなぜ実現できたのが、例えば交付金との関係など、その原資についてお伺いをいたします。

以上でございます。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。

すみません。ほかに質疑はございませんか。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 私の方ですけれども、補正予算書によりますとページ22ページ、3の支出明細中の中で、2款総務費1項の総務管理費の関係で、土地開発公社積立金の2,000万円、そしてまたページ数で29ページになりますが、3款民生費1項社会福祉費の社会基金積立金の1億円、またページ42ページになりますが、9款教育費1項の教育総務費の義務教育施設整備基金積立金の1億円、そのほかに財政総務費として1,300万円ほどのあれございまして、合計3億5,000万円になるかと思えます。

繰越金が専決されていること、また、それにかかわる事業目的と計画の概要について。そしてまた村の経済が逼迫している中で、活性化に向けた検討がされたかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） それでは、初めに篠崎久美子議員の質問に対して答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） それでは、篠崎議員さんのご質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、13ページの地方交付税関係の歳入についてのご質問でございますが、ご存じのように、歳出に対して歳入をいかに確保するかで予算が決まるわけでありまして、今回、国の経済対策交付金や財政対策債等を発行しましたので財政確保ができたということで、補正財源として支出する予算も、特に大型のものがなかったことから、交付税を留保したというものであります。

それから、歳出全般にわたるご質問でありますけれども、篠崎議員ご指摘のとおり、経済対策交付金が設けられ、また平成22年度は地方交付税を減額しないという政府の方針により、一般財源を特定財源に振りかえたり、交付税と同様である財源対策債を限度額いっぱい借り入れたこと、また大型の補正がなかったために不要な支出を将来に備えて、特目基金へ積み立てすることができたものでありますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 次に、横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 19款の、21ページの公売手数料の減額につきましてご説明申し上げます。この公売手数料の減額につきましては、当初予算で6物件の不動産鑑定料と、それからインターネット公売手数料の収入を見込んでおりましたけれども、インターネット公売につきましては、農地の公売では、農業委員会から適格証明書というものが必要になるということで、インターネットの対象にしなかったということです。

それから建物の物件の中には、公売中に完納になりまして取りやめたということで、80万円ほど見込んでおりましたものが、4万円ほどに減額になったということですね。

それから残りの残額につきましては、不動産鑑定料が見込みよりも件数が減ったということが減額の理由でございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 30ページのオストメイト対応トイレの工事の減額理由ということですが、この整備につきましては、補助金の限度額である100万円で2カ所の整備を予定しておりました。その後、22年度に入って他市町村の設置状況等をお聞きしたところ、公衆便所への設置については、本来の目的ではない使用というのが非常に多いと、維持管理上に問題があるということをお聞きしました。それと役場の庁舎についても検討をいたしました。身障者トイレにはおむつがえシートが設置されているため、スペース的に設置が無理だということ。それによりふれあいセンターの1カ所ということを決めました。それが一つ。

それともう1点が、村内の設備業者5社から見積もりを取って最低の方と契約をいたしました。その折、予定していた価格より10万円ほど安く契約ができたという、2点が減額の理由でございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎久美子議員よろしいでしょうか。

次に、太田修議員の質疑への答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 太田議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

財政調整基金は、財政の逼迫の際に支出をするものでありますけれども、土地開発や福祉、義務教育基金は特目基金といいまして、将来予想される大型事業等に対する支出に備えて、事前に財政に余裕があるときなどに特定の目的に対して積み立てをするものであります。

例えば、用地取得や造成に対する基金が土地開発基金であります。今後増加するであろう福祉関連施設の負担金や施策への負担金、医療費の対応などに使うのが福祉基金であります。また、義務教育施設基金につきましては、教育関係の大型事業をする際に備えて積み立てるものであり、白馬村の実施計画や広域の実施計画をご覧いただければ、今後、村の負担が生ずる事業がおわかりになるかと思えます。

今、国において審議されている東日本大震災被災地の復興財源の確保などを考えると、これからは、ここ数年のような経済対策は望めないと思っております。今年余ったからといって使ってしまったら、三位一体改革の際の財政危機を乗り越えるために四苦八苦した経験や、これまでの財政対応が生かされません。経済活性化に向けた取り組みは、長期財政計画も見据えた中で、身の丈にあった施策の中で考えていくことが賢明であると考えております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 太田修議員、答弁漏れはありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 長期の中で、いろいろな積立基金をしていくということは、非常に大事なことであり私も考えております。

ただ、今こういった白馬のこういった観光の低迷等によりますこの経済状況を見ますと、もう少し運用してもいいのではないかなということでお伺いをいたしました。その辺につきまして、もしほかの対応とか、いろいろ考えられているようでしたら、そちらの方のご意見を聞きたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 太田議員、議案に対しての質疑でありますので、お願ひをしたいと思います。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第3号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認をされました。

△日程第9 承認第4号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第9 承認第4号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 承認第4号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について説明をいたします。

平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、平成23年3月31日に専決処分をしましたので、地方自治法の規定により議会へ報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決第4号 国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ4,155万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ11億2,748万6,000円としたものでございます。

この専決処分につきましては、3月31日をもって保険給付などの歳出が確定したことにより、計数整理を行ったものでございます。

補正内容を歳入歳出明細で説明しますので、5ページをお開きください。

まず歳入から説明します。1款国民健康保険税では、1目一般被保険者分で60万円、2目退職被保険者分で302万円が、それぞれ追加となりました。

次のページをお開きください。3款療養給付費等交付金は、退職被保険者現年度分で166万7,000円の減額。

5款共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金が823万1,000円の減額。

7款1目の一般会計繰入金は、人件費繰入分が258万1,000円の減額。

7款2項基金繰入金の1目給付費準備基金繰入金は、保険給付費の減などにより繰入金全額の3,000万円を減額するものが主なものでございます。

9ページをお開きください。続いて、歳出を説明します。

1款1項1目一般管理費は人件費が主なもので、276万7,000円の減額。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、1,578万9,000円の減額。

次のページをお開きください。保険給付費の4項1目出産育児一時金は、132万4,000円の減額。

次のページをご覧ください。7款1項1目の高額医療費共同事業医療費拠出金は、325万9,000円の減額。

2項1目保険財政共同安定化事業拠出金は、213万1,000円の減額。

8款1項1目特定健康診査審査等事業では、特定健診委託料が306万6,000円の減額でございませぬ。

次のページをお開きください。10款2項1目の療養給付費負担金等返納金が、1,170万4,000円の減額となりました。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第4号 平成22年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処

分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

**△日程第10 承認第5号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
の専決処分報告について**

議長(下川正剛君) 日程第10 承認第5号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長(倉科宜秀君) 承認第5号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告について説明をいたします。

平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、平成23年3月31日に専決処分をしましたので、地方自治法の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第5号 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ235万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6,072万5,000円としたものでございます。

補正内容を歳入歳出明細で説明しますので、5ページをお開きください。まず歳入から説明をいたします。

1款後期高齢者保険料は、156万3,000円の減額。

3款の一般会計繰入金は、63万円の減額。これが主なものでございます。

7ページをお開きください。続きまして、歳出を説明します。

1款総務費1目徴収費は、50万6,000円の減額。

2款分担金及び負担金1目広域連合分賦金の150万8,000円の減額。これにつきましては、保険料収入の減額補正に伴うものです。

以上で説明を終わります。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第5号 平成22年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第6号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第11 承認第6号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 承認第6号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について説明いたします。

平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）については、平成23年3月31日に専決処分をしましたので、地方自治法の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第6号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ34万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ30万4,000円としたものでございます。

この専決処分につきましては、3月31日をもって保険給付費の歳出が確定したことにより、計数整理を行ったものでございます。

補正内容を歳入歳出明細で説明しますので、5ページをお開きください。まず歳入から説明をいたします。

1款支払基金交付金の1目医療費交付金は、10万7,000円の減額。

2款国庫支出金の1目医療費負担金は、10万4,000円の減額。これが歳入の主なものでございます。

次のページをお開きください。失礼いたしました。引き続き歳入です。

4款繰入金の1目一般会計繰入金は、医療給付費等繰入金が主なもので7万3,000円の減額となりました。

次のページをご覧ください。歳出を説明します。

1款1項の1目医療給付費は、12万3,000円の減額。

2目医療費支給費は10万4,000円の減額でございます。

補正内容の説明については、以上でございます。

なお、老人保健医療特別会計につきましては、22年度をもって終了し、必要となる歳出があつたら、一般会計の方で予算措置をするということになります。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

承認第6号 平成22年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第7号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第12 承認第7号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 承認第7号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、平成23年3月31日に専決処分したので、地方自治法の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第7号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ242万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,216万8,000円としたものでございます。

それでは補正内容を説明しますので、5ページをお開きください。

歳入明細、1款分担金及び負担金1項分担金でございますが、下水道加入分担金70万円減額。

次に、1款同じく分担金負担金の負担金でございますが、下水道受益者負担金210万円の増。

2款使用料及び手数料、こちらの方は現年分の使用料、それから過年分の使用料、合わせて1,117万4,000円の増でございます。

3款繰入金、一般会計繰入金でございますが、1,500万円の減額でございます。

それでは6ページお開きください。

歳出明細でございますが、1款下水道費1項の総務費でございますが、一般管理費の中の一般管理事業を不用額7万6,000円を減額しております。

続きまして、施設管理費でございますが、浄化センター維持管理事業について、不用額を90万円減額しております。

その下、管渠維持管理事業につきましては、こちらも不用額を130万円減額しております。

2款公債費でございますが、こちらの方は一時借入金の利子でございますが、今年度一時借入金の借り入れはなかったために、15万円を減額いたしました。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

承認第7号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 議案第35号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第13 議案第35号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 議案第35号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてにつきまして、朗読を省略し、ご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、白馬村税条例の一部を改正する条例でございますが、第1条は、税条例の附則にその下の第22条と、次のページの第23条の2つの条を加えるものでございます。

内容は、第22条は、東日本大震災に係る雑損控除の特例に関する規定でありまして、第1項は本来なら災害のあった翌年に控除対象になるものでございますが、住民税ですね、控除の対象

になりますが、平成22年において生じた災害とみなしまして23年、今年の村民税の控除対象とできるものでございます。

なお、これとは別に地方税法におきまして、控除しきれずに繰り越しをする場合は、3年限度とするものを5年というふうに変長されております。

それから第2項でございますが、24年度以降に余震等で再び災害を受けたというような場合に、同様に控除の対象とできるというものでございます。

第3項は、所有する資産が被災し所得がない場合などは控除できませんので、生計を一にする親族の損失として申告ができるということで、これを選択した場合には、本人の損失とは見ないというものでございます。

第4項は、3項の場合の2項と同様に余震等の対応であり、次のページの第5項は、申告に関する規定でございます。

第23条は、住宅借入金等特別控除の適用期間に関する特例の規定でございますが、本来ならば住み続けていなければ控除の対象にはなりませんけれども、特例として、震災前まで居住をしていれば、震災により居住できなくなっても残りの期間控除ができるというものでございます。

最後の第2条は、昨年改正いたしました白馬村税条例の附則の改正でありまして、附則第1条第5号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行日から施行するものでありましたが、国会におきまして、この地方自治法の改正の成立がおくれまして、本年の4月にずれ込みましたので、それにあわせて改正したいものでございます。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第14 議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に7,345万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億9,145万5,000円とするものであります。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページ第2表をご覧をいただきたいと思います。

庁舎の施設改修事業、電話機の交換機の改修事業等でございますが、これにつきましては、起債種別の変更、起債充当率の変更により560万円を600万円に変更するものであります。

林道改良事業、咲花線の改良につきましては、これも起債充当率の変更により、340万円が570万円に変更となるものであります。

道路新設改良事業につきましては、補助金増が見込めないために供用を早めるため、神城山麓線に地方道路整備事業債等を導入することにより、起債額を4,150万円増にしまして、6,090万円を1億240万円に増額補正するものであります。起債の方法、利率、償還等につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、8ページに飛びまして、歳入明細をお開きいただきたいと思います。

分担金及び負担金のうち、土木費分担金につきましては、神城山麓線等の事業費増に伴い405万円の増額であります。

国庫補助金につきましては、土木費補助金が内示額の減によりまして510万円の減、農林業費の補助金につきましては、自然利用のエネルギー施策であります小水力等農業水利施設利活用支援事業に400万円の追加であります。

県補助金のうち、衛生費補助金の子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金については、内示により215万4,000円の減額であります。

繰越金につきましては、補正財源として平成22年度繰越金を2,457万円を追加して、財源充当するものであります。

諸収入の雑入につきましては、消防団員の退職報償金を151万8,000円増とするものであります。

村債につきましては、先ほど地方債の補正のところでも申し上げましたとおりであります。充当率の増、起債種別の変更、起債事業費の追加等により増とするものでありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、12ページからの歳出をご覧いただきたいと思います。

補正のうち、各種目の人件費の増減につきましては、4月1日の人事異動等に伴う繰りかえりありますので、よろしくお願いいたします。

飛びまして、14ページ上段をご覧いただきたいと思います。

14ページ上段の社会福祉総務費352万4,000円の追加は、社会福祉協議会の局長の人件費等に対する社会福祉協議会への補助金の増であります。

それから、衛生費の環境衛生費については、職員病欠による臨時職員雇用で240万円を増額するものであります。

15ページ保健予防費の減額は、ワクチン接種について医師会との話し合いにより、委託接種から集団接種に接種方法を切りかえたために、費目がえ及び接種人数の減に伴う費用の減額等であり、全体で418万6,000円の減額となっております。

16ページ、農林業費の農業振興費につきましては、残雪処理対策に109万円を追加するも

ので、農地費、小水力等農業水利施設利活用支援事業は400万円の補助金を得て、平川頭首工における水力利用のエネルギー調査をするものであります。

18ページ、観光施設整備費の工事請負費は、漏水が激しい保養センターの水道施設について、便所及び飲料水確保のための簡易な水回りの布設工事を行うための工事費であります。

19ページ、観光商工費の商工振興費につきましては、住宅リフォーム補助事業として1,003万6,000円を追加するものでありますけれども、補助金の詳細については、担当課より委員会等でご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

20ページ、土木費につきましては、道路維持費で除雪関連補助が1,000万円、消雪剤の散布用トラック購入補助が60万円の減額となり、それに伴い補助対象経費の減により、起債額も70万円の減となるものであります。

また、道路新設改良費につきましては、補助金550万円の増に伴い事業費を増やし1,176万円余とするものであり、補助金の増額がこれ以上望めないことから、起債借り入れによる地方特定道路整備事業として事業を実施するために、5,276万7,000円を今回追加補正するものであります。

21ページ、消防費の非常備消防費につきましては、退職報償金として162万円余を追加するものであり、防災事業につきましては、東北地方への支援に要した経費の追加であり、非常時の飲料水、アルファ米の補てんと、携帯用投光器を購入するための予算の追加であります。

以上、今回の補正の概要を申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第15 議案第37号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第15 議案第37号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第37号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,970万6,000円とするものでございます。

補正内容を説明しますので、5ページをご覧ください。

歳入明細、1款分担金負担金1項分担金、こちらは100万円を70万円増額して、170万

円とするものでございます。

続いて、5款繰越金、こちらは150万円を130万円増額して、280万円とするものでございます。

続きまして、歳出の明細でございますが、6ページでございます。

1款下水道費2項下水道建設費1目公共下水道建設費でございますが、こちらは共同排水設備設置等補助金でございますが、こちらは当初予算100万円を計上してありましたが、既に予算の不足が生じているために、200万円を増額して、300万円とするものでございます。

なおこちらにつきましては、申請が多い年と少ない年があるものですから、毎年頭出しというような形で、当初予算では100万円を計上しております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第35号から議案第37号までは、お手元に配付してあります平成23年度第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案第35号から議案第37号までは、お手元に配付してあります平成23年度第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（下川正剛君） 以上で、本定例会第1日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。あす6月8日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日6月8日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時30分

平成23年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成23年6月8日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成23年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成23年6月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

窪田副村長及び太田建設水道課長が公務のため、遅参する旨の報告がありましたので、ご報告申し上げます。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告された6名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順序を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第7番田中榮一議員の一般質問を許します。第7番田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番、田中榮一です。前回に引き続きトップバッターを務めます。

避難民の数はいまだ10万人を数え、福島第一原子力発電所に至っては、収束のめどすら立っていません。東日本大震災復興の日は、いつやって来るのでしょうか。栄村を中心にした、長野県北部震災に遭われた方々とともに、改めて被災された方、亡くなられた方に対し、お見舞いとお悔やみを申し上げます。一日も早く、穏やかな日常生活が両地方に戻りますように、心から願うものであります。

今回は、3つの質問を用意いたしました。初めに、白馬村防災計画について。2番目に、ランニングコース整備について。3番目に、社会福祉についてであります。

まず、防災計画についてですが、東日本大震災から2カ月ほどたとうとしております。しかし今なお、3月11日当日の生々しい状況が、マスコミ等で毎日のように流されております。その中で、3月11日に起きた東日本大震災の教訓として、防災訓練の重要性が取り上げられております。村は、平成11年策定した白馬村地域防災計画に沿って防災訓練がされておりますが、今回の大震災を教訓として防災計画を見直し、より現実的に近い訓練とすべきと考えます。

村長に伺います。現在、村が実施している防災訓練の実態と見直しについて。

次に、教育長に伺います。「おくれた避難、なぜ」の見出しで、先日、全児童の7割近い74人が死亡した、石巻市のある小学校の新聞記事が載っておりました。市教育委員会によりますと、学校側は危機管理マニュアルで、学校が被災した場合の2次避難先を設定していなかったといえます。本当に痛ましいことです。そこで小中学校3校における耐震診断と、防災訓練の実情について伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

田中議員ご指摘のように、このたびの東日本で発生をいたしました大地震は、国難とも言われるような、大変厳しい状況となっております。震災発生以来2カ月半を経過している今でも、死者・行方不明者合わせて2万三千余名に上っております。不幸にもお亡くなりになられました皆さん方には、心よりご冥福をお祈りをするとともに、被災地の皆様方には、心よりお見舞いを申し上げますところでございます。一日も復興が早くなされて、安全・安心な、そして穏やかな日々の生活が保障されるようになってほしいと願うところでございます。

こうしたことに関連して、田中議員から、地域防災計画についてのお尋ねがされております。私の方からは、防災訓練の実態と見直しについて答弁をさせていただきます。

防災訓練の実態といたしましては、村が主催する訓練として、大規模な地震の発生を想定した地震総合防災訓練と、大規模な建物火災を想定した消防総合訓練を実施しております。また、長野県姫川砂防事務所との共催により、土砂災害を想定した防災訓練も実施をしております。

村内で大規模な地震が発生した場合、各所で火災が発生をし、多数の死傷者が出てしまう一方で、道路は損壊や障害物により寸断され、消防署や消防団が現場に到着することが極めて困難な状況に陥ることが予想をされます。

このような状況下では、住民一人一人の応急対処に関する知識の体験が、被害の軽減に最も貢献するものと考えております。そのため村が主催する訓練では、住民相互が行う応急対策を主眼に、参加住民のすべてが訓練を体験できるように、班編制や時間管理等の面も配慮しながら、初期消火や救命、救護に関する訓練を実施をしております。また、訓練会場となる地区の皆様には、避難訓練もあわせて実施していただいております。

この訓練を通じて、いざというときの避難所はどこにあるのか、どの経路が安全な避難経路であるか等のそれぞれを確認をし、地区を代表する方には、住民の避難状況の把握と災害対策本部への報告といった、一連の情報伝達訓練も実施をしております。こうした訓練への参加人数は、例年ですと関係者を含めて250名ほどであります。

また、長野県姫川砂防事務所との共催により行う土砂災害に対する防災訓練では、住民に対しましては土砂災害危険箇所の周知、避難所、避難経路の確認を促すことを目的に、また行政としましては、災害警戒本部の運営、避難情報の判断と発令に関する訓練を行っております。

一昨日、姫川砂防事務所と共催で、飯田の犬川がはんらんをし、土砂災害が発生したことにより土砂が流出したという想定のもとに、体験実習館を避難場所として、避難訓練を実施をいたしたところでございます。この訓練は小谷村と交互に実施をしているものであり、今後も続けてまいりたいと考えているところであります。

次に、防災訓練の見直しについてお答えをいたします。これまで実施してきました住民相互が行う応急対処を主眼にした訓練は、個々の災害対応力を高めると同時に、被害軽減にも大きく貢献するであろう点から、住民向けの訓練としましては、今後もこのスタイルで実施をしてみたいと考えております。

このほか、今回の大震災を通じて私が必要性を感じているのは、災害発生時に、災害対応の中枢となる災害対策本部の運営訓練であります。災害発生時には、すべての面においてスピード感が求められます。例えば防災情報を取得して避難情報を適切に判断、発令する、住民の避難情報や安否情報を取得して必要な支援策を決定、実施する、被害情報を取得してその対応策を決定、実施するなど、情報取得から意思決定、そして実行へとといった一連の行動において、スピード感を高めることができるような訓練を計画してまいりたいと考えております。

今回の大震災を通じて、住民の防災に対する関心が、これまでにない高まりを見せております。村としてはこれを好機ととらえ、この関心の高まりを防災意識、知識の向上へと結びつけられるように、各種の防災事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。私からは以上であります。

議長（下川正剛君） 福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さんの、地域防災計画についての2点目のご質問の、小中学校における耐震診断と防災訓練の実施状況についてのご質問にお答えをいたします。

小中学校における耐震改修及び耐震の結果につきましては、役場のホームページに掲載してございますので、またご覧をいただきたいと思いますけれども、学校施設の関係につきましては、児童・生徒にとって1日の大半を過ごす学習、生活の場でありますので、非常災害時には地域住民の応急避難場所となるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っているところであります。

その安全性の確保につきましては、極めて重要であるということから、平成7年に施行されました建築物の耐震改修に関する法律によりまして、昭和56年以前の建築物を対象に耐震診断を行うことが求められ、平成17年度に第1次耐震診断、平成18年度に第2次耐震診断を実施をいたしました。

その結果、法律の基準、いわゆる耐震改修促進法の関係のI s値、耐震の指標を示す数値でありますけれども、I s値0.7未満で学校施設があったために、平成19年度に北小学校の北校舎及び南小学校の南校舎の耐震補強工事を実施をしてきたところでございます。

この耐震補強の工事によりまして、南小学校ではI s 値0.71、北小学校ではI s 値0.72となりまして、この数値につきましては震度6強、このほど発生した栄村の激しい震度6強という地震から震度7程度の地震に対して、倒壊、崩壊する危険性が低いということになっております。

今後につきましても、村民の皆様と情報を共有しながら、また今後、法律の改正等もありましたら、そういったことも加味して、より一層、安全性の確保と教育環境の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、防災訓練の実施の状況についてのご質問でございますけれども、地震、火災発生時の安全で敏速な避難方法と、初期消火方法の実践を体得をしなければいけないというようなことのために、小学校では授業中、あるいは休み時間の地震、火災等を想定した避難訓練と、教職員による校内の防災設備の操作講習、並びに初期消火訓練等を実施しています。

中学校では4月と11月、年2回、避難経路の確認、消火器による消火訓練、消火栓による放水訓練等を実施し、教職員におかれては、年度当初、避難経路、行動マニュアル、緊急連絡名簿等を作成し、毎月、月初めに安全点検等を行っております。

また小学校、中学校とも各教科、それから学級活動、体験活動等を通して、災害の原因や安全な行動の仕方、日常の備え、命、家族のきずな、助け合う心の大切さなどについて、機会を見て日々学校の方で指導を行っているということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 白馬村が平成11年に策定した防災計画というのが、ここのファイルに書かれているものであります。この中に書かれているマニュアルについて、総務課長、それから教育課長にちょっとお聞きしたいというように思います。

恥ずかしながら、私、議員になりまして、本当にこの震災が起こったあと、初めてこれ全部読ませていただきました。本当にきちんと書かれているものだというように思います。

これからの時期、梅雨の末期や台風による大雨が、非常にこれから予想されるわけですけれども、白馬地区に、大雨洪水警報が白馬气象台より発令されたという対応について、そのお2人の課長にお伺いをしたいというふうに思いますが、白馬村において、一番心配されるのは風水害ではないかというように思います。防災計画にある、災害直前活動という第1節の中で、風水害については、気象情報や河川の観測データを活用することで、災害の危険性をある程度予想できる。このため迅速な判断による災害の未然防止活動や、円滑な災害応急活動を実施するための災害発生直前活動が重要になるというように書いております。つまり、適切な避難誘導が一番大事ですよということでもあります。

先日お会いをしました、塩入姫川砂防事務所長さんによりますと、降雨が200ミリ以上になると、土石流の発生する確率が極めて高くなります。松川、平川、犬川、現在砂防が幾つか入っ

ていますが、決して安全だとは思わずに、危機意識は常に持ってほしい、東から流れてくる川に至っても、全く同様ですと話されておりました。

そこで、実施責任者である総務課長は、気象予報で警報を収受したときは、例えば長野気象台、県防災課より発生されたという情報を収受したときなんですけれども、関係各部に速やかに伝達するというように、このマニュアルに書いてあります。今まで警報が発せられたことがあるというように思いますけれども、その都度、その対応をされてきたかどうかということをお伺いをいたします。

それから、建設課長が今、今日おりませんけれども、洪水が心配されるときに、総務課長にお答え願いたいと思うんですけれども、洪水が心配されるときに、村中の河川の見回りは担当課の方に任されているのでしょうか。そして、その見回りをしなさいよというような指示をされているのかどうか。地区や、消防団や、区の役員任せになっていないのかどうか、ちょっと、そのところをお聞きをしたいというように思います。

教育課長においては、そういう発生されたときに、総務課長の方から連絡来ると思うんですけれども、この子供の下校時において、小さな河川のはんらんというものが、非常に心配されなければならないというように思います。そういうマニュアルに沿って、学校に課長自身が対応しているかどうかということをお聞きをしたいというように思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 田中議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

平成16年に中越地震がありまして、それ以降、村の方でも職員の災害時の初動マニュアルというものをつくってございます。

そういうことで、先ほどの例をとりますと、大雨警報が村に出された場合、村の方では総務課、建設課、観光農政課の職員を中心といたしまして、4班の班を編制してございまして、順次、大雨警報が出た場合には、勤務時間の5時15分以降でありますけれども、解除になるまで様子見をするという態勢を整えております。一応、建設事務所や地方事務所の方も、災害警報が出されますと、職員が合庁に在庁するような形になりますので、そこと連絡を取り合うということで、そのような態勢をとっております。

それから、付近を見回っているかということでありますけれども、日中につきましては、勤務時間の中で、当然そういうことをするわけではありますが、夜間になりますと危険という部分もありますので、どうしても地域からの連絡に頼って対応するケースが多いということで、時間を決めて定期的に回っているというのは、ケース・バイ・ケースということで対応していますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 洪水警報があり、児童・生徒に危険が及ぶ可能性がある

場合につきましては、集団下校時に職員の同行等するように、教育委員会の方としましては、対応を学校の方に指示している状況であります。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、そういう状況になったときには、速やかな対応をお願いをしたいというように思います。

私、先ほどの村長の答弁にもありましたように、6月の9日の日の姫川砂防事務所と村が企画しました避難訓練、村長が避難訓練勧告によって行われた避難訓練に参加したわけですけれども、非常に参加者は少なかったわけですけれども、参加された方々は、本当に危機管理意識を再確認されたということでは、非常によかったのではないかというように思います。

それで白馬、小谷とその訓練を交互にやっているわけですけれども、それも2年ごとなんですけど、できれば毎年白馬だけでも、その非常にはんらの危険のあるような河川、イエローゾーン、レッドゾーンというような指定されているところがありますよね、そういうところは毎年ではなくてもいいんですけれども、本当に砂防の方がやるときじゃなくて、村独自でもって、その毎年どこかでやるというようなことが大切ではないかというように思うんですけれども、村長、どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員のご質問でありますけれども、思うところは、私も一緒でありますけれども、やはり砂防事務所の専門的な知識を必要とすることも多々あります。そういう意味では、やはり砂防事務所自身も、白馬村だけではなくて小谷村も、その管轄区域に入っているということから、日程的なことも多々影響があることから、それぞれの自治体で隔年開催と、こういうことで今まで来ていると思われま。

今、田中議員ご指摘のことは受けまして、また砂防事務所等とも相談をさせていただき、庁内での検討もさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） では3問目ですので、この質問の最後に、村長にお伺いいたします。村長が今考える災害に強い村とは、どんな村なのかお伺いをしたいというふうに思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 災害に強い村づくりをどう考えていくかというお話ですけれども、当然、河川のはんらん等に備えたハードの設備は、大変一番重要なところであります。

しかしながら、このたびの東日本で発生をいたしました津波による災害を見ておりますと、我々の方には幸い津波という事例はないわけでありましてけれども、やはり、そのハードに頼り切ることによる災害が大きくなったということがあります。何よりも大事なことは、そうした災害は最大限の想定をする中で、住民一人一人が自助の力で、いかに避難をしていくかということが、

何よりも大事だということは、国の専門家も言われております。その例が、このたび亡くなられた方々が、ハザードマップ内で亡くなられているというようなことがありますけれども、そうした起こっている現状認識をお互いにして、いかに安心なところへ逃げられるかどうか、そうした体制づくりをすること、そうした訓練を重ねる必要性をつくづくと感じております。

そうしたことによって、災害が発生をしても、人が亡くなることのないような、そうした村づくりが、私は災害に強い村づくりだと、こんなふうに思っておりますので、そうした意識の改革、そして情報発信による村民理解、自立の精神、そうしたものをお互いに認識をし合うことから、災害に強い村づくりにつながっていくと、こんなふうを考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、次の質問に移ります。ランニングコース整備について伺います。

1, 000万人、この数字を村長はご存じでしょうか。先週のNHKクローズアップ現代で、埼玉県庁の市民ランナーであります川内君という方を取り上げた番組であります。そうです、川内君というのは東京マラソンで日本人トップの3位に入り、一躍、時の人になった方であります。そのとき私は体協の会長や農協の観光農政課の職員、民間の方と視察に行きまして、ゴールでその瞬間を見ておりまして、本当に感激は今でも忘れることができないんですけれども、その番組の冒頭に出ていた数字であります。1, 000万人、日本人の市民ランナーの数であります。

今や日本列島、フルマラソン、ハーフマラソンなど大会が数え切れないくらいに行われており、さらに増えようとしております。村は早くからここに注目し、来月に7月23、24日に開かれる白馬スノーハーフクロスカントリー大会では、多くの村民ボランティアの皆さんに支えられながら、今年で14回目を迎えるわけであります。

早くから、観光、宿泊関係者から、宿泊につながる持続可能な観光産業の構築の条件として、スノーハーフの利活用とランニングコースの整備要望が出されておりましたけれども、このほど教育委員会事業として、村長の先日の冒頭のあいさつの中にもありましたように、グリーンスポーツを基点として、4キロのランニングコースが整備され、この12日に池田町出身のソウルオリンピック選手である中山竹通氏をお迎えして、オープニング記録会が開かれるというようになっております。

飯田地区においても、東山に4キロのコース整備が行われているなど、今後、村民の健康づくりと誘客につながる観光施設として期待されておりますけれども、その利活用と観光客を呼べる体制づくりが必要と考えております。

村長に伺います。直ちに観光戦略の1つとして体制づくりを行い、売り出すべきと考えているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

そして教育長には、村民の生涯スポーツの場として、健康づくりの場としての活用は、どのように考えているのか、お伺いをいたします。以上、2点であります。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員、2つ目のご質問でありますランニングコース整備についてのお尋ねであります。私の方からは、直ちに観光戦略の1つとして体制づくりを行い、売り出しをすべきと考えるのがいかがかというお尋ねであります。

4月20日に白馬村体育協会長、陸上競技会協会、商工会、観光局など、関係の皆さん方にお集まりをいただき、スポーツ観光の推進に向けての会議を開催いたしました。この会議において、事務局を観光農政課に置き、参集いただいた団体の方々を初めとするスポーツ観光推進会議を設立して、市民ランナーや学生、実業団の陸上合宿等を誘致していくことに決定いたしました。7月上旬を目途に組織を立ち上げ、当初予算で旅費をお認めをいただいたとおり、陸上関係者の招聘を進めていく方針であります。

現在、村では、きこりの道の再整備に着手しております。また飯田地区では元気づくり支援金を活用して、東山の散策路整備を行う計画であることもお聞きをいたしております。行政と地域がこうした整備に取り組みながら、スポーツ観光推進会議では、今年度ランニング層の誘客を主体に行い、さらにウォーキングやマウンテンバイクなどの幅広い層の誘客に努めていきたいと考えているところでございます。

加えて、このたびの東日本の震災において、そういった施設、学生、実業団の皆様の合宿場所が全滅をしたということから、今そうした受け入れ施設を探しているというふうにもお聞きをいたしております。

それとは別に、何とかあのスノーハープの利活用をしたいということで、検討委員会から答申もいただいております。有利な起債を利用しながら、答申に基づいた整備をできるだけ早くしたいと、こんな思いで今取り組んでいるところでありますけれども、なかなか利用をする目的が、いろいろな層の人によって違いもあることから、その整合性を図ることが、今、何よりも大事だということで、それが解決し次第、何とか工事着手に一日も早く取り組めるよう努力してまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さんのご質問の、2番目のランニングコース整備の関係で、村民の生涯スポーツの場としての利活用についてのご質問でございますけれども、このランニングコースの整備の関係につきましては、田中議員さん積極的に東京マラソン等々の視察に、村の陸協の役員さん等々と行っていただき、このコース整備にご尽力いただき、感謝を申し上げます。

また、今年度整備しましたコースにつきましては、4キロというような短いコースでありますけれども、1キロ、1.5キロ、4キロと、そういう形の中で、この12日に記録会を開催する

というような運びになりまして、ご尽力いただきましたことに、この場でお礼を申し上げたいと思いますし、関係の皆様方にも感謝を申し上げるところでございます。

このコースは、ただグリーンスポーツの周辺に、交通量が少ないからつくったということだけではありまして、専門家といいますか、ベテランの方々の指導を受けて、整備等を検討してきたものでございます。東京マラソンの競技運営部長を務められた方、あるいはまた長野オリンピックの記念マラソンの委員会の事務局長さんを務められた方、あるいは3年ほど前に、20年の秋に、視察等にも関係の皆さんにも行っていただいたわけですけれども、信濃町の陸上競技場を管理しておられるNPO法人の方々等、そういったご意見をお聞きしながら、村内各地に、村長冒頭の答弁でもありましたように、1つのコースだけでなく幾つかのコースを整備をし、村民の方に利用いただく中で、誘客にもつながればというようなことで進めている事業でございます。

利活用の関係の方法ですけれども、白馬村の自然の中で、だれもが、いつでも、好きなレベルで、いろいろなスポーツを、世代を超えてということのスローガンに活動しています、地域総合型スポーツクラブ、これが今年度、立ち上がって3年目を迎えるわけですけれども、そういったクラブを支援しながら指導員の確保等にも努めて、この活用を図っていききたいというふうに思っているところでありますし、またランニングにつきましては、だれでも気軽にできるスポーツということでございますので、日ごろの運動不足の方々に、気軽に健康や体力づくりに活用していただけるように、PRに努めてまいりたいというふうに思っております。

また、ランニングをこれから始める方につきましては、ただ、我流だけで最初頑張るというようなことでは、どうしても体に何らかの故障等が生じてくると言われておりますので、準備体操、準備運動、ストレッチ、そういった基本というものをしっかり身につけて、生涯スポーツの場として、この今度でき上がったコースを大いに活用していただけるようPRに、この機会を通して努めていききたいというふうに思っております。

ただやみくもに、走る場所の提供ということでなくて、これからそれぞれご意見を聞く中で、総合型地域スポーツクラブを初め、体育協会等々と連携をとりながら、指導者の確保ということにも努めていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 余談になりますけれども、先日、上村愛子さんと話をする機会がありまして、グリーンスポーツからコースができるんですよと話したところ、ああ、私のいつも走っているところですよ、非常にそういう整備されるということは、非常に私ありがたい、早速使わせていただきますというように、彼女は本当に喜んでおられました。

再質問でありますけれども、飯田区で行っている事業名というのは、東山自然開発プロジェクトという名前で行っているわけでありまして。コース整備というものは今年限りではなくて、四、

五年かけて、県の予算である地域元気づくり支援金を申請しながら東山整備を続けていく事業であります。しかし、飯田区としても、できることはもう限界があるということでもあります。それから、このコースをさらに魅力あるコースにするためには、行政の支援がやっぱり必要になってくるのではないかとこのように思います。

先ほど村長のお話にもありましたように、きこりの道整備を村が始めましたし、スノーハープの利活用ということも、村長も考えておられます。そうなりますと、もう東山全体の整備構想というものを、ぜひ村長、ご支援を考えていただいて、自然を守りながら、そういう東山の全体構想というものをぜひ考えていただくというのが、大事なことではないかなというように考えるんですけど、村長、いかがでしょう。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、田中議員言われたことに関しては、私も同感であります。こうした地域の皆さん方が、やっぱり積極的に連携を密にしながら、1つのイベントに取り組んでいただくという姿勢が、今の白馬村には何よりも必要なことだと、このように思っておりますし、そうした地域の皆さんの活動が実現しやすいように、いかに我々がサポートしていくかということであろうかと思えます。今、田中議員おっしゃられるように、各地区の皆さんが、やはり地区を活性化させる、そうした動きを積極的に上げていただくことで、我々もサポートがしやすいような、そんな環境づくりをしていただきたいと、こんなふうに思っております。

グリーンスポーツの周りの4キロコースについても、最終的には、スノーハープとの連携を図るところに終着点はあろうかと、こう思っております。それにつけても、今回、大変ありがたかったのは、やっぱり専門的な知識を持っている人がいたということ、そしてその人が積極的に、本当に手弁当で白馬のためにやってやろうという温かい気持ち、そしてまた人とのつながりがあったことを、大変感謝をしております。実業団のそれぞれのチームの監督の皆さん方、六大学の箱根マラソンを経験している監督の皆さん等も、この白馬へ視察に来ていただいております。そうした皆さん方も、合宿をする地としては最適だというような言葉もいただいております。そうした皆さんの声を反映したような、やっぱり環境を整えていくことも大変大事であるというふうに考えておりますので、今後、事業導入に向けても慎重に対応しながらも、大勢の皆さんにお越しがいただけるような施設、環境整備は、議会の皆さんにもお諮りをしながら、実現に向けていきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、答弁まで含めて、あと残り時間16分です。田中議員。

第7番（田中榮一君） じゃあ、それでは次の3番目の、社会福祉について伺います。

少子高齢化社会の中、膨らみ続ける社会保障費を工面するために、2015年までに消費税10%とすると、政府の集中検討会議が社会保障と税の一体改革案をまとめたようであります。使

途を社会保障費に限ると言いますが、将来にわたり持続可能な制度となるか、精査する課題が多いと新聞等で報道されておりました。そんな中、昨年10月、長野県歯科保健推進条例が制定され、歯科保健の推進が求められようとしているなど、福祉の分野での内容は毎年多様化し、専門性も強く求められ、ますます重要な事業となっております。

そこで質問をいたします。必要とされる保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー、栄養士、歯科衛生士など、専門職の数は村として適正であるのかどうか。不足であれば、増員の計画はあるのか伺います。

2番目に、相談業務は非常に大切な仕事の1つでありますけれども、特に多いと聞いております。老人福祉相談について、その内容と、その相談内容と、本当に十分にその相談にこたえられているのかどうかという、この2つのところをお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 社会福祉のご質問についてお答えをいたします。

長野県では昨年、長野県歯科保健推進条例を制定いたしました。白馬村では、白馬村健康増進計画を平成21年3月に策定いたしました。この中で、歯の健康については、基本目標を生涯の健康づくりは歯の健康習慣づくりから始めましょうと定め、各種の事業を行ってきております。具体的な事業としては、各種の乳幼児健診の折に、歯科検診とは別に歯科衛生士による指導や相談を行っております。昨年からは7カ月もぐもぐの日を設け、歯科衛生士と栄養士による離乳食等の相談や、歯科健康指導を年6回行っております。また、保育園や幼稚園にも歯科衛生士による指導を年1回行っているところであります。

健康教室や、よりえ〜プラザなど介護予防事業の中でも、歯科衛生士による指導や相談を行っております。また必要に応じて、歯科衛生士による高齢者への訪問指導も行っております。

1番目の質問は、専門職の配置は適正かとのことですが、現在、専門職は保健師3名、管理栄養士1名となっております。保健師につきましては、3月に1名退職をし、不足が生じておりますので、来年度採用予定で現在募集をしているところであります。栄養士は1名が適正な配置だと思っております。社会福祉士と主任ケアマネージャーは、社会福祉協議会からの派遣や、大北社会福祉事業協会への委託により、適正な配置になっていると考えております。

歯科衛生士は1年を通じた配置の必要がないため、必要な都度、勤務いただける専門職の方と契約をしていますので、今後も現在の方法で対応してまいりたいと考えております。

次に、2番目の質問の、高齢者福祉相談業務についてですが、これは主に白馬村地域包括支援センターで業務を行い、3名の専門職を配置しております。高齢者が住みなれた地域で生活を継続でき、保健、医療、福祉サービスを相談者の必要に応じて、総合的に提供できるよう支援しております。この相談業務の平成22年度実績数値は、相談件数が延べ2,304件、新規相談人数が95人となっております。相談の方法は、来所が219件、訪問が1,221件、

電話が864件となっております。

相談の内容は、主なものとして、総合相談支援として介護保険が401件、同じく医療機関との連携が129件、地域支援対象者として一般高齢者が170件、実態把握が110件、予防給付が807件、介護保険給付が372件といった状況であります。これらの相談業務は通常業務日のほか、休日及び夜間にも電話対応するなど、高齢者ご本人や、ご家族、介護者等からの相談支援に対応するとともに、介護予防の観点から、独居や高齢者世帯を中心とした実態把握活動も行うなど、今後もこれまでと同様に問題解決に向けてこたえていきたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、あと9分であります。質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、再質問でありますけれども、平成22年度補正予算で1億円が福祉費に積み立てられておりました。将来を考えると私は賛成であります。しかし、住民に対する福祉サービスは、日本全国、本当に地域格差があるというように聞いております。必要などころはやっぱり予算をつけていかなければならないと思うわけですが、村長、その点はいかがでしょう。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今の田中議員のご質問ですけれども、大変、今、国全体の財政状況が厳しいところに、このたびの東日本の災害が発生をし、復興費に25兆円とも言われるような試算がされているところであります。大方の見るところでは、それでは足りないだろうというようなお話も聞いておりますが、そのことは結果的に、国の予算でやっていただくことによるわけですが、まだ、その財源確保が具体的になってきておりません。

しかしながら、我々への予算は削減をされるような状況になってきております。大変厳しい状況が今後も続くと思われませんが、この福祉にかかわる需要は右肩上がり、これから増える一方だと、このように思っております。そうしたことから、地域のお年寄り、そして地域住民が安全・安心で日々お過ごしをいただくためには、これから改めてというか、そういうことに対応できる基金の積み立ては必要であるという観点から、多少余裕ができてきたことから、将来へ備えての積み立てということで、基金造成をさせていただいたところであります。

必要に応じて、また有効に使っていききたいと思うと同時に、当面の課題としては、大北広域連合でやっております介護保険等についても、保険料の値上げ等、白馬村としての負担も求められることは、もう目前に控えておりますので、そうしたことにも備えてまいりたいと、こういうことで積み立てをしたところであります。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 住民福祉課長にお伺いをしたいというふうに思うんですけれども、私の友人が昨年ですか、2人の認知症の両親を抱えて、非常に苦勞した話を聞きました。自分たちの子供は大学へやらなければいけない、そして両親の介護もしなきゃいけないと、本当にその奥様の話をお聞きしまして、本当に大変だったなあというように感じを持ちまして、住民福祉課長にお伺いするんですけれども、行政は生活弱者のためにと言います。私どもも、議員としてもやっぱり弱者のためというのは、基本であろうかというふうに私は思うんですけれども、福祉課長、4月に課長になられて、一番そのような村民の弱者の方々と接する機会が非常に多くて、最前線にいるわけなんですけれども、今の感想をお聞きしたいというふうに思います。

議長（下川正剛君） 倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） まだ住民福祉課長になって、2カ月を過ぎたところというようなことを、4月早々のあるボランティア団体の総会で申し上げたところ、今の4月の初めの時期というのは、どこの市町村へ行っても、かわったばかりでわからないというふうに言われると。それは体制がなっていない、引き継ぎをちゃんとやっていないんじゃないかということで、大変おしかりをいただいたというような覚えがございます。ですが、やっぱりまだ村の今の実情、保険福祉の仕組み、村で行っているサービス、どういうケースがあるかとか、その辺については、まだしっかり承知はしておりません。ですが、支援を必要とする方がたくさんいらっしゃると思います。ですが、単にサービスの提供だけではなくて、ケースによっては、今までの保健福祉課の職員もやってきていると思いますし、現在の職員もそうやってきていると思います。そういう生活支援を必要とする方々に対しては、サービスだけではなくて叱咤激励をするということも、非常に大事なことだというふうに考えております。

サービスについては、多分、地域によって必要なサービス、それとかサービスの量、質、いろいろ地域によって差があると思います。これから白馬村で必要なサービスというのを、いろいろ考えていかなきゃいけないなというところが、現在持っている感想です。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁を含めて、あと3分少々です。質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、最後に村長にお伺いをいたします。2期目がスタートして、村長、1年たとうとしております。公約にもありますように、社会福祉の充実というところは、村長ご自身、村民にこたえられているのかどうかというところをお聞きをしたいというふうに思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、課長が答弁をいたしましたように、その思いは、私は何としても少子高齢化の到来を迎えている中で、さらに私は男女とも平均寿命がまだまだ上がるものだと、こういうふうに思っております。そうした中で、お年寄りを大切にしながら、そして我々の知恵袋とし

て、安心してこの地で住みたいという、そういう思いを実現するために、我々は何としても努力をしていかなければいけないと、こんなふうに思っておりますが、そのハード的なものは、どこまでやれば十分なのかどうか。それは、その状況に応じての対応はできますけれども、やはり一番大事なことは、そういう物質的なことも当然大事でありますけれども、メンタル的なサービスを、いかに我々が提供していけるかということも、大きな課題であろうと思います。そうしたことから考えますと、これは行政でやるべきことは、当然やることは大事でありますけれども、地域でのやはり支え合い、助け合いの精神というものも、非常に大事になってこようかと思っております。

最近、家庭内でのきずなの弱さ、地域における連帯感の希薄さ、そういったものが無縁社会というような言葉で代表されておりますけれども、そうしたことを何とか解消して、行政がやるべきハード、施設には精いっぱい取り組みをしていきたいと思っておりますが、現状は、すべてもう、十分だというようなところへは行っていないというふうに認識をしておりますので、その実現に向けては日々怠ることなく、前向きに今後取り組んでいきたいと。今後というか、さらに継続をして取り組みを進めていきたいと、こんなふうに思っております。以上です。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第7番田中榮一議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 私は今回、大きく3つに分けて質問をさせていただきます。まず第1に、「岳の湯」の営業一たん休止に伴う今後の対応について。2点目といたしまして、防災計画の見直しと改善について。また3点目といたしまして、観光施策についてお伺いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第1問目に入ります。白馬村国民保養センター「岳の湯」の営業一たん休止に伴います対策と、今後の対応についてお伺いをさせていただきます。

少子高齢化が進む白馬村でも、高齢者世帯が増加傾向にあります。また、村の中心部に位置しておりました白馬村国民保養センター「岳の湯」は、村民福祉の憩いの場として幅広い年代層に親しまれ、またスキー観光の最盛期には多くの観光者に利用され、村の福祉と観光面での一翼を担った施設でありました。福祉関係では、併設されましたスポーツアリーナ、そしてまた屋外ゲートボール場等を活用しまして、住民対象としましたゲートボール大会の開催、あるいはまたよりえ〜プラザ等の受け入れなど、そしてまたマイクロバスによります足の確保で、高齢者が安心して楽しめるような施設でございました。

また、地産地消推進事業では、地場産野菜や地元産そば粉を使いまして、岳の湯でそばまつりの開催、そしてまた会食、宴会など、幅広く村民の方にご利用された施設でございます。今回の休止に伴い質問をさせていただきます。

まず第1点目といたしまして、昭和54年の開設で32年が経過をしております。その間に平

成4年に浴槽及び配管、それからまた施設の関係等の整備が行われており、20年が過ぎております。今現在の段階で、どのくらいの修繕費がかかるのか、その見積価格、それから工事内容等についてお伺いをしたいと思います。

2つ目といたしまして、指定管理者が今現在、白馬村振興公社との間で契約期間が平成24年3月末日までとなっておりますが、それをあえて前倒して休館した理由について、お伺いをさせていただきたいと思います。

次、3つ目といたしまして、利活用にかかわります村民アンケートの応募は少なかったものの、維持あるいは発展を求める声がほとんどでありました。その内容をどのように分析し、今後どんな対策をとるのか、お伺いをしたいと思います。

4番目といたしまして、昨日、村長さんのあいさつの中にもありましたが、施設の老朽化、あるいは光熱水費等の経費に対し、利用料収入が伸びず、赤字経営が続いている旨の説明がございました。今まで、村民のよりどころとしての施設として、今後、村民の休養施設の有無等について、どのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

次、5番目といたしまして、岳の湯利用者に対しまして、60歳以上、あるいは障がいをお持ちの方などへに対する割引券が発行されていたわけですが、その辺の対応はどうなっているのか。そしてまた、よりえ〜プラザで利用されていた人たちをどのように措置がとられているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

6問目といたしまして、ゲートボール場利用者に対し、岳の湯で食堂、休憩、あるいは送迎等の対応をしてきたわけですが、その辺について、今後どのような対応、対策を考えているのかお伺いしたいと思います。

以上6問、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員の質問に、順を追ってお答えをさせていただきます。

まず最初の、白馬村国民保養センター「岳の湯」の営業一たん休止に伴う、今後の対策と対応についてであります。

最初に、現状での改修工事にかかわる見積額についてお尋ねでありますけれども、太田議員におかれましては、地元選出の議員ということで、こうした経過をたどらざるを得なかったことにつきましては、当初からかかわり合いを持ち、そしてご理解をいただいておりますので、すべてご承知の上でのご質問というふうに思いますが、改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

改修工事にかかわる見積もりでありますけれども、昭和54年5月に営業を開始した国民保養センター「岳の湯」についての抜本的な改修のための工事費の見積もりはしてきておりません。近年における岳の湯の修繕工事の状況でありますけれども、平成4年に浴槽、サウナ室、更衣室、

休憩室の改修、給湯・給水管漏水に伴う配管布設工事を行い、平成15年にはロビー、廊下、浴室、更衣室の壁の塗装、下水道接続工事を行っております。今日に至っては、ボイラーや配管の老朽化はもとより、外壁のはがれや汚れ、浴槽タイルのひび割れ、浴室床材の摩耗等、改修が必要な箇所が至るところにあるのが現状であります。

ちなみに、現在岳の湯には3基のボイラーが設置されておりますが、いずれもメーカーの耐用年数15年を超え、一番古いものは31年間、一番新しいものでも27年間使用をしております。このボイラー3基を更新する場合、650万円ほどの経費を要するという概算見積もりは徴収をしているところでございます。

また21年3月には漏水箇所が判明したことから、岳の湯を3日間休業して、修繕工事を行いました。漏水はとまっておらず、他の漏水箇所が特定できずにいるのが現状でございます。なお、漏水量を少なくする方策として、営業終了後に高架水槽につながる配管のバルブ閉栓をする措置を行ってまいりましたが、閉栓措置をした場合でも、1日1立米程度の漏水をしており、営業時間中にどれほどの漏水量があるのか、推計すらできないのが実情であります。したがって、全面的な改修になることから、多額の費用が見込まれることは確かでございます。

次に、指定管理者との間で、契約が平成24年3月末と伺いましたが、前倒し休館の理由について、利活用にかかわる村民公募の内容の結果判断及び対応についてのお尋ねにお答えをいたします。2つ目の前倒し休館の理由、3つ目の公募結果判断と対応についてであります。白馬村振興公社との契約は、お尋ねのとおり平成24年3月31日までとなっております。

また村民からの意見を公募した結果は、3名の方からご意見をいただき、その内容は、入浴施設としての継続を望む意見や、特産品加工施設としての活用といった提案であります。指定管理契約期間に残りがあり、村民の方からご意見をいただいたものの、平成21年度に財務分析をした結果、限界利益が設備費や水道光熱費などに費やされ、入浴施設として運営していくことは厳しい経営状況にあることにかんがみ、やむを得ず休業をさせていただいたところでございます。

また、さらに現在の施設が、いつ破損して使用できなくなるか判断もつかない中で、これと逆にシーズン最中に営業停止というようなことになれば、ご利用するお客様に大変なご迷惑をおかけすることになり、なかなかいつの時期がというわけに判断を決めつけることもできないことから、今回、前倒しでさせていただいたということでございます。

今後は、新たな有効活用の方策を、さらに検討するための検討委員会を設けて検討いただき、12月を目途に結論を導き出していきたいと考えております。

参考ではありますけれども、岳の湯の平成11年度からの入浴者数であります。平成11年度の4万5,829人をピークに、以後3万人台を推移し、平成21年度は2万7,323人、平成22年度は2万5,942人と、ピーク時と比較して約2万人減少する結果となっているのが実態でございます。

次に、住民の休養施設の有無についての考えと、入浴割り引き者及びよりえ～プラザ等の対応策についてお答えをさせていただきます。休養とは、日々の仕事やさまざまな活動により生じた心身の疲労やストレスなどを快復または和らげることだと私は考えております。村民の健康面からいっても、休養できる施設が必要なことは当然のことではありますが、岳の湯だけが休養施設ではないと考えております。幸いなことに、白馬村及び周辺の地域には、温泉はもちろん公園、スキー場、登山やトレッキングコース、ゴルフ場など、多くの心身をリフレッシュできる場所が存在をしております。

岳の湯の利用者を対象に行ってまいりました入浴料の一部助成は、休止に伴い廃止といたしました。現在、それにかわるべき制度を検討をしているところでございます。村内には、温泉を利用した公衆浴場も多いことから、観光局の温泉部会と協議をしながら、65歳以上の高齢者や身体障がい者の方など、閉じこもりにならないための外出支援を目的とした、入浴料の助成を検討中であります。公衆浴場経営者の協力や事務体制の準備ができ次第、実施してまいりたいと考えております。

なお、よりえ～プラザは会場を保健福祉ふれあいセンターに移して、5月から開始をしておりますので、申し添えておきます。

次に、ゲートボール場利用者への対応と周知についてであります。主な利用団体であります白馬村ゲートボール同好会の皆様と話し合いを行い、岳の湯休館に対するご理解と、今後の利用方法についてもご理解をいただいたところでございます。ゲートボール場利用者のトイレにつきましては、屋内ゲートボール場であるスポーツアリーナのトイレをご利用いただくこととしております。また、スポーツアリーナのかぎの貸し借りにつきましては、グリーンスポーツの森が開園している期間につきましては、管理事務所においてその業務を行うことになっております。

なお、冬期間におけるスポーツアリーナのかぎの貸し借りにつきましては、近傍の施設において、かぎの管理を行っていただけるよう、今後、調整を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

1番目の質問については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。それでは1の問題につきまして、何点か再質問をさせていただきます。

まず、議会とそれから各団体等の懇談会がありました。また、特に老人クラブの中からは、保養センターが食堂をやめちまって本当に都合悪いというような意見が、非常に多く聞かれたわけでございます。また、その食堂の休業に伴いまして、利用客も入浴利用者もかなり減ってきたのではないかなあと、そんなような気がします。そういった中で、やっぱり周知不足がアンケートに対する、応募数が少なかった原因につながっているのではないかなというように心配をしております。

ます。

また、2つ目といたしまして、働けるところがあるということが一番のいいことでありまして、岳の湯に勤務されていた職員たちは、今回のこの閉館に伴いまして、どんな危機感を持ち、また施設維持のためにどんな工夫や改善に取り組んだのか。そしてまた今回の休館に伴いまして、職員の配置転換、あるいはまた解雇、退職者が出たのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 再質問についてお答えしていきたいと思います。

職員の関係でありますけれども、今回の休止に伴っての退職というのはございません。それから、岳の湯に勤務されていた方の新たな勤務先と申しますか、勤めにつきましては、道の駅の方に転換をしまして勤務をさせていただいております。

それから、振興公社の人事の関係につきましては、ここしばらく人事異動されていなかったということで、それぞれの主任クラスを大幅に配置がえをして、より効率的な経営に当たるように指導しているところでありますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） 入浴券が廃止になって、今、現在、検討中とお伺いしましたが、この辺はいつごろを目安に、どんな方向で進んでいるのか、まずその辺のところを1点、追加質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 岳の湯のサービスにかわっての入浴券の関係でありますけれども、具体的には住民福祉課で検討をさせております。かわりに村内にあります温泉、外湯施設を使えるような仕組みということで、現在、温泉専門委員会の皆さんと協議をしている最中でありまして、できるだけ早く実現できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 太田議員、答弁が終わりましたが、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） 私の経験から申しますと、岳の湯で結構、利用して入浴をされている方のためにも、ぜひ一日も早い回答をお願いしたいなと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。防災計画の見直しと改善について、お伺いをさせていただきます。

東日本大震災では、想定を超える甚大な被害が発生をいたしました。糸魚川静岡の構造線断層帯上に位置する白馬村では、大規模な地震発生の危険性が指摘をされております。緊急時の対策や情報などの共有化について、お伺いをしたいと思います。

まず第1点目といたしまして、全国瞬時警報システムJ-ALERT（ジェイアラート）によ

ります、緊急発生時に人工衛星を用いて情報を受信し、村の防災無線に自動的に起動するシステムですが、今回、東日本大震災を受けまして、消防庁長官から被害想定避難対策、情報収集などについて、防災計画の点検を求める通知が出されているところでございます。

市町村といたしましても、また県や国と歩調をそろえた見直しに向けて、情報収集が必要と思われる。上部機関であります国や県との防災計画の総合性についてお伺いをしたいと思います。

2点目といたしまして、橋梁等の破損に伴い、緊急対策について、また緊急避難時の対応や緊急医療体制、あるいはまた白馬村の経済面などからしても、高規格道路の早期実現が必要であると思いますが、行政側として、具体的な計画案についての取り組みについてお伺いをしたいと思います。

3点目といたしまして、災害弱者、あるいはAED設置場所などが瞬時にわかるような緊急避難マップの作成計画があるのか。そしてまた住民及び観光立村として、国道など主要道路からの避難場所を示す誘導看板の設置計画はあるのか、お伺いをしたいと思います。

また、4つ目としまして、相互扶助の希薄化が懸念をされておりますが、現在、白馬村には区未加入世帯数がどのくらいあるのか、そしてまたそういう人たちの把握をどのようにしているのか、行政対応についてお伺いをしたいと思います。

5番といたしまして、災害資材や非常食の備蓄計画はどのように行われているのか。そしてまた、それに伴います食材等には、消費期限等が出てくるかと思いますが、その辺の管理体制、それから保管場所、それから保管方法等を含めて、どのような対応をされているかお伺いをいたします。

6番目といたしまして、国の被災情報をインターネット上で共有できる広域災害救急医療情報システムEMIS（イーミス）によりまして、災害救急派遣医療チームDMAT（デーマツト）と、それから都道府県及び災害の拠点となります病院等が情報を交換できるシステムでございます。今回の震災では宮城県が支出の削減ということで、そこから脱退をし、緊急対応が非常におくれたというような報道を耳にしております。幸い長野県はシステムを更新しておりますが、緊急時に県や出先関係機関との整合性について、どのようにとれているかお伺いをしたいと思います。

7点目といたしまして、消防団協力事業表示制度というものがございますが、この村内にその認定業者数がどのくらいあるのか。そしてまた認定事業者に対応しました応援減税制度があるというふうに聞いておりますが、その内容についてお伺いいたします。

8番目といたしまして、防災無線のデジタル化を含めた中南信地域の消防広域化計画が検討が進められてまいりました。協議は一たん休止となり、新たな枠組みで、それぞれの団体が改めて検討を行うこととなりました。緊急時に村の防災無線の活用をし、情報の共有化ができるかどうか、そしてまたそれに問題が生じないか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

以上8点、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 防災計画の見直しと改善について、8項目にわたってのお尋ねでございます。答弁が多少長くなりますけれども、順次お答えをさせていただきます。

村独自の避難情報の判断、発令、地域防災計画の修正についてのお尋ねでございます。平成23年の3月、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERT（ジェイアラート）を整備をいたしました。このシステムにより、緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的に余裕のない事態が発生した場合には、緊急情報が直接、瞬時に住民に伝達されるようになりました。このシステムの概要につきましては、「広報はくば」5月号に掲載をしております。

村独自の避難情報の判断、発令基準につきましては、平成23年1月に、土砂災害と洪水について避難情報にかかわる発令の判断基準を定めております。この基準では、適切なタイミングで適当な地域に発令をすること、住民へ迅速かつ確実に伝達することを目的に、避難準備情報、避難勧告、避難指示それぞれの発令基準と。住民に伝達すべき項目と伝達文案、伝達手段を定めているところであります。

次に、地域防災計画の修正についてお答えをいたします。平成11年6月に策定をいたしました地域防災計画は、平成16年12月に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に伴いまして、平成17年4月に修正して以降、修正はしていませんが、地域防災計画を補完する計画、マニュアルとしまして、平成21年10月には白馬村避難支援プランを策定をしたほか、平成23年1月には、避難情報にかかわる発令の判断基準を定めております。

今回の大震災を契機に、国や県において防災計画の修正が予想されます。村の地域防災計画も国や県の防災計画と整合性を図るべく、必要に応じて修正をしてみたいと考えております。

次に、橋梁等の破損時の伴う緊急対策及び高規格道路の早期実現計画についてのお尋ねであります。橋梁については、平成21年度と22年度に、村内の102箇所の永久橋の点検を実施をし、今年度、橋梁長寿命化計画を策定をして、来年度から計画的に橋梁の修繕工事を実施していく予定であります。洪水による橋梁の橋脚等の破損については、その復旧に時間を要しますので、応急復旧から本復旧を行い、その間は迂回通行や仮設橋梁設置といった対応になるものと思っております。

松本糸魚川高規格道路については、本年度は豊科北ルートの3つの河川合流部の調査を行い、ルートの提示をすることとありますし、小谷村雨中地区では、今年度用地測量と橋梁設計を実施することとあります。白馬村内ルートは大町市内と同様にバイパス案を含め、さらなる調査、検討を行う区間となっておりますので、村としてのルート案設定に向け、検討を進めたいと思っております。

また、長野県と新潟県の関係市町村と商工団体で構成する建設促進期成同盟会においては、早

期調査完了、ルート決定、事業化を求めて、引き続き要望活動を行う計画であります。

なお、国直轄の小谷道路は、未開通区間1.2キロのうち今年度700メートルが供用開始となる予定となっております。

次に、緊急避難マップの作成、避難所表示看板の設置計画についてであります。村の防災計画は、平成19年1月に作成をし、各地区に配布をするとともに、村の行政ホームページに公開して、だれでもダウンロードすることができるようにしております。このマップには土砂災害警戒区域と浸水想定区域、避難場所がマッピングされております。また、自主防災組織が主体となって防災マップを策定している地区も幾つかございます。このような場合には、自主防災組織資機材購入費補助金を活用していただいているところであります。

緊急時の避難誘導は、自主防災組織や地区消防団員に担っていただくことになりましますし、避難行動や避難誘導に当たっては、きめ細やかな情報が必要とされます。そのため緊急避難マップは自主防災組織等が主体となって、自主防災組織資機材購入費補助金を活用いただきながら、地域ごとに作成されることが望ましいと考えております。

また避難所の表示看板につきましては、村が主体となって平成23年度から順次、設置してまいる計画でありますので、設置する用地の確保等につき、各区長さんや議員の皆様方にもご協力をお願いしたいと考えているところであります。

次に、相互扶助の希薄化と懸念策についてでございます。相互扶助の希薄化や区への未加入者のご質問に関しては、災害のみならず、福祉の現場などにおいても、今後の大きな懸念材料であります。一方で、各地区で進めていただいております自主防災組織の立ち上げにあわせて、区への加入を呼びかけている地区もありますので、そういった地区に対して、村として側面的にどういった支援ができるのか、地域のご意見もお聞きをしながら、今後研究させていただきたいと思っております。

次に、防災資機材についてのお尋ねにお答えをいたします。自主防災組織の活動に必要な資機材につきましては、その購入費用を補助する制度としまして、自主防災組織資機材購入費補助金があります。多くの地区におきまして、この補助金を活用しながら発電機や投光器、テントやヘルメット、救急セット等々の資機材を整え、自主防災組織の活動拠点である地区の公民館等に保管をされているところであります。各地区の自主防災組織において、その活動に必要な資機材につきましては、この制度を活用しながら整えていただきたいと考えております。

また、消防団が必要とする防災資機材につきましては、長年、計画的に整備、更新等をしております。加えて申し上げますと、大規模な災害が発生した際の応急対策業務に関しましては、白馬村建築業組合や、白馬村建設業組合等に協力を要請することができるよう、基本協定を締結しておりますので、これにより対応することとなります。

次に、非常食糧についてにお答えをいたします。非常用食糧は平成12年度以降、アルファ米

3,000食を、役場と主に孤立の可能性の高い山間集落である、立の間地区や通地区、青鬼地区、嶺方地区、野平地区等に配備をしております。地域防災計画におきましては、備蓄目標数量を6,000食としていますが、今後はあらかじめ物資を公民館等に備蓄する方法ばかりではなく、緊急時に事業者が保有している物資等を物資調達応援協定に基づいて供給するといった、いわゆる流通備蓄という方法も視野に入れながら、備蓄計画を立ててまいりたいと考えております。なお、飲料水は必要量の非常用保存飲料水2リットルのペットボトル1,500本を役場に備蓄しているほか、役場の水槽には、常時24トンの水道水を保管をしております。

次に、6つ目のお尋ねであります、広域災害医療システムについてお答えをいたします。長野県では、長野医療情報ネットと呼ぶ医療情報システムを整備し、災害時における災害拠点病院を主とした医療機関の稼働状況、医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況など、災害医療にかかわる情報の収集などができるようになっております。当然このシステムはご質問の厚生労働省が運営する広域災害救急医療情報システムに接続され、都道府県の枠を超え、災害時における医療情報が提供され、被災後の救急医療体制が効率よく実施されることとなります。白馬村と長野県は電話回線やファクス等により、医療機関の状況、医療活動状況などの情報交換を行い、被災者の救護に努めていくこととなります。

なお、白馬村に大災害が発生した場合の救助、救急、医療活動の対応については、防災計画に定められているとおり、大北医師会の協力をいただき、白馬村災害対策本部に救護班を編制し、救護活動を行うこととなります。なお、白馬村と大北医師会とは、災害時の医療救護活動に関する協定を、平成12年に締結をしているところでございます。

次に、消防団協力事業所数と事業税の減税内容についてでございます。村では白馬村消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づいて、現在、7事業所を消防団協力事業所と認定をしております。会社や事業所に勤務するサラリーマン団員が多く占める状況下、消防団員が活躍できる背景には、会社や事業所の皆さんの消防団活動に対するご理解がございます。言いかえますと、消防団活動に事業所の理解と協力は不可欠であるということでございます。そのため村と消防団におきましては、消防団協力事業所表示制度への参画を積極的に働きかけているところであります。

長野県では、消防団活動協力事業所への優遇措置として、消防団活動協力事業所応援減税や、建設工事等入札参加資格における優遇を行っているところであります。減税措置につきましては、中小法人の法人事業税、個人事業主の個人事業税が対象となっており、10万円を限度として税額の2分の1が減税されるという制度でございます。いずれも県税の減税でありますので、詳しい内容や要件、手続等につきましては、地方事務所税務課等にご紹介をさせていただくようお願いをしております。

次に、最後の消防無線のデジタル化、緊急時の本部との通信機能対策についてのお尋ねであります。消防団無線は消防団にとって唯一の通信手段であります。その免許期限は平成28年5月

となっております、その後はデジタル化への移行が義務づけられております。

この件につきましては、平成23年3月に策定した第4次総合計画の後期計画の施策にも掲げておりますので、免許期限に向けて、基本方針の策定や予算措置等について、村の実施計画に挙げながら対応をまいります。

緊急時における地区と対策本部との通信手段につきましては、一般電話、あるいは携帯電話に限られているのが現状でございます。災害時に安否確認等の電話が集中しますと、電話がつながりにくくなる現象が発生することも予想されますので、代替方法を検討する必要があります。今回の大震災におきましては、メールやツイッター、スカイプなどといった通信手段が有効であるとの報告がありますので、非常時には、一般電話や携帯電話とあわせて、こうした通信手段も利用できるよう準備しておく必要があるかと考えているところでございます。

以上、2つ目のご質問について答弁をさせていただきました。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁を含めあと20分です。

質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） それでは、再質問に入りますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

防災への取り組みは、官民が一体となって日ごろから本部、あるいは地区自主消防との連携が大事であると思います。全村を対象とした避難訓練の計画はあるのか、その辺について。そして、また各地区ではそれぞれ使っていない、昔使った水道水源等が、維持あるいは保全することによって、緊急時にそういったものを使うことができないか、あるいは私たちの身の回りに河川があるわけですが、そういった水質検査等をしながら、非常時、こういったところを使っていくことが可能か、そんなところの計画はあるかどうか。

それとあと村のホームページを見ますと、空間放射線量の測定は、長野県の環境保全研究所の調査結果を参考にと出ております。今回、千曲市では住民の要望にこたえ、市独自で測定し公表するために、今回の6月議会で1台60万で購入を決めたというような記事が載っておりました。白馬村も柏崎の原発等のトラブルもあり、ぜひそういった検討もしていただけたらと、こんなことを思うところでございますが、以上3点、簡単にご返答をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 太田議員さんの、全村を対象とした避難訓練の計画はあるかというご質問でございますけれども、現在は、南、中、北と交互に計画をしております、全体という計画はしておりません。

それから、放射能測定器の関係でありますけれども、現在は検討をしております。

議長（下川正剛君） 太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 先ほどの太田議員さんの、水道に関するご質問でございますが、過去に56災害のときには、そのように源太郎の配水池が雪崩で機能が数日間停止したというよ

うなことがございました。そのときにはですね、二股水系から水を持ってくるとか、そういうで
きる限りの対処をいたしました。

現在、先ほどの昔の水源が使えるかというようなご質問につきましては、これはその水源を定
期的に管理しているわけではないので果たして導水できるのか、また導水したとしても、それが
衛生上飲用に適するかどうかというのは、非常に疑問に思います。また、村じゅうの浄水場施設、
いわゆる配水機能がなくなってしまうということは、少し考えられないことなのですが、白馬村
には古くから言いますと、上水道でございますが、源太郎の配水池からの配水、それから二股の
浄水場での配水、それから北部系統なんですけれども、楠川の配水と、この3つの大きな配水能
力を持った水道施設があるために、どこか1つがやられたときには、村内全体、管網でつながっ
ていますので、それを他の水系でカバーするというようなことで対処したいと思いますが、今後
は、村の浄水施設はたくさんあるわけですが、耐震性等も調査していかなければいけないとい
うように考えております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、答弁を含めてあと15分です。質問あり
ませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 正直言って、長野県下各地区で放射性セシウムや、あるいは放射性要素1
31等が検出されている中で、ぜひ村もこういった検討を進めていただきたいなと思います。

それでは、時間の関係もありますので、次に進ませていただきます。

3番の観光施策についてお伺いをいたします。村の第4次総合計画の中に、アルプスの里観光
プロジェクトで、現状と課題の文中に観光局が設立されたことにより、行政が行うべきことを明
確にし、観光振興、観光推進は観光局が中心となって実施し、行政は観光局の事業の円滑かつ速
やかな展開ができるよう支援する組織ですとあります。これについてお伺いいたします。

1といたしまして、観光施策、マスタープラン的なものにつきまして、村長さんも公約の中で、
村が、行政がやるべきではないかというように明言をしております。こういった施策については、
行政主体で立案をすることが望ましいのではないかと思います。また、4月1日付の白馬村職
員職務分担表では、観光農政課の中に観光、そしてまた農政と、それぞれ作業が分担され、また
それにかかわります職員についても、担当事務が明記されておりました。

6月1日に観光局長さんの辞令が発令になったわけでございますが、これは兼務なのか、ある
いは局派遣なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、2つ目といたしまして、観光局の社員数が平成17年度712件から、平成23年度は
561件と、151件ほど減少しているような状況の中で、こういった未加入社員的な営業者に
対して、行政としてはどのような対応をしていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思
います。

それから、3番目といたしまして、東日本大震災を受け、村への風評的な影響や打撃はどんな状況だったか、それについてお伺いをしたいと思います。

また4番目といたしまして、県観光課と白馬、小谷の観光意見交換会が、4月の20日に小谷村で開催されております。今回の震災に伴います観光地の状況把握や、今後の施策について検討される内容ということで、新聞に出ておりましたが、それにつきまして、こういったような意見が出され、また村としてはどのような計画に基づき、今後、対応していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 観光対策について答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 観光施策について、4点お尋ねをいただいております。お答えをさせていただきます。

1つ目の、観光施策の立案についてであります。行政としての観光ビジョンが見えない、行政と観光局の役割が明確でないといったご指摘を、村民の方々からもいただいているところでございます。したがって、行政として今後の観光振興を策定して、そのプランの中で行政と観光局が行うべき事業を明確に区分していきたいと考えております。また、次年度以降の事業は、このプランに沿った予算づけができるよう、財政状況を加味しながら進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の件については、前々からお聞きをいたしておりますけれども、そうした一般の村民から不透明、そしてまた不審を買うことのないよう、観光局の体制を整えることで、この5月の総会でご決定をいただきました。それに沿って、観光局の内部で今検討をしている最中でございます。一般の皆さんのご意見も多く吸い上げながら、本当に官民一体となった観光施策の展開ができるよう、一生懸命取り組みを進めてまいりたいと、このように考えておりますし、大勢の意見をお聞きして、それを計画に盛り込んでいくことは、もう一番大事なことだと、このように考えて、その取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の観光局未加入者に対する行政対応についてであります。観光局発足当時700名を超す社員が、現在では今年5月1日時点で545名と減少をしてきており、今後、さらに減ることが危惧をされているところであります。村内における観光事業者は、宿泊業や飲食店、小売店等合わせて900軒以上と推定されますので、観光局への加入率は6割程度と低い状況ととらえております。こうしたことから、観光局のあり方そのものが問われてきているところであります。当然のことながら、観光局への加入率を高める努力は必要でありますけれども、先ほどの観光振興計画の中で、行政として今後進むべき方向と施策を明確に示し、行政と観光局の担う役割を明確にしていくことが、観光局への加入につながっていくと考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の、東日本大震災による村への影響と打撃状況についてでございますが、スキー場の入り込み状況は、シーズン始めから2月末までの累計では、対前年比105.6%でありましたが3月は対前年比71.6%と落ち込み、予定していた大会、イベントの中止や、スキー場営業の終了期間を早めるなど対応を余儀なくされ、宿泊施設も震災直後はキャンセルが相次ぎ、大変、震災の影響があったというふうに認識をし、それは数字が示しているものと確信をしております。

4月に入り、多少の回復は見られたものの、自粛ムードが続き、ゴールデンウイーク期間中は対前年比81.7%という状況でありました。また中小企業融資の申込件数では、4月、5月の2カ月間で見ますと23件となり、前年に比べ2倍以上となっております。

次に、県と白馬、小谷意見交換会の内容と今後の取り組みについてのお尋ねであります。4月20日に、この4月に就任した長野県観光部の野池部長及び宮澤県会議員が小谷村、白馬村に来村をし、白馬村におきましては、スキー場、観光協会、商工会等の関係者に出席をいただき、意見交換会が開催されたところであります。出席者の方で、震災後の状況について説明をし、観光部長からは、長野県では国際観光推進室やスノーリゾート担当職員を専任で配置し、インバウンドや長野県スキー100周年を迎え、次の100年につなげるために、市町村や観光関係者と連携をして盛り上げていきたい。震災後の経済活動積極的に進めるために、「がんばろう日本！信州元気宣言」を行い、安全のPRや、夏場に向けて長期休暇を利用した滞在型観光キャンペーンに取り組んでいく等の発言があったところでございます。

限られた時間の中でありましたので、十分な意見交換や情報交換ができませんでしたが、村としましては、県との連携を密にしながら、夏のキャンペーン、アフターデスティネーション、スキー100周年事業等を推し進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（下川正剛君） 村長、観光局長の派遣か出向かという質問に対して。

村長（太田紘熙君） 答弁漏れがありました。観光局長につきましては、6月1日から局長に篠崎孔一観光農政課長を業務専任として辞令を交付いたしましたので、お知らせをしておきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりましたが、太田修議員、質問はありませんか。まだ時間はありますが。太田修議員。

第5番（太田修君） この表でいくと、観光農政課と、観光と農政が分かれていますよね。これがまた1つの課長制になったという理解でいいわけなんですかね。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ちょっと不自然に見えましたけれども、観光局の総会において決する事項が、就任のことで非常に密接な関連がございます。そうしたことから、当初から分けたというわけはありませんけれども、周囲の皆さんに分かれたような、非常に我々の情報の発信の仕方も悪

かったかと思えますけれども、分かれたように思われたのは、そういうことではなくて、あくまでも当初より、従来の方法を前提とした上で、やむを得ずとった措置というふうにご理解いただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、まだ3分ございます。質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） そうしますと、観光課長さんが向こうの専属になるということで、観光担当者というのは、要するに今度、観光農政課の中に含まれて対応していくという内容の解釈でよろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） わかりやすく言えば、従来の行政の中では、従来の観光農政課ということがあります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） この4月1日の発令を見まして、非常に観光課の中で、よりきめ細かな観光施策が打ち出されてきたのかなという、私はそういう解釈をしていたんですけれども、6月でそれが変わって、また前の観光農政課に戻るということですね。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 表現の上、形ではそういうことになりますけれども、先ほど申し上げましたように、観光局長の選任については、観光局の中にある理事会等の調整も必要なことから、便宜的に観光課長という名前を使わせていただきましたけれども、決して後退するのではなくて、行政の従来の観光農政課長が観光局長に専任することで、今まで以上に連携が密にとれる、またそれを目的にした人事というふうに、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員。

第5番（太田 修君） 最後に1点だけお願いいたします。そうしますと、役場の人事は観光局の理事会で、ある程度決まるということになるんですかね。

議長（下川正剛君） はい、答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 決して、そうではありません。

議長（下川正剛君） 太田修議員、質問時間が終了いたしました。

第5番（太田 修君） どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 以上で、第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

第3番太田伸子議員の一般質問を許します。第3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番、太田伸子でございます。本日は、緊急災害対策、地域コミュニティー、ケーブル白馬の3点について質問させていただきます。

まず初めに、3月11日の東日本大震災でお亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げます。また、東日本大震災、12日の長野県北部地震で被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を望みます。

立て続けの大きな災害ではありましたが、白馬村においては幸いにも大きな被害がありませんでした。この教訓を踏まえ、事前の対策をしっかりとっておくべきだと考えます。そこで、次の6点についてお伺いいたします。

1つ目に、村内危険マップは作成されているのでしょうか。

2番目に、緊急避難場所は村民の方たちにも確認されているのでしょうか。

3番目、備蓄している緊急救援物資や飲料水、生活用水の供給はどのくらいの被災者に対応できるのでしょうか。

4番目に、庁内の緊急災害対策本部の系統はできているのでしょうか。

5番目に、被災された現地、今回のような現地の支援について、対策本部の系統はできていますか。

それから6番目に、今回の大きな災害においても、被災の現地受け入れ体制が整っていないところから、こちらから支援をしたくても支援が間に合わずに、本村において、いろんな声があがったんですけれども、向こうへの支援がなかなかうまくいきませんでした。本村においても、万が一、白馬村が被害を受けた場合に、いろいろなところから支援やボランティアの申し出があったときに、ありがたく潤滑に受け入れできるような体制をとっておくべきだと思いますが、その6点、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員から、緊急災害対策についてのご質問をいただいておりますけれども、田中議員、太田議員で既にお答えをしてある部分もございます。重複をいたしますけれども、同じ答弁になろうかと思っておりますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

村内の危険マップは作成されているかというご質問でございますけれども、平成18年度、県の支援をいただき、白馬村防災マップを作成をいたしてあります。この地図には、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、県の承認を受けた浸水想定区域及び避難場所が表示をされています。平成19年7月に、消防・警察関係機関と全地区に配布をいたしたところであります。

このほかにも、村では危険箇所の計画的な整備を図るための砂防指定地や、保安林にかかわる地図を備えておりますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

次に、災害避難場所についてのお尋ねであります。住民の皆さんには災害時における地区別避

難所一覧を作成をし、21年10月に全戸配布をしておりますし、「広報はくば」の平成23年3月号にも再掲をしております。また、防災訓練を通じて、いざというときの避難所はどこなのか、どの経路が安全な避難経路であるのかを、それぞれ確認する機会を提供をしております。このほか各地区の自主防災組織が実施する防災訓練においても、避難訓練が実施されていますので、自分の避難所がどこであるのかは、それぞれにご確認をされているものと考えております。

次に、備蓄している物資や飲料水、生活水について、どのくらい被災者に対応できるかのお尋ねでございます。簡単に答えを出すことはできませんので、備蓄量に関する定義と、村の備蓄の現状についてお答えをいたします。長野県地域防災計画においては、人口の5%の2食分程度を目安として、地形、気象条件等、地域の特性を考慮して調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に、非常用食糧の備蓄を行うものとされているところであります。この定義に基づけば、約9,000人の人口規模の白馬村では、900食に地域の特性を考慮した数量を加えた非常用食糧を備蓄する必要があることとなります。村には孤立の可能性の高い山間集落がありますので、これらを考慮に入れながら、村としましては3,000食のアルファ米と非常用保存飲料水2リットルのペットボトル1,500本を備蓄しているのが現状であります。

このほか、村としましてはイオン株式会社や大北農業協同組合と応急生活物資供給に関する協定を締結しておりますので、災害時にはこの協定に基づいて、生活物資の優先供給や、運搬にご協力をいただけることとなっております。

災害による被害を最小限に抑えるためには、自助、公助、共助、それぞれが災害対応力を高め、連携することが大切であると言われております。特に自助という観点からは、それぞれの家庭に1人当たり2日から3日分程度の食糧を、非常時に持ち出しができる状態で備蓄することが必要ですので、平成21年10月に全戸配布した災害時地区別避難所一覧には、非常用持ち出し品、備蓄品リストも掲載をして、住民一人一人の災害対応力の向上をお願いをしているところでございます。

次に、庁内の緊急災害対策本部についてのお尋ねですが、白馬村地域防災計画の職員災害時初動マニュアルにおきまして、災害情報の収集、動員配備体制、情報の伝達系統、災害対策本部の編制と事務文書を定めてありますので、よろしくお願いをいたします。

次に、被災された現地への支援対策本部についてのお尋ねであります。平成23年3月23日、白馬村被災地支援本部を庁内に設置をし、行政として被災地支援に取り組むことはもちろんのこと、村民の自発的な支援意向を酌み取り、同時に広く村民に支援を呼びかけながら、村が一体となって全力を挙げて被災者を積極的に支援していくこととしております。また、この5月17日には村内のさまざまな機関や団体の皆さんにお集まりをいただき、被災地、被災者支援に関する検討会議を開催をしております。この会議では、被災地の一日も早い復興の一助になるように、村を挙げて全力で取り組みを進めていきたいといった趣旨を説明した上で、参加された皆様には

ご賛同をいただき、白馬村避難者支援連絡会を組織をしております。今後は、被災地への支援は被災地支援本部が中心となって、また被災地からの避難者への支援は支援連絡会が中心となって、それぞれ支援策を推進していくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

次に、ボランティアの受け入れ体制、支援物資の受け入れ体制についてであります。太田伸子議員がご提案なさっているとおり、ボランティアの受け入れ体制、支援物資や義援金の受け入れ体制の整備は急務であると考えております。災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生をし、それに迅速、的確に対応することが求められていることは言うまでもないことであります。全国各地から集まるボランティアには窓口を設置し、適切な受け入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるように配慮することは、復興や生活再建への近道であるとも考えられるからでございます。

義援物資の受け入れにつきましては、今回の大震災を例にとりますと、受け入れ体制の問題ばかりではなく、流通経路が大きな被害を受けてしまったことも影響をしていますが、被災圏、被災地に救援物資は届いてはいるものの、その先の被災者には届いていないといった報道もございました。また、村における義援物資の受付は、震災発生から1週間が経過した3月18日から開始をいたしました。これは被災地が必要としている物資の把握に時間を要したからであると言えます。つまり被災地においては、速やかに被災者のニーズを把握し、受け入れを希望する物のリストを速やかに公表できる体制が求められているということでもあります。

太田伸子議員のご提案にありました2点につきましては、地域防災計画の修正にあわせて、追記してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

第1番目の質問について、お答えをさせていただきました。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今回の災害で住民の災害対策の意識が、今大変高まっているこの時期に、ぜひ各区の中で防災マップや、先ほどの土砂災害の警戒区域、浸水想定区域などの確認の周知をいま一度していただくことをお願いしたいと思います。作成しています、できています、庁内にあります、ホームページにありますでは、皆さんの周知はできないのと同じですので、ぜひ何かそういう、防災の訓練をお願いしたいと思います。

それで、今回ですけれども、3月11日、私たちも、このちょうど議会の最中でした。それで3階にいて、目まいがしたかと思えば、すごく揺れて大きな地震でありました。今回のように、日中の災害において、村内の子供たちは保育園、また小学校、中学校にちょうどいた時間だと思えます。今回、災害時においても緊急メールとか、電話、ファクスなどで、今、大きな地震があったけれども、子供たちは無事にいますとか、子供たちは今この場所にいますという、保護者の方々に知らせる必要があると思えます。そういうシステムというのは、確認ができていますでしょうか。

今回、初めてで大きな地震だったと思うんですけれども、各場所において、保育園や小中学校はどのような対処を取られたのか、お願いできますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 再質問で、最初の防災マップの件について、そしてあの方には教育長から答弁をさせます。

今、議員ご指摘の防災マップについては、できている、やっているという話は、ある意味ではないに等しいという、厳しいご指摘をいただきました。確かにそうした災害マップについては、折に触れ地域の皆様にお知らせをしているところでありますけれども、今、我々もその確認をしていただく努力はいたしますけれども、また太田議員には、議員として議会の立場でも、また地域の代表としても、私どもとともに、その啓発に力を貸していただければと、このように思っておりますので、今後、そうした観点で、さらに周知の徹底を図ってまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 平林教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 小中学校の関係でありますけれども、南小につきましては、学年により机の下等に避難したと聞いております。また、小中学校につきましては、確認したところ、ほとんど揺れを感じなかったということ聞いております。よって、特に対応ということはありません。また、中学3年生につきましては、たまたまクラスマッチ等でウイングにおりまして、ウイングの方につきましても、ほとんど揺れを感じなかったということであります。

緊急時につきましては、一応、保護者に携帯電話にメール送信をしているところでありますけれども、3月11日の地震後、携帯電話につきましては不通状態でありました。よって、現在行っているきずなネットにつきましても、今後、検討が必要かと思えます。3月11日につきましては、保護者へのメール送信はしておりません。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） しろま保育園での対応についてですが、先ほどの教育課長の答弁と同じで、揺れを感じなかったということで、特に対応はとっておりません。連絡網等々につきましては、保護者への連絡ということですが、現在、電話による連絡網を使った連絡をするというような形になっております。なお、地震があった場合については、中庭の方へ避難をしていくということです。

今、質問のありました連絡網については、他の保育園等の状況も聞きながら、どうするべきかというところは考えてまいりたいと思えます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 地震のあとのメールの不通状態っていうのがあったので、メールだけが1

つの連絡としてのシステムを取らずに、いろいろな方向で連絡がとれるように、ぜひお願いしたいと思います。また、保育園におきましても、みんな預けて働きに出ています。電話連絡でも、お昼にうちに連絡を入れられても、なかなか連絡がつかないというところで、ぜひ確実な連絡がとれるような方法を考えていただきたいと思います。

庁内におきます緊急災害対策本部、また支援対策本部、これからの救援の受け入れ体制についてであります。ぜひそういう本部とかをつくられたときには、窓口を1つにさせていただきたいと思えます。今回の支援対策におきましても、義援金とか、ボランティアの受付は社協です、支援物資は総務課です、宿泊の受け入れとかに関してのことは観光農政課ですと、せっかく何か、ぜひ支援をしたいというふうにして役場へ行かれても、これはそっちです、あっちですというふうな形で申し出た方が行かなければいけない。それでは何かすごく一生懸命になった気持ちも、そがれるような気がしました。ましてや支援物資を3月18日から総務課の方で受け入れをするといったときに、その受付のボランティアを申し出ていただいた方々、民間の方々です、また婦人会の方々にもお願いして、シフトを組んでいただいて、物資の受け付けをしていただきました。その受け付けのボランティアは総務課で受付をします。ほかのボランティアは社協でします。こういうふうな1つのこの庁内の中で、あっちへ行ったり、こっちへ行ったり、今回は被災地ではなく、自分たちが混乱しているところではなかったのも、みんなが冷静に動けたから、別に混乱もなかったですけども、これが近くで被災されている、また自分たちが被災者になったときには、やはり1カ所へ行けば、そこから庁内の方で対処していただくというふうな体制をとっていただきたいと思います。村長、お考えはどう思われますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） ただいまの質問につきまして、私の方からご回答を申し上げます。

ご質問の内容につきましては、村の災害対策本部の組織及び事務分掌の中で、先ほど太田議員が言われるような事務分掌になっております。そんなことで混乱を招かせたということになっておりますけれども、そういう点がありましたら、もう一度事務分掌の方を確認して、そのような混乱を生じさせないような方向で検討をしてみたいと思えます。ただいまは今のよう状況で住民福祉課の方で、ただいまは義援金、義援金の輸送に関することは総務課というような形になっておりますので、その辺、検討させていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひ、今おっしゃったように、まず役場へ来て、私はこういうことをしたいと言えば、1カ所が受付をする、それを中で回していただくように、ぜひお願いしたいと思います。

次、2番目の地域コミュニティについてお尋ねしたいと思います。今回でなくても、今までに災害があった場合に、各地区においてお年寄り、また障がいのある方などの把握のために、地

域支え合いマップというものが、今マップづくりが行われています。そこで、本村で今回のような災害を受けたときに、行政区に加入していない村民の方たちというのはどうなるのでしょうかというところで、まず1番目に、緊急避難場所に収容し切れるのでしょうか。また、そういう方たちの連絡方法はできているのでしょうか。

私は、一応顔は知っているけれども、加入していないという人の名簿がないからということのないように、早急な立ち上げ、区の立ち上げやら、それから行政区の加入への推進というものを、もう少し積極的に図るべきではないかと考えるのですが、村長のお考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります、地域コミュニティーについて、3つの項に分けてのお尋ねであります。ちょっと答弁の重複することがあろうかと思えますけれども、ご了承いただきたい思います。

まず、新規の区の立ち上げであります、これまでも一部地域の住民の皆様と話し合いを進めてきた経過がありますが、昨今のプライバシーの意識の高まり、あるいは地域の連帯感の希薄化により、そしてそれぞれ価値観の違いから、なかなか住民合意が得られず、前に進んでいないというのが実情でございます。このたびは大地震の直後でありますので、できれば再度話し合いの場を設け、一步でも前進できるような方向を探っていきたいと思っております。この地域コミュニティーの大切さ、そしてまた村民と行政が1つになって村づくりを進める、まさに協働の精神により、自助、共助、公助のそれぞれの意識を持ちながら、何とか自治組織を立ち上げ、そしてその自治組織がこうした有事の際に、お互いに支え合いながら、連携のとれる体制づくりは大変大事なことだと、村づくりの基本だというふうに私は認識をしておりますので、ぜひ議員の皆さん方のお力もお借りをしながら、この自治区の、行政区への加入も進めて行かなければならないとの気持ちを強く持っているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

また、緊急避難場所と連絡方法のご質問に関しましては、昨年10月から住民福祉課が窓口となって、災害時住民支え合いマップの作成に取り組んでおりますので、その整備を早急に進めていきたいと考えております。この支え合いマップ作成に先立ち、該当地区の方々にお集まりをいただき、説明会を開催をしましたが、その席で行政区に加入していない方も対象とするのですかという質問に対して、村が答える前に、ある住民の方が答えてくださいました。その内容は、災害が発生して生命が脅かされているような状況下で、行政区への加入の有無は関係ないと、むしろ行政区へ加入していない方に目を向けなければならないといった内容でございました。私もこの方のおっしゃっていることにも、なるほどと思うところがございますけれども、先ほども申し上げました、今回の東日本の震災の中で隣人との支え合い、コミュニティーの連帯感等、きずなの強さは、その強さに我々は非常に感銘を受けるところが多々ありました。こうしたことを考えると、やはり支えあえるコミュニティーの必要性は強く感じているところでありますので、この

点に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、自主防災組織の立ち上げにあわせて、区への加入を呼びかけている地域もありますので、そういった地区への側面的な支援策をさらに検討していきたいとも考えているところでありますので、お願いをいたします。

加えて申し上げるとすれば、観光地である本村においては、災害から守るべき対象が村民に限定はされません。情報伝達や避難誘導といった災害時の初動活動につきましては、観光客も対象として行動しなければならないことも、申し添えさせていただきたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 白馬村のホームページで、白馬村の指定避難場所の一覧を出ささせていただきました。例えば内山、佐野、沢渡地区の1次避難所はスノーハープです。2次避難所もスノーハープです。それで下の方の注意事項のところに、地区の公民館、基幹センターが被災していない場合、一たん、そこを集合場所として指定をし、住民の安全が確認された段階で、1次避難所へ移動することも可としますと書いてあります。沢渡地区からスノーハープまでというと、結構遠いと思いますし、歩いていくのにも公民館とかがある場所で1次避難をして、それから、1次避難というか緊急の避難をして、1次避難場所へ行くということもいいと思います。

これずっと地区名見させていただいたときに、飯森地区なんですけど、飯森地区の1次避難所は飯森公民館になっています。それで、飯森公民館も今そんなに広いところではないと思うんですけども、この中に名鉄団地という場所があるんですけど、そこは全然書かれていない。この多分地区名というのは、行政区の地区名で避難場所を指定されていると思います。それで名鉄団地の避難場所というのは、やはり明記されていない。これで収容できるのでしょうか。どういうふうな。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 名鉄地区につきましては、現在のところ飯森区、行政区は飯森区ということになります。ただ、現実には飯森区に加入していない住民が非常に多いという状況になっております。そんなことで、村長の方で何年か前には、ぜひ区をつくっていただきたいというような話し合いを設けてきた経過がございますが、なかなか区に至っていないのが現状であります。

それから、収容規模につきましては、確かにおっしゃられるとおり、全員が避難したときに、それで賄えるかということ、非常に疑問符がつくところでもありますので、ただ、現在のところこのような計画をしているということで、またそういう部分についても、当然、考えていかなければならないと思っています。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 先ほどの村長の答弁の中で、村民支え合いマップの作成時のときに、その行政区に入られていない方も、どうするかという云々の話がありましたよね。それで村民の方が

そういう災害の緊急のときには、行政区に入っている入っていないというのは関係ないじゃないかと、みんなが困っているときには、そういうことは言えないじゃないかとおっしゃったというふうな話がありました。で、災害が発生して命が脅かされているというような状況の中で、行政区の加入の有無は関係ないというのは、本当にそうです。目の前でおぼれそうになっている人が、あなたは入っているから、入っていないからで、手を差し伸べないということはないと思います。しかし、一たん災害が起きて避難生活に入ったときに、その避難生活というものは、とても長くて、今回の報道を見させていただいても、助け合い、みんなで助け合って、避難の生活をされているというところを報道で拝見しています。

やはり、ふだんの私たちも行政区に加入していますけれども、ふだん行政区に入っていれば、いろんな役員が回ってきたり、また普請があつたり、区によってはその普請というんですか、その行政区のお金を払って、いろいろな物の普請に使ったりするっていう、そういう務めがありますよね。日ごろそういう務めは嫌だから、私たちは白馬村の税金を払っているから、村民だからいいんじゃないかというふうに、その務めに目をそらしながら、困ったときだけ、おれたちは白馬村民だぞというような形で、もしあつた場合には、私はなかなか助け合いというものは出てこないと思います。それで立の間や通、青鬼といったような軒数の少ない地区でも、みんなで助け合いながら、ふだん頑張っておられます。やはりきれいごとだけで、今回、災害があれば、行政区加入は関係ないから、助けられるというふうなことは、本人たち、自分たちも緊急になってくればなってきただけ、助け合いというのはとても難しくなると思います。ぜひ今、平穩なこの白馬村の中で、区の加入への推進というものを積極的に図っていただきたいと思います。区の立ち上げに対して、どういうふうな、村長はお考えを持っておられるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員の再質問でありますけれども、まさにおっしゃられるとおりで、返す言葉ありませんけれども、ただ、そういう中でも、先ほど言った目の前で助けを求めている人を放置するというようなことはできませんけれども、やはりこういう田舎で住む、生涯にわたって住んでいくためには、それから先、いかにお互いに連携をしていくかということが、一番大事なことだと思うんです。

やはりそういった面では、世の中の状況といいますか、国全体がそういう価値観が多様化してきている中で、地域全体のところに目を配りながら、自分たちの置かれている立場を認識し合い、ともに生活をするという、そういう意識というのは、ややもすれば価値観の違いから生じているのかなあと。大変、そういった面では、この白馬村の構成、土着のここで生まれ育つた方の数と、そしていろいろな理由で移り住んでこられた方の数が、もう拮抗している中で、大変今大きな課題として私も受けとめております。太田議員にもこうしたことについて、機会あるごとに、ぜひ地域コミュニティー、行政区への加入、立ち上げ等に力を貸してほしいことは、お話ししてきた

つもりでありますし、大変難しい状況の中にあっても、これからの白馬村を考えれば、ぜひともこの行政区の設立、あるいは全戸加入というのが一番望ましいと考えておりますので、我々も村民の皆さんの力も借りながら、また議会の皆さん方の力も借りながら、そういった方向で進みたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いをいたしたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひ、村民の皆さんが行政区というか、1つになれるように、みんなで努力していきたいと思えます。

では、次に3番目に、ケーブルテレビ白馬についてお伺いいたします。7月にはアナログ放送が停止され、デジタル放送に切りかわります。そこで地域情報通信基盤整備事業として、本村、村営のケーブルテレビ事業が4月1日から本格的に開局されています。

そこで、まず1番目に、村長のごあいさつにもあったんですけども、現在のケーブルテレビの加入件数をお伺いいたします。

2番目に、7月にアナログ放送が終了いたしますが、まだ高齢の方々に、映っているからいいと思って周知されていない方など、独居老人の中でいないかっていうことは、調査されたのでしょうか。

また、自主放送番組のユーテレ白馬のチャンネルの管理はどこでされているのでしょうか。

以上3点についてお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員ご質問の、3番目のケーブルテレビに関するご質問でございます。

まず1点目の加入数につきましては、5月末現在で1,859件となっております。今後も自主放送番組の充実などにより、さらに加入促進が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

2点目の、高齢者に対する周知についてであります。7月のアナログ停波に向けた具体的な調査というものは行っておりませんが、各地区の民生委員さんを通じて、実態の把握をお願いしてきた経緯がございます。停波まで2カ月を切っておりますので、引き続き実態の把握について、ご協力をお願いするとともに、具体的に相談が上がってきたケースにつきましては、村で個別に対応していきたいと考えております。

3点目の、自主放送番組の管理に関する質問でございますが、4月以降は指定管理者である株式会社エーアイシーコミュニケーションズで管理業務を行っております。これは番組制作のほか、加入、脱退の受付、保守管理も含めたものでありまして、指定管理の協定に基づくものであります。このことは「広報はくば」等を通じてお知らせはしておりますが、4月以降はちょうど切りかえのタイミングと重なったことから、なかなか村民の皆様にとって窓口が役場なのか、エーアイシーコミュニケーションズなのかわかりづらいところもあったかもしれません。したがって、間接的に役場にお問い合わせや相談があったケースでも、対応が可能な部分につきましては、

村で対処しておりますし、その点については、今後も柔軟に対応していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わりといたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 先ほどの高齢者の方々の話ですが、民生委員さんによる調査をお願いしている。村営ですよ、ケーブルテレビ、今ケーブルテレビ事業というのが。それで当初の加入目標は1,800件が目標であったと思うんですが、多分1,800件で目標件数は達成していますけれども、まだ村内の中で、このケーブルテレビ事業に入られていない方、アンテナを上げられて、見えるからいいとおっしゃられる方も多いでしょうけれども、もう少し積極的に加入していただくという努力も必要なのではないかと思えます。村営で事業をしているのですから、別に赤字でなければいいではなくて、やはりこれから修理したりいろんなことが出てくると思えます。だから収益を上げるというところで、事業ですので、やはり入っていただけるようお願いしたいと思うんですが、村長、どうお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。まさに今、太田議員おっしゃられるとおりであります。庁内でも、テレビを見られるところでも率先して入っていただくように努めなければいけないと、このように考えておりますし、国の補助を受けて、8億に近いお金を投資してできた設備であります。我々もこの自主放送を通じて、村内の情報を発信することにより、大勢の村民の皆様にご理解をいただくとともに、行政の施政を情報発信をしていく手段としては、かねがね声と映像による告知方法が大事だということで、私も公約に掲げてきた1つが完成をしたわけでありますので、それぞれ入らない事情もおありの方もいるというふうにお聞きをいたしておりますけれども、このテレビチャンネルの視聴できるチャンネル数が限定をされているというようなことも影響しているやにお聞きもしております。そういう点では、この7月の停波直前にまた入ってくださる方も大勢いるのではないかという思いは持っておりますけれども、全戸加入に向けて、これから努力は続けていくべきだというふうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁を含めてあと13分です。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 村長の公約であった、こういうIP告知まで持っていけるような、そういう情報というか、地デジのケーブル事業が開局されたというところで、1つの目標が達成されたことだと思います。それで私もケーブルテレビの、このユーテレ白馬です、12チャンネルをつけてみます。そうすると、ほとんどいまだにフクジュソウが出てきます、画面に。フクジュソウか桜かザゼンソウ、白馬の四季、春って出るんですよ。それでもう、今こう見回しても、もう

すごく新緑がきれいで、ちょっともう季節に合っていないような気がします。それだけではなくて、一番の売りであった1,600円払って加入をした、それで村のデータ放送を見たいということで入った人もいます。それで、データ放送を出してみます。そうするとそのdボタンというだけで、もう初めリモコンのどこがdなのか、リモコンによってはデータって書いてあるボタンもあるから、もう少し親切にしてもらえばいいかなと思ったんですけども、とにかくデータを出して、防災のところを例えば見てみますと、注意報のところを見ます。そうすると、濃霧注意報が出ました。下の段には雷注意報が出ました。その次は、また濃霧注意報が出ました。そこを押してみると、濃霧注意報が出ました、ご注意ください。いつ、どこで、何時に出たかというのは、全然出ていないんです。じゃあ、昨日出た注意報なのか、今日出た注意報なのか、見ても、濃霧というほど霧のような天気でない日に濃霧注意報が出ているんです。

また、スポーツ大会というところを見ますと、現在、情報はありませんで出ます。情報ないわけじゃないですか。この間、スポーツ祭やったり、いろいろあったんです。小学校、中学校でも、今現在在校生が何人かというふうな、その学校要覧のようなことしか出ていないんです。今日は修学旅行に北小は行きました、南小は行きました、1週間ぐらいの行事予定が出ていれば、やはりデータ放送と言えらると思いますし、ケーブルテレビも、もう開局して2カ月です。4月から料金をいただくようになっているのなら、もう少しその辺の方、行政の方々でご覧になっていないのでしょうか。村長どう思われますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 言われること、ごもつともで、正直答弁に弱るところもあります。1つのお年寄りの皆さん方、リモコン操作がわからないというのも、声として入ってきております。

それから情報発信ですけれども、映像として出てくるのがフクジュソウであったり、ザゼンソウであったりというご指摘もいただいております。あえてこれについて弁解をさせていただくならば、この4月1日から初めて始まるということで、そのニュースとか、新しい映像というものを、まだ用意されていないのが実情であります。おいおいその季節に合った情報を収集しながら、いろいろな画面でお知らせをするということは、これからの課題だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それと、データ放送の件にかかわることでもありますけれども、私もつい先日、担当課と話をしたところでもありますけれども、「新着情報なし」というような文言で、情報が何も載っていないというようなことを私も再三目にしながら、担当課の方に、少し是正をしろとの話もしているところでもありますので、関係団体といいますか、学校関係、観光局関係、それぞれのいろいろな情報発信できるところを一堂に集めながら、その徹底を図っていくように、庁内でも指示をしたところでもありますので、言われること、ごもつともなことでありますので、是正に向けて取り組みをしていきますので、また適宜、適切なまたご提言、ご指導をいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間はあと7分であります。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） まだ2カ月というのか、もう2カ月というのか、その辺はいろいろあると思うんですけども、これからの事業でありますので、ぜひ前向きに進んで行っていただきたいと思ひます。

そこで、ぜひ1つだけお願ひがあるんですが、行政無線でクマの情報とか、先日も土砂災害で国道が不通になっているとか、そういう行政無線で何か言っているなっているのが、何となく聞こえたときに、データ放送を見れば、データ放送に出ているという、その一番の新しいニュースというのは、ぜひ載せていただきたいように、行政無線っていうのは、聞こえているようでなかなか聞こえていないことも多いんですけども、でも何か言っているというふうに、みんなは関心はあります。クマの情報とかは、ぜひ載せていただくようお願いをして、一般質問終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 太田議員、答弁はいいですか。

第3番（太田伸子君） いいです。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第3番太田伸子議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第6番柏原良章議員の一般質問を許します。第6番柏原良章議員。

第6番（柏原良章君） 第6番柏原良章です。これから質問をさせていただきますが、今回、4項目の質問事項がございます。まず1番目として、有害鳥獣被害対策について。2番目として、村道3149号融雪施設の使用休止中について。3番目として、奈良井地域整備について。4として、村長への提言提出について。この4項目について質問をさせていただきます。

まず、1番の有害鳥獣被害対策についてであります。この問題につきましては、今まで何回か各議員からの質問が出ておりますが、もしかすると一部重なることもあるかもしれませんが、その辺もよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

まず村内禁猟区という問題ですが、これ専門家に聞きましたら、今決められているのは、特定猟具禁止区域という形になっているということであるそうであります。村内には3カ所以上あるようでございますが、今回のこの解除につきましては、堀之内から蕨平に至り、国道406号を嶺方面へ向かう間、結構広い区間なんです。この間の地区の解除の問題でお願いをしたいと思ひますが、この地区を禁猟としたものにつきましては、当時、この地区にはオオタカがいたということで、狩猟を禁止したとのことございました。しかし、もう今、既に現在オオタカは見つかってはならず、この範囲内にいない状態となっておりますし、禁猟期間は、現在平成26年度までとなっておりますようでございますが、被害の多い鳥獣対策については、解除が絶対必要になるの

ではないかと思われま。

このあと2番目でも出しておりますが、春クマ猟についてでございますが、近年、禁猟をされてからもう長年になっております。これは県の元の知事の時代からのようでございますが、本年になってからは、先ほど、先日の村長のあいさつにもございましたが、落倉地区ではクマ被害を受けてしまったような状況であります。落倉地区も禁猟区域となっておりますが、このような状況をなくすためには、狩猟をすることによって、クマが里山までおりてくることなくというように、猟友者からお聞きをいたしました。その中で、小谷村では本年6頭の許可があったとの説明もお聞きをいたしております。したがって、禁猟区解除、それから、春クマ猟についても、行政として解除申請をぜひ実施していただきたいと思っております。やることによって、禁猟区が解除できることによって、有害鳥獣被害対策に対応できるのではないかとと思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

次に、3番目の件であります。村内猟友会の会員の免許の維持や、新規取得費用の補助については、平成23年度の当初予算で予算化をされておりますが、これに対するPRの方法とか、これから以後、この補助というものを継続していくのでしょうか。そういうあたりもお聞きしたいと思っております。

また、こういう狩猟の中ではありますが、ニホンジカは、まだ今のところ村内は大分少ないようではあります。白馬岳の上部に行って、高山植物を食べてしまうようなこともあるんじゃないかというような話もお聞きしております。そういうことになると、どうしても狩猟をすることによって、そういうものも守っていけるんじゃないかと思っておりますので、その辺の対応も、できればお聞きをいただきたいと思っております。お聞きいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員からご質問の、有害鳥獣被害対策についてお聞きをさせていただきます。

現在、白馬村では鳥獣保護区が2カ所と、特定猟具使用禁止区域、銃猟使用禁止区域であります。3カ所ございます。鳥獣保護区等は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、県が指定をしており、鳥獣保護区では銃器とわな等による狩猟が禁止をされ、銃猟使用禁止区域では、銃器による狩猟が禁止をされています。

村の鳥獣保護区は、1カ所は姫川源流周辺で、希少な鳥獣の生息に良好な環境にあることから、特別保護区となっております。もう1カ所は深空からみそら野、八方周辺であり、山際ではイノシシや猿等による農作物の被害が増加をしているという状況でございます。

また特定猟具使用禁止区域は、東山地区が堀之内から飯森までの東山周辺、落倉地区が落倉周辺、姫川第2ダム地区が姫川第2ダム周辺であり、特に東山地区では、イノシシやシカ等による農作物の被害が増加していることは、議員もご承知のとおりであります。

鳥獣保護区等でも有害鳥獣駆除の許可を得て捕獲することができ、銃猟使用禁止区域では、わな等による狩猟はできますが、捕獲の制限があることと、地元猟友会員の減少により、十分な数の捕獲ができていない状況であり、一般の狩猟者にイノシシを捕獲してもらうことにより、イノシシの数をできるだけ減らすことができるものと思われまので、今後この区域の見直しの時期が来ましたら、イノシシの被害が多い地区は県等と協議の上、順次、区域から除外をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

2つ目の、春クマ猟についてでございますが、白馬村では平成12年まで春クマ猟を実施をしていましたが、その後、県の方針等により行わなくなりました。しかし、平成18年と昨年は、白馬村でクマの目撃や被害が急増するという現象が発生をし、村では有害鳥獣対策として、クマの個体数の調整を行っていますが、おりによる捕獲ではクマが人を恐れることにはならないため、クマが人里に出没すると言われております。また狩猟期間中は、銃器によるクマの捕獲が可能ですが、白馬、小谷地区は降雪時のため、捕獲が難しい状況にあります。やはりクマを銃器で捕獲や威嚇することで、クマが人間を恐れ、人里に出没しないようになると考えられることから、小谷村では、昨年度から春クマ猟を試験的に再開をしており、その状況によっては、白馬村でも春クマ猟の再開を検討していきたいと、このように考えております。

3つ目の、村内猟友会会員の免許の維持、新規取得費用の補助についてであります。平成23年の2月に白馬村有害鳥獣被害防止事業補助金交付要綱の一部を改正し、有害鳥獣駆除に従事するために、銃砲所持免許を取得する費用と狩猟免許を更新する費用について、補助金を交付することといたしました。平成23年度は新規狩猟免許者確保事業として2名分、狩猟免許更新者支援事業として3名分の補助金を予算計上いたしました。

白馬村行政ホームページや、広報「白馬」、ユーテレ白馬などで、この事業を紹介をし、広く村民の方に周知をし、猟友会会員の確保を図るよう勤めてまいりたいと思います。

しかしながら、急激な会員の増加は見込めないため、この事業をしばらく継続していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で、1番目の質問に対して答弁をさせていただきました。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） 今、村長の方からの説明でわかりましたけれども、実は、この補助金の関係なんでありますが、一応、被害対策狩猟ということで猟友者に出ているようですが、基本的にはボランティアで対応していただくというような形になっているとのことでございますし、有害鳥獣処理をするためには、その狩猟免許取得が必要であり、毎年その取得の実施、また3年に1回は技能講習や、2回以上の狩猟講習をしなければならないというような説明を受けております。意外と高い費用がかかるようでありまして、ちょっと詳しくはわかりませんが、技能講習なんかでは、1回に大体行けば最低2万円ぐらいかかるというようなことだそうござい

す。したがいまして、2回行くと4万円、それから、狩猟免許取得では3万9,800円がかかるという、これは毎年かかるそうなんです、そういう金がかかっているというお話をお聞きしております。

そういう中でボランティアで対応していただくのは、非常に大事なことではあります、意外と今の狩猟者、年齢的に平均年齢が60歳を超えているような状況でありますので、たとえ幾らかでも、そういうことに対する費用の補助をするというようなことはできないことなんでしょうか。

もう1つ、ついでにちょっと変な話をさせていただきたいですが、長野市の場合は有害鳥獣処理ということで、猿は1匹2万円、それからイノシシだと1万5,000円、カラスだと2,000円の補助金を出しているというような状況だそうであります。これで、この費用が常にどうのこうのじゃないですが、確かに白馬も猿の頭数が大分増えていますので、その猿の補助も必要になることもあるかと思いますが、白馬村として、もし今後このような対応というのはしていくことができるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員の再質問にお答えをいたします。確かに基本的には猟友会の皆様のボランティアに頼っている部分が多いわけでありませけれども、今、猟友会の皆様個人個人にはお支払いをしていません。そしてまた、決して十分な金額ではありませんけれども、猟友会に対して一括で支払いをしているところであります。その後の配分については、どういう形でやっておられるか、猟友会の皆さんの中でお決めをいただいていることと思いますが、非常に最近、この猟銃等の管理についても厳しくなってきた、相当経費がかかるということもお聞きをいたしております。そうしたことから多少なりともということで、今申し上げたように補助を出しているところであり、これを今後も継続はしていきたいと考えております。

また、ただいま長野市の例をお話しになりましたけれども、木曾地域においても、いろいろその村独自の方法をとられているようであります。例えば聞いたところによると、猿のしっぽを持っていけば幾らとか、シカの角を持っていけば幾らとかというような決め方もあるようであります。それぞれの地域事情があると同時に、その被害状況にも大変大きな差があることから、独自の考え方に基づいて実施をされているものと、こんなふうを考えておりますが、白馬村でも最近、イノシシ、シカによる被害が非常に増えていることから、今後に向けては、何らかの対策を講じていかなければいけないのかなと、こんなふうに思っております。

電気さく等も、そうした一環で積極的に取り組んでいる。被害防止の面で対策を立てていることも、そうしたことの一環として、ぜひとらえていただきたいと思います。そうしたことも踏まえて、今後検討させていただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） それでは、1番の有害鳥獣被害対策につきましては終わりにしたいと思います。

それでは、次に2番目の、村道3149号融雪施設の使用休止中についての質問をさせていただきます。この施設はお聞きしましたところ、平成8年に完成をして、平成9年のFISワールドカップから平成15年までは利用をしていたという説明を受けております。しかし、もう既に8年間も利用していないという状況が続いているわけでございます。したがって、当道路は非常に滑りやすい状態が続いており、毎年スリップ事故を多く発生をしている状況であります。今までにはありませんでしたけれども、もし、この中で死亡事故や重傷事故等になった場合、施設が融雪をしていれば事故にならないんだということで、補償を求められるというようなことはないのでしょうか。この辺非常に問題点だと思いますので、この辺もしなかった場合もあるんじゃないかと思っておりますので、お伺いをしたいと思います。

そのあと、2番目としてなんですが、事故対策として、もしこの施設の方をお聞きしましたら、冬期間使用の場合燃料費、電気代、それから機械点検費用等で、年間480万くらいかかるんだという説明を受けております。この費用のようですが、もしこの施設を使わないとすれば、同じ事故対策として自動融雪剤散布機を設置したら費用的には低くなり、事故減少対応になるんじゃないでしょうか。その辺も、これ自体が本当にいいのかどうかとは別ではございますが、そういうことによって減少対応ができるとすれば、補償請求もなくなるのではないかなという感じがします。

また、現状では融雪パイプの埋設が浅いということやら、凍結によるパイプ破損も多いというような説明も受けておりますが、この辺は、私も素人でちょっとよくわからないんですが、その国道148号で行っている白馬町や飯田のような地下水設備の施設が、今、行っているわけですが、これでも結構、融雪はできておりますが、もしこの3149号の佐野坂の融雪設備ですが、これに地下水設備をもし利用できれば、することによって、費用は大分少なくなるんじゃないかなという感じがいたしますが、この辺はどうなんでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員、2つ目のご質問であります、村道3149号線の融雪施設の使用について、それを含めて3点ご質問でありますけれども、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

佐野坂の散水施設につきましては、平成7年度に県が施工し、平成10年度末、村に譲渡されました。平成15年度までは施設を稼働しておりましたが、維持経費がかさむことから融雪剤散布に切りかえ、それ以降7年間はその施設は稼働しておりません。稼働にかかる経費は機械の点検を含めると、年間約500万円と多額であります。また道路に埋設してある融雪パイプの重車両の振動による破損も頻繁で、その修理費も多額であったところでもあります。特に、

橋梁部では、振動による橋のたわみで融雪パイプの破裂事故が多く、冬季の破損修理には時間を要し、その間は施設が稼働できないなどの理由で、稼働を停止することとした経過がございます。

議員がおっしゃる国道148号線の無散水消雪施設とは融雪方法が似ているとはいえ、稼働システムが全く異なるため、同様の稼働方法にするには、多額の改造費用がかかってまいりますし、稼働できるようになったとしても、先ほど申し上げましたように、パイプ破損の危険性や処理の問題がございます。事故対策としましては、他の路線より除雪作業を多くして、融雪剤も小まめに散布することで対応をしているというのが実情でございます。

事故による補償の件ですが、白馬村では道路管理上の事故に対応するため、全国町村会総合賠償補償保険に加入をしているところであります。上限補償額は対人で2億円、対物2,000万円でございます。語弊はありますけれども、道路に事故はつきもので、事故を皆無にするということは不可能であり、これを恐れているのは、また道路維持管理そのものできませんので、行政の宿命として、できる限り安価で有効な対応策を今後も図りたいと考えているところでありますので、ぜひ事情をご理解をいただきたいとお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） 今の、場所についてであります。結構、斜面が急で滑りやすいという状況にあることはあるんですが、一部、橋の部分が一番滑るんだという話を聞いております。あの橋の部分につきましては、国道148号の佐野坂の方も一部橋の部分があり、あの部分も大分滑るようでありまして、今回の3149号につきましては、最初の設計の時点で、あの位置じゃなくて、位置を変えたことによって斜面が急になったという話を聞いてはおるんですが、そういう中で、ちょっとこれも私もよくわかんないんですが、今回の北小谷の道路の工事の中では、発泡スチロールを下に大分敷いて工事をしているというような状況であります。そういうことによって、橋の下からの凍ることがなくなるというような話を聞いているんですが、もしそういうことをやることによって、あそこの分が事故が少なくなるとすれば、そういう費用はかかりますけれども、やることも必要なじゃないんでしょうか。

それとさっき村長の説明の中で、ちょっと私、聞き損なったんですが、例の自動融雪散布機の設置することによって、車で散布するよりはいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは、柏原議員の再質問に対してお答え申し上げます。

まず小谷道路、直轄で建設されているわけなんです。もちろん直轄ですので多額の費用がかけておられるようです。そこでは私も詳しくはわかりませんが、いわゆる橋梁部分というのは、橋が浮いているもんですから、当然、凍結しやすいという状況の中で、内部に断熱効果がある資材を入れて、それを少しでも防ぐような工法を取っているのかと思います。

では、この橋梁部に、その工法を用いたらどうかということなんですが、その施工については、もう橋梁上部工全部やり変えなきゃいけないということで、はっきり言って、最初からつくるよりも多分、多額な建設費用がかかると思います。ちょっと維持管理費については、なかなか補助金、今年度から補助金から交付金になっているんですけど、そういった国の費用が出にくい部分もあるので、先ほど言われましたその断熱材みたいなのをに入れて、構造を変えたらどうかというのは、はっきり申し上げて無理だと考えます。

それから、定置式の散布機の設置ということでございますが、その辺も過去、担当の者が考えたと思いますが、先ほど村長の答弁にもありましたように、ここ確かに事故は起こっています。そんな中で他の路線より頻繁にですね、業者には散布車、1台あるんですけど、現在の村には融雪剤散布車が4トン車が1台ございます。それを委託している業者には、特にあの路線のあの部分、おおむね400メートルから500メートルあるんですが、そこについては、頻繁にこの散布車を使って散布するようにしております。というのは、定置式の場合は、どうしてもその部分、部分になってしまうので、やはり先ほど私申したように、400から500滑りやすいところがあるとしたら、やはり定置式を置くのもいいんですけど、線的に散布車で散布をした方が有効かと思われます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） 私も素人でわからない中で質問をさせていただきましたが、とりあえず、あそこについてはスリップ事故が毎年非常に多い状況でありますので、これから以後も融雪剤の散布や、それから除雪もしっかり必要かと思っておりますので、回数をできるだけ多くして、事故のなくなるように努力をしていただきたいと思います。

それでは、融雪施設の使用休止については、これで終わりいたします。

次に、3番目で、奈良井地域の整備についてのご質問をさせていただきます。

これにつきましては、これも昨日、村長の方からごあいさつがありまして、お聞きをしておりますが、実は検討委員会の方で、いろいろと細かいものが村長あてに提出されているわけでございます。その中で、私の方からもちょっとお聞きしたいんですが、できれば話の中では、一部公園化もする、それから施設として一部サッカー場をつくったり、それから景観作物農園にしたり、湿性園にしたり、修景池にしたいというような形で委員会の案が出ているわけでございます。

これ、委員会は昨年の5月に地区懇談会を実施し、また6月以降に委員の推薦や公募を行って、8月27日から本年3月まで、4回の検討委員会が奈良井地域の整備計画有効開発等についての検討をされています。委員会として審議結果報告が提出されておりますけれども、この結果報告に対して、村長の方からもごあいさつにありまして、これから地元を初め、その皆さんとも相談をしながら、整備に適した補助事業を模索するというごあいさつもございましたが、できればこの整備をするのに、やるとしたらいつごろから初めて、このものが完成をさせるのは、い

つごろにするのかという形がわかれば、ご説明を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目のご質問であります。奈良井地域の整備についてお答えをさせていただきます。柏原議員も今までの経過についてはご承知のことと思いますけれども、検討委員会の審議結果報告に対する村の対応については、ごあいさつの中でも触れたところでもありますけれども、あの地域、奈良井地域圃場整備を実施したものの、いまだに耕作に不便を来している奈良井地域について、有効な利用と整備計画に関して検討を行う奈良井地域整備検討委員会を設置をし、地域代表、地権者、関係団体の代表、公募委員等を含めた20名を委嘱して検討をいただき、3月28日に正副委員長より報告を受けたところでございます。

今、申し上げましたように、この委員会には柏原議員にも入っていただいたところでありますけれども、報告内容は、3月議会の全員協議会等で報告をさせていただいた内容でございます。村としては、一刻も早く有利な事業を導入し、当該地域の有効利用を図っていく予定で、現在、事業の導入に当たり、北安曇地方事務所や大町建設事務所を通じ、農林水産省、国土交通省事業で、事業の採択要件が合うものを検討いただいているところでございます。今後、議会の皆様にも相談しながら、地元区、地権者等への説明を早い時期に行うよう計画をしておりますので、地元議員初め議員各位のご協力をお願いをいたしたいと思うところでございます。

その事業導入に当たりまして、今は何はともあれ進めなければいけないのは、農振地域のこの除外でございます。この農振地域の除外、正規な手続をしていきますと、来年の6月ごろまでかかるとの見通しを聞いておりますけれども、それを待つてではなく、同時進行ができるように、今鋭意努力をしているところであります。

検討委員会のまとめとしては、あそこの利用については、公園化というような意見が大変多かったように理解をしております。とは言いながら、柏原議員今言われましたサッカー場等については、あの地域を考えると、いささか無理があるのではないかと、こんな思いもしておりますので、そんなことも総合的に勘案をしながら、事業化が一日も早くできるように取り組みを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありますか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） 村長さんすみません、あの場所でやっぱりサッカー場というのは、だめなんではないですか。ちょっとすみません、このまま、立ったままで申しわけないんですが、できれば、この前のその委員会の中の話の中では、あそこにサッカー場をつくることによって、スノーハープのグラウンドをつくるということで、どうしてもサッカー場を近辺につくってほしいというような話があったということで、話が進んでいたはずなんですが、そういう段階の中で、委員会の中でも、それを含めてのサッカー場だったというような気がするんですが、あそこではやっ

ぱりサッカー場というのはいできないんでしょうかね。お聞きします。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） ちょっと私、言葉足らずだったのかもしれませんが、私が無理ではないかと申し上げたのは、対象となっている奈良井地区9ヘクタールの中での建設は、非常に無理があるだろうということは、技術的に無理だということではなくて、今の考えられる補助事業の中では、村にとって負担が大変大きすぎるということで、サッカー場の必要性を否定しているわけではありませんので、サッカー場をスノーハープの今後の改良ともあわせ考えながら、対応はしていきたいと、このように考えていますので、その辺のところは誤解のないようお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問はありませんか。柏原議員。

第6番（柏原良章君） すみません、それじゃあこれで、今、公園とかそういう形でつくるといことなんですが、もし、こういう施設をつくった場合の管理というのは、どうするんでしょうか。今までのいろいろなものを地元の人をお願いをしているんですが、今回の場合も管理は地元をお願いするというような形になるんでしょうか。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） やっぱりつくすることも大変大事でありますけれども、その後の管理、維持管理が何より大事だと思っております。地域の要望としますと、非常に地域の皆さん高齢化してきて、肉体労働を伴う維持管理は限界があるというようなことをおっしゃっておられるようにもお聞きをいたしております。そうしたことも合わせ考えながら、それはそれとしても、やはり地域の活性化のためには、何らかの形で地域の皆さんが、その施設とかかわり合っていくということが、私は何よりも大事なことだと、このように思っております。

そうしたことから、過度なやはり負担をかけることのないように十分配慮をしながらも、地域の皆さんがかかわりあっていけることはいくということも、また大事なことでありますので、その辺についても十分考慮の中に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問は。柏原議員。

第6番（柏原良章君） それでは、今この問題につきましてですが、現在、今回の場合はやっぱり面積の面で、これ以上だめだという話でしたけれども、非常に農業地としての利用が、この周りも大分つくってないところ、使っていないところがあるような状況でありますので、できるだけ早く施設の設置を進めるような形を、これから村としてはぜひやっていただきたいと思っております。ということで、奈良井地域整備については質問を終わらせていただきます。

次に4番目、村長への提言の提出についてであります。提出者は月、何か五、六件はあるようでございますけれども、村民の中に、提出する場所が現在地ではとても出しにくいという意見をお聞きしました。そういう中で、これ以外にはファクスやメールによる提出もあるようござい

ますけれども、村長への提言というのは、たとえ幾らかでも多くの村民から受けることが大事な
ことではないかと思ひますし、非常に大事なためだと思ひますので、この村長への提言の提出箱
の場所を変更をする気はないでしょうか。もし、変更した方がいいんじゃないかと思ひますので、
その辺のお話をお聞きしたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 柏原議員4番目の質問であります、村長提言についてお答えをさせていただきます。

この提言箱の設置場所に関するご質問であります、現在はご承知のとおり庁舎村民ホールに
設置をしております。昨年度は20件ほどのご提言をいただきました。ご質問のとおり、提言箱
の設置場所が出しづらいというようなご意見もありますので、その移設について、前向きに検討
したいと思うと同時に、さらにほかの公的な場所でも提言ができるような、そんなこともあわせ
考えているところでございます。

今はそうしたことも含めて、あの提言箱を移設するというのではなくて、ほかの場所へも設
置をしたいということ、あわせて記載台は外に置くことは無理ですので、建物の中で、かつ個
人が特定されないように、非常に提言をしやすいような場所だと考えております。

もし議員の方でも、いいと思われる場所の案がございましたら、またご提言いただければ検討
に加えていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

提言箱に入っている提言に加えて、直接メールでの提言等も数多くありますので、そうしたこ
とも、いろいろ広報等へも載つけた経過もありますので、さらにより大勢の村民の皆様の声をか
きながら、それを村政の反映をしていきたいというのが、私の公約の中に掲げてありますので、
ぜひ実施をしまいたいと思っておりますし、ご提言もいただきたいと、このように思ってい
ます。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問は。柏原議員。

第6番（柏原良章君） 今、村長の方からのお答えをいただきましたけれども、できれば村民から
の村長への提言というのは、どんな提言があるのかは、私どもは聞いてはおりませんが、
非常に直接村長に出したものと、ある程度、ちょっと言い方は悪いですが、全村民に、私が村
長に提案をしましたというのがわかるような状況もあるようでございますが、それがいいとか、
いけないじゃないなくても、ありますが、そういう提言に対して、村長はこれから以後も対応するこ
とは結構あるかと思うんですが、今までに対応した中で、できなかったような問題というのは
あったんでしょうかね。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 逐一どういう提言があったというよりも、正直なところ、ご批判の意見がほ
とんどだったというように記憶をしております。したがって、村民の皆さんに、個々にその質問

があった内容をお知らせすることは、いろいろプライバシーの問題もありますし、さらに不特定の多数から意見を出していただくための障害にもなり得る可能性もあることから、その辺のところは出せる情報については、私の方でまた、まとめながら出させていただく機会もあろうかと思いますが、ぜひそういうことでご理解をいただきたいと、このように思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。柏原議員、質問は。柏原議員。

第6番（柏原良章君） それでは、私の今回の質問はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第6番柏原良章議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日6月9日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日6月9日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労様でした。

散会 午後 2時43分

平成23年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成23年6月9日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成23年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成23年6月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で質問事項を明確に、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順序を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番小林英雄議員の一般質問を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 10番、小林英雄です。それでは、質問させていただきます。

まず、未曾有の東日本大震災と福島原発事故、栄村の大地震に伴う事態の収拾には依然として難題、もうまさに国難とも言えるべき難題が山積をしております。白馬村村内に自主避難をしている方々も増えてきつつあると聞いております。一日も早い安全・安心な日常生活実現のために、私も微力ながら力を尽くしてまいりたいと思っております。

さて、長野県が平成14年、2002年でございますが、発表いたしました地震対策基礎調査報告書によりますと、糸魚川静岡構造線北部地震が起こった場合、白馬村では最大で震度7の大地震となり、液状化の危険性も高く、建物被害、出火・延焼被害、人的被害、生活関連の支障などで、かなりの被害が予想されております。これらに関連いたしまして、白馬村の地震対策についてお尋ねをいたします。

まず1つ目といたしまして、白馬村地域防災計画は10年以上前に定められたもので、最新の情報に沿って、加筆、訂正すべき箇所が見受けられるように思います。手を加えるべきではないでしょうか。これが1つ目であります。

2つ目は、大地震では建物の耐震基準が火災や人命被害にまで及びます。村民の無料耐震診断制度と、それに基づく耐震改修促進事業の利用状況をお尋ねいたします。また、避難所になっている建物は、すべて耐震基準を満たしているのでしょうか。これが2つ目でございます。

3つ目は、村民の自然災害から身を守ることへの関心が高まっております。長野県大規模災害ラジオ放送協議会発行の防災ハンドブック、こういうものがございます。後ほど紹介させていただきますが、防災ハンドブックの内容を参考に、白馬村の独自情報を盛り込んだ揭示物、これを防災の日に向けて、つくって配付することを提案させていただきます。また地域支え合いマップの取り組みにあわせて、福祉避難所の具体化を要望をいたします。

今回は、この白馬村の地震対策についてと、白馬村の観光政策についての2つの項目でございますが、まず白馬村の地震対策について、以上3点についてご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員から白馬村の地震対策について、3点にわたってお尋ねをいただいております。順次、お答えをさせていただきます。

地域防災計画の修正についてのお尋ねでございます。平成11年6月に策定いたしました地域防災計画は、平成16年12月に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に伴いまして、平成17年4月に修正して以降は修正しておりませんが、地域防災計画を補完する計画、マニュアルとしまして、平成21年10月には白馬村避難支援プランを策定したほか、平成23年1月には避難情報にかかわる発令の判断基準を定めております。

今回の大震災を契機に、国や県において防災計画の修正が予想をされるところであります。村の地域防災計画も、国や県の防災計画との整合性を図るべく、必要に応じて修正をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

2つ目の耐震診断、改修事業についてのお尋ねでございます。村では、平成16年度から木造住宅の耐震診断、改修事業を行ってきております。この事業は、国庫補助であります住宅・建物安全ストック形成事業と、県費補助事業であります住宅・建物耐震改修促進事業を活用しながら実施をしており、耐震診断につきましては、所有者、居住者の負担なく診断を受けることができる制度となっておりますし、耐震改修につきましては60万円を限度として、耐震改修工事費の2分の1を補助するという制度でございます。ただし、対象となる住宅は、いずれも昭和56年5月31日以前に着工された住宅、いわゆる旧耐震基準のもとで建築された住宅に限られているところであります。

耐震診断につきましては、村が長野県木造住宅耐震診断士を派遣して、地盤と基礎の評価、大地震でも倒壊しないために必要な強さや建物の持っている強さ等を算出をいたします。診断の種類には簡易診断と精密診断があり、その結果は、倒壊しない、一応倒壊しない、倒壊する可能性がある、倒壊する可能性が高いといった4段階の判定により示されております。これまでに87棟の住宅が耐震診断を受診しており、精密診断の結果、倒壊する可能性があると判断された住宅は10棟、倒壊する可能性が高いと判定された住宅は37棟でありました。これらのうち補助金を活用しながら耐震改修工事を行い、耐震性能が向上した住宅は6棟でございます。

次に、避難施設の耐震性能についてお答えをいたします。避難施設の耐震診断につきましては、平成19年度より、古い施設から順に診断を進めている状況でございます。この事業も住宅の耐震診断事業と同様に、国庫補助事業と県費補助事業を活用しながら実施をしているところでございます。したがって、対象となる施設も旧耐震基準のもとで建築された施設に限られているところであります。

対象施設13棟のうち、これまでに12棟の診断が完了しております。その結果、唯一、鉄筋コンクリートづくりである八方文化会館が倒壊する危険性が低いと判定された以外は、倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があるとの判定でありました。平成19年度から実施してきました避難施設の耐震診断は、平成23年度で完了をしております。

言うまでもなく、避難施設は災害時に避難者を収容して、一時的ではありますが、生活することも想定しておかなければならない重要な施設ととらえております。したがって、耐震診断の次なるステップとして、避難施設の耐震性能の向上に向けて、耐震改修に取り組みなければならないと考えております。

村では、これまでも避難施設の耐震改修を重要施策の1つであると考えており、平成23年度の当初予算調整会議の主要検討事項にも上げてまいりました。避難施設の耐震改修事業につきましては、平成23年度中に実施方針を定め、制度、要綱等を整えながら、平成24年度以降の事業開始に備えてまいりたいと考えております。

次に、防災ハンドブックと福祉避難所の指定についてのお尋ねであります。村では平成21年10月に災害時地区別避難所一覧を作成をし、全戸配布しております。この一覧には、非常用持ち出し品や準備品リストも掲載しているほか、避難情報の種類として、発令するときの状況や発令されたときに住民に求める行動などを記載をし、家の中の目立つところに表示するようにお願いをしてきているところでございます。

また、同時期に「広報はくば」において、災害に備えると題して防災特集を組んでおります。指定避難所の確認や非常持ち出し品や備蓄品の準備、自宅における家具の転倒防止対策などの安全対策、災害時の行動等々、自助という観点から、それぞれの防災意識、災害対応力を高めてほしいとの願いから、この特集を組んだところでございます。住民の防災に関心が高まっているこの時期でありますので、小林議員がご提案なさっているとおり、以前の特集をベースにして、長野県大規模災害ラジオ放送協議会発行の防災ハンドブックも参考にしながら、各家庭に掲示いただけるような印刷物を作成、配布するよう検討をしております。

次に、福祉避難所の指定についてお答えを申し上げます。白馬村避難支援プランにおきましては、災害時要援護者が必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活することができる体制を整えた福祉避難所を、あらかじめ指定するよう努めるものとするとしております。このプランには福祉避難所の指定要件も記載しておりますので、このプランに沿って福祉避難所の早期指定を目

指してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えを申し上げ、白馬村の地震対策についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） お答えをいただきました。今、白馬村地域防災計画、これはもう、今、各市町村で恐らくこの災害を機に、いろんなそれぞれの議会で、これ出回っていると思うんですけども、出回っていると言うとちょっとおかしいですけども、これ、なかなか目を通すのは大変でして、私はこの最初の質問で、訂正すべき箇所、これは確かにあると思います。私もこれを機会に、特に震災のところについては目を通させていただいたんですけども、これは先日、総務課へお尋ねしたら、課長もこれはそれぞれ区長を通して全部へ行き渡っていると、そういうお話でした。先ほどのラジオ協会の防災に関するハンドブックのことも、ちょっと紹介させていただいたところなんですけれども、とりあえず、今この防災計画10年以上たっていると。

最新の情報によって加筆、訂正すべき箇所が見受けられますというふうに、今、申し上げておきましたけれども、特に、一番最初に目についたのは、地質学的にも安定地域とされているというふうに規定されています。これは当然古い資料をもとに、そういうふうに記載されているんだと思うんですけども、また日本の活断層を見ても、地域内に、つまり村域内には活断層はないというふうな記述が、もう現実にあるわけですね。ですから、こんなところはもう、すぐもう差しかえなきゃいけないと思うんですね。これはごみ処理施設建設問題以来ね、活断層であれだけ大騒ぎをしたわけですから、ある、なしの問題じゃなくて、現実には活断層がないって、あそこに書いてありますよ、この防災の冒頭のところですね、ここに書いてありますから。これはもう、こういうことは直ちに差しかえが可能だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

これを各区にセットされていると。私も何人かの区長さんにお尋ねして聞いてみたんですけども、見たことないと。それから、これは区長さんが変われば、どんどんそういうものは受け継がれて行くものだというふうに思っているんですけど、結構、これ見たことないっていう区長さんが相当いらっしゃるんで、これもやっぱりこういう分厚いものはね、なかなかふだん目を通す、そしてごく基本中の基本ね、もう絶対守らなければならないという、そういう基本的なものが網羅されてはいるんで、そういう意味ではかなり正確なものだとは思いますが、実際に災害が瞬時に起きた場合に、本当に役に立つかどうかということは、これはまた別問題なんで、ぜひそういう意味で訂正箇所、こういうところをもう一度、大変な作業だと思いますけれども、これを精査していただいて、ぜひそういう箇所を再チェックしていただいて、大変な作業だと思いますけれど、よろしくお願いをいたします。

それから、2番目の耐震の問題ですけども、これは引き続きというか、23年度中にというお答えですので、もうこれは完璧な形でね、やはりこれだけの災害が起きたわけですから、今、そういう意味では絶好のチャンスだと思うんですね。村民挙げて、こういう防災に取り組むとい

う風潮、風潮といいますか、この機をとらえて、およそその身を守るという、生命・財産を守るという視点から、観点から考えたら、このたびの大震災というのは、いろんな教訓を連日我々に与えてくれているわけですから、そういう今みたいな差しかえ作業というのは、もうすぐできること、それから23年度中にといいことで、この2番目の質問については、そういうふうに言われているので、ぜひこれも完璧な形で、ぜひ、そしてそれをいち早く村民にまず知らせると、これが一番大切なことだろうと思います。

それから、その3番目のですね、これはこの前も総務課長のところへお邪魔して、表紙はこういうものなんです、こういうコンパクトなもので、これは伺いましたら50部単位で、送料が大体600円ぐらいで、いつでも送ってくれるということなんで、先ほども村長言われておりましたとおり、この中で改めて、私はこれ、もうかなりこの20ページぐらいの、これは小冊子なんですけれども、本当に役に立つなあという印象、感じを受けているんですね。それで、電源を失ったときに、この福島原発の問題じゃないですけれども、このラジオというものがいかに優れたものかなということ、改めて認識をいたしました。これからいろいろ導き出される、いろんなアイデアがこれから生まれるような気がしましてね、とりあえず、これを全部こう読んでいただいて、それで、こんなものはもう全村に配っても大した費用はかかりませんしね、こういうものを備えていただいて、ぜひこれを普及させたらどうかと。

それで、なぜ私がこういうことを申し上げますかというと、先日、松川村でやっぱり防災の講演会がありまして、これは県の職員、担当の県のスペシャリストとっていいと思うんですけども、やはり県の段階では、かなり防災知識を持った職員が何人かいると。それで巡回して、いろんな講演会が今各地で企画されておりまして、そのときにこれ配られたんですけどね、今、県では何かこれを奨励しているような感じです。これは今も申しあげましたけれども、大体50部単位で、300部ぐらいのこう単位があつて、50部で大体送料600円というふうに言っていましたので、非常に、

それで驚いたことには、もう本当にね、これ全部頭の中に入れておいたら、瞬時に役立つことがいっぱい書いてあるんですね。これを、この中でもまた特に白馬村用にアレンジするとか、今いろいろ、ちょうど環境課が、例えばごみの出し方なんていうのを、このぐらいのカレンダー様に、張れるような形でね、随所に張って、御家庭でも張られていると思うんですけども、この中で、ああ、これは村にとってはいいなというようなところを抽出していただいて、これは恐らく、職員の皆さんぜひ目を通していただいて、職員さんは職員さんなりのその防災マニュアル、皆さんお持ちなんでしょうけれども、そういうところで、やっぱりこれはいいというようなところを、ぜひ庁内で検討していただいて、いいポスターというほどのこともないですけども、とりあえず、もう本当に瞬時に何か、いろんなことが想定されるわけですけども、この中には非常にコンパクトにまとめられておりますので、ぜひこれを活用することをお勧めをいたします。

よろしくお願ひいたします。

それから、その福祉避難所のことなんですけれども、これは村長もご存じかもしれませんが、長野県で先日私どもの議員団が、直接知事との懇談、ああ、失礼しました、長野市会です。長野市の事例なんですけれども、長野市は白馬村と違って、もう片方は30万都市で、片方は、我々の方は9,000人ちょっとと、こういう村ですから、比較するのはちょっと無理なんですけれども、まず妊婦ですね、それから乳幼児ですか、それから障がいを持たれた方、それから在宅の高齢者、この4者が一応対象ということになっているそうです。それを福祉避難所、これは長野市では42カ所あるそうです。30万都市で42カ所というのは、私は少ないと思うんですけれども、ただ、かなりきめ細かくて、鷲澤市長の答弁によりますと3,800人、この方と、この方と、こういう方と、例えば妊婦の方が今現時点で何人いる、それから在宅の高齢者が何人いらっしゃる、それから障がいを持たれた方が今何人いらっしゃる、それから乳幼児が今何人いらっしゃる、そういうことを逐次こう把握できるようなシステムになっているんですね。これを白馬村でもそういう方が、現実には今のこの4つの条件ですね、妊婦の方、乳幼児、在宅高齢者、障がいを持たれた方、この4者を当然把握、瞬時に把握できるような、そういうシステムが必要だと思っただけです。

今回の大災害で、避難所の事例なんか、もう連日放送されていますけれども、そういう方がかえってね、一緒に避難されたために大混乱が起きているということありますので、そういう把握にぜひ努めていただくように要望したいと思っただけですが、その点についてはいかがでしょう。

議長（下川正剛君） 小林議員、再質問ですので、趣旨を明確に簡潔に質問してください。

第10番（小林英雄君） 今、福祉避難所のことについて、お尋ねをしたので、その条件的なものを今、お尋ねをしているので、そういう方が何人いらして、それから、今、白馬村で福祉避難所というものは指定されていないようですけれども、今後、ごく具体的な形で、こことここを考えているというようなことが現実になりましたら、お答えいただきたいんですが、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 再質問にお答えをいたします。白馬村の防災計画、お示しをいただいたものについては、小林議員おっしゃられるとおり、言葉の文字の羅列で、すべての皆さんが理解をするには、いささかちょっと難しいところもあろうかと思っただけです。

そういった意味では、今、おっしゃられました、このラジオ放送協議会を出している防災ハンドブックなどは、非常に見やすくまとめられているのかなと、こんな感じもしております。答弁を申し上げましたように、今後、見直しの際には、このハンドブック等も参考にしながら、大勢の人に見ていただけるようなものにしていきたいと、このように考えております。

加えて申し上げるならば、1つ参考でありますけれども、これは埼玉県でつくられている、ハ

ザードマップでありますけれども、ここの中に、先ほど言いましたように、その活断層による影響を受ける砂れき層のところ、あるいは盤が安定をしているところ、揺れやすいところ等の表示も全部されておりますし、また、参考にご覧になっていただければと思いますけれども、そうしたのも今後については、考慮していきたいと、村民の皆様簡単にご理解がいただけるような、そんなものをそろえていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、福祉避難所の件でありますけれども、結論から申し上げますと、白馬村には、今、福祉避難所として考えられるのは、福祉ふれあいセンターぐらいしかないのかなと、こんなふうに思っておりますし、それにしても、ここ1カ所だけでは到底すべての方々の避難をするには、いささか手狭なようにも思っております。妊婦、乳幼児、身障者、在宅の高齢者等の避難所として、さらにこうした方々を安心して避難をしていただける場所として、さらにまた新たな考えをしながら、その場所等も検討してまいりたいと、このように思っておりますし、この妊婦、乳幼児、身障者、在宅高齢者の皆さん方をすぐ把握ができるような体制は、事務上の処理でできることであろうかと思っておりますので、そうしたことは早急に整えていけるものと、このように思っております。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） お答えをいただきました。やはり先ほど私は、こういう大災害が起きたわけですから、すべての面でこれを好機ととらえて、村民全体でこういう防災意識を、より一層高めるということが重要ではないかと思えます。

それでは、2番目の項目に入らせていただきます。白馬村の観光政策についてであります。

観光立村を標榜している白馬村ですが、今や生きるか死ぬかの瀬戸際ではないでしょうか。白馬村が観光立村として生き残る道は、ただ1つ、たぐいまれな景観を生かしたこの村を、個性ある村、魅力ある村に育てることです。国道をドライブするだけで、3,000メートル級の山並みが見渡せる地域は、ほかにはない魅力であります。しかし、その前景となる里山はどうでしょうか。雑草の生い茂った荒地と未耕作放棄地、薄暗い林野が点在し、廃屋もかなり気になります。この里山の整備を行うだけでも、白馬の山並みが何倍も美しくなり、白馬の魅力が大幅に増加すると思えます。しかし、これらは村民の協力なしには実現しません。そこでお尋ねをいたします。

1つ目といたしまして、村長は村民の協力が得られるように、観光立村の村づくりの方向性を示し、同時に村民の知恵が結集できる場を設けるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

それから2つ目は、第4次総合計画後期であります。アルプスの里観光プロジェクトでは、白馬村観光局を支援するとしておりますが、遠からず抜本的な組織変更が必要になるのではないかと感じております。先日、定款を変更し、新たな気持ちで再出発した観光局ですが、平成18

年には社員ですね、728名だった社員数が5年後の今年は545名と聞いております。そういう減少の一途をたどっていることをどうとらえていらっしゃるか。

それから3つ目は、今日の日本の状況、暮らしの状況ですね、旅行をしたくてもできない非正規労働者の拡大、これは驚くべきことです。全労働者の30%を超えていると。また国民、とりわけ若者、これの貧困化、年収で200万円以下が1,100万人という驚くべき人数であります、という問題があります。この基本構造を変えない限り、すべての観光関連業者が生き残ることは難しいのではないかと危惧をいたしております。ましてや、この大災害であります。村長のお考えを伺いたいと思います。ぜひお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員2つ目の御質問、白馬村の観光政策について、3点についてご質問をいただいております。順次、お答えをさせていただきます。

本村にとって、観光の再生による経済の活性化は、村民の英知を結集して取り組んでいかなければならない重要課題であることを念頭に置きながら、第4次総合計画後期計画を策定したところでございます。昨日の太田修議員の質問の中でもお答えをしたとおり、今年度、村民の皆様のご意見をお聞きをしながら、観光振興計画の策定を進めてまいります。この計画で観光振興の方向性を示し、行政はもとより、観光局との役割を整理していきたいと考えております。

観光局においては、新たに事業企画部門を設置することとしており、社員の意見を反映しながら、また大勢の村民のご意見もお聞きをするようなことを取り入れながら、具体的な事業を展開をしていく方針としてしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次の、観光局の社員が減少の一途をたどっていることをどうとらえているのか。非正規労働者の拡大や、国民の貧困化という問題があり、この基本構造を変えられない限り、すべての観光業者が生き残るのは難しいのではないかと危惧をしているが、村長の考えはというお尋ねでございます。社員の減少と、3つ目の非正規労働者の拡大や国民の貧困問題に関しては、2番、3番をあわせてお答えをさせていただきます。

観光局の社員が減ってきている背景には、民宿や旅館の休業や廃止のみならず、観光局に加入していることに対するメリットの有無などの判断で、脱会をしていく方も大勢おいでになられます。一方、今日の先行き不透明な経済情勢は、私たちが暮らす地域にも大きな影響を与えており、特に観光産業に依存する本村にとっては、経済動向が観光客の入り込みに与える影響も少ないことから、早期の景気回復が図られ、大震災後であります。元気のある日本が復活することを願うところであります。

行政としましても、目指す方向をきちんと村民に示しながら、協働でこの局面を乗り越えていかなければならないと思っているところであります。観光事業に携わるすべての方が加入をし、

行政と観光事業者が一体となって、1人でも多くの方に訪れていただけるための事業を推進する母体が、観光局のあるべき姿だと考えております。

観光局組織検討委員会からの検討結果の報告を受け、それに基づいて検討した中で、宿泊部会や事業企画部会を設けていくことにいたしました。それにも増して、社員が観光局事業にかかわり合いを持ち、組織が十分機能することで、より成果が上がるよう、私も先頭に立って、その役割を果たしてまいりたいと考えております。この観光で生きる村の難しさ、景気に左右される観光事業の難しさを、改めてつくづくと感じているところではありますが、行政だけではなく、村民と社員がやはり一体となって、これからの観光のあり方をいかにつくっていくか、村を挙げての取り組みの問題だととらえております。組織の改革も進めながら、大勢のお客様に訪れていただく白馬村を構築すべく、頑張ってまいりたいと思いますので、議員の方々初め、それぞれ関係する皆様方のお知恵もお借りをしながら、取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員の質問時間は答弁を含めて、あと21分であります。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） 私は村民の英知、村民の英知が結集できる場を設けるべきではないかと、こういうふうにご1つ目でご申し上げております。私は先日、観光客の総会を傍聴させていただいて、つくづく感じたんですけども、やはりこの英知を結集するというのは、大変美しい言葉なんですけれども、どうも私の考えでは、私もこの村は13年目になるんですけども、都会から移住してきて13年目になるんですけども、やはり本当に素晴らしい地域だと思っております。

私は、この村民の英知を結集するという、この美しい言葉の背景には、やっぱり私は、例えば役場をお訪ねして、それぞれの課の皆さんとお話するときに、本当にそういう英知を持った方というのは案外、庁舎の中にたくさんおられるんじゃないかと思っております。

それであえて、これはよく問題になるんですけども、その英知を持たれた方、例えばそういう観光専門のコンサルタント、あるいはアドバイザー、有識者とか、学識経験者とか、大学の教授、上に名誉がつくともっと厄介なんですけれども、肩書負けをしたりする、そういうことがあるので、傍聴させていただいて、やっぱり次の世代を見通したとき、これで1年や2年で観光が終わるわけじゃありませんので、1つはそういう、これは観光局の組織とも関連してしまうんですけども、やはり若者、それからおかみ、こういう方たち、こういう女性ですね、そういう方たちをある程度、観光局というか、英知を結集する上で、そういう方々を起用されたらどうかというふうには、私は思っております。

そういう意味で、実際にこの村で生まれ育ち、そういう先祖代々から白馬村をよく知っている人、そういう人たちは、村内にたくさんいらっしゃると思うので、前回傍聴をさせていただいて、やはり英知を結集するというのであれば、そういう方たちの意見というか、できればそういう

人たちが検討委員会の中に、いろんな形で参画できるような、そういう体制づくりを考えられないものかと思っているんですけども、ここのあたりについては、村長の考えていらっしゃる、その英知を結集ということをとらえて、申しわけありませんけれども、こういう人たちの起用は考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この前の説明、観光局の説明の折にも話題になったことでありますけれども、私自身も強く思っているのは、やはりこのすばらしい白馬村を引き継いでいくのは、これからの若い世代の力が何よりも必要だという思いを強く持っており、お話もしたと記憶をしております。今回、組織を見直しをする中で、女性、若い人たちの意見をお聞きをする、そうした場合は必ずつくりながら、今後の白馬村の観光に生かしていきたいと、こういう気持ちは強く持っておりますので、観光局の今後の運営の中で、そうした意見をお聞きをする場はつくってまいると、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありますか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 私が考える、学識経験者とは申しませんが、少なくとも有識者、それが特に観光の専門家でなくても、やっぱり今大事なものは、本当にこの村をよく知って、ここで生まれ育った方たちの中にいらっしゃるんじゃないかというのが、私の持論です。それは本当に生きた知恵というのを、皆さんは持っていらっしゃるんでね、ぜひそういう方々に、本当に期待をしたいと思います。

それで今、若者に大いに期待するということなんですけれども、これは5年、10年先を考えた場合に、これはちょっとわき道へそれて恐縮ですけども、毎年行われております青少年育成村民大会というのがありますね。これはもう白馬村の観光だけじゃなくね、白馬村そのものをしょって立つ若い人たちが、10周年の村民大会でわずか50人ぐらいしかいない。壇上に上がっている方の方が多いじゃないかと思うくらい。そういうような状況の中で、何でこんなに寂しいのかなってということで、私は去年1年の中で、一番記憶に残るのは青少年育成村民大会10周年の集まりです。こういうところに何かね、こういう未来をしょって立つ青少年育成村民大会にもかかわらずね、そういう状況なんです。ですから非常にやっぱり若者に、先ほどは、おかみって言うふうに申しあげましたけれども、そういう本当の意味での生きた有識者というものの活用を、ぜひお願いしたいと思います。

3番目に質問させていただいた、今日の日本の社会状況、これはここに改めてもう一度申しあげますけれども、ゆゆしき事態、年収200万円以下が1,100万人というのは、これはもうとんでもない数字なんです。それで、やはり村長の今の国政といいますかね、この国の状況、そういうものをぜひ伺っておきたいと思うんです。そこの認識がないと、なかなか観光政策を打ち出そうとしても、打ち出せない私は思っております。

これも御紹介させていただきますけれども、この2日、政府が菅総理を中心にしてですね、社会保障と税の一体改革に関する集中検討会議、これはご存じだと思いますけれども、支え合いの三本柱という聞こえはいいんですけれども、医療・介護・生活保護、これを2015年までに社会保障にかかわる公費、これはついこの間、この会議が終わったばかりなんですけれど、47兆円必要とするというんですね。それで消費税を10%に上げる。それでやっと25兆円の税収になる。まだ22兆円足りないという、こういう堂々とした結論を出しているわけです。

それで、これ2015年以降ですね、こういう政策がとられたら大変なことになるわけですよ。とても観光どころじゃないだろうというふうに私は認識をしております。

そこで、こういう今実際に国政が、こういうことを実際に考えているという事態に対して、村長の認識をお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めますが、通告はしてない部分がありますので、答弁のできる範囲でお願いしたいと思います。

第10番（小林英雄君） はい、それで結構です。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 前段の、次の世代を担う子供たちの、いかに我々大人にまじって社会参加をさせるかということは、ひとつ観光のみならず、この村づくりにも大変大事なことだと、このように思っておりますし、私もぜひそうあってほしいと、そういう思いで情報は発信をしておりますけれども、なかなか集まっただけがないという状況を見るに、これはこうした認識を村民挙げて持っていただく、また議会の皆さん方にもその役割を担っていただく、そういったことが一番大事であろうと、こんなふうに思っております。

村づくり、そして観光地づくり、これ行政の旗振りだけで事が進むとは決して思っておりませんので、何とか村民総参加のもとでの、大きく言えば村政運営ができるような、そんな村ができればありがたいと、そういうところが本来目指すところではありますけれども、課題は多くあることは十分承知をしておりますけれども、目的はそういったことを持ちながら取り組みを進めてまいりたいと、このように思っております。

それから、非正規労働者と正規労働者との格差の問題、その実態等については、小林議員おっしゃられるとおりでありますけれども、その状況は把握を私なりにしてはいるものの、やはり国の政策に従って、我々も施策を進めていかなければならないということも、また片方にはあるわけありますので、国策について、私が今ここで答弁するのは好ましくないのではないかと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員の質問時間は答弁を含めて、あと9分です。

小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） そういう一連の、特に厳しい状況の中で、観光政策をどう練り上げるか、

観光立村をどうつくり上げるかということは、もう大変な課題だと思うんで、1人や2人の力では到底これは解決はとてできないと思います。

今、この3番目のですね、こういう日本の状況について申し上げているんですけども、ちょっともう一言添えさせていただきますけれども、要するに、もうとてもね、スキーどころか、スキーも、山登りも、あるいはお年寄りがこういう滞在型のリゾート地を目指している白馬村にとっても、もう余裕がない、こういう人たちがどんどん、どんどん増えていって、展望がないわけですよ。ですから、そういうときにね、こういう社会状況というものをきっちり把握するといふところから始めないと、観光政策なんていうのは、なかなか積み上がっていかないんじゃないかというの、私の考えです。

さっきの数字のことをちょっと申し上げて終わりにしたいと思うんですけども、これで年金はどんどん減らされると、生活保護者、これはもう200万人ですよ。私がこの議場で生活保護のことを問題にしたときは、たしか百五、六万人だったと思うんですけども、もうこの菅内閣になってから、ましてやこういう震災が追い打ちをかけていますから、もう200万人を超えるという事態ですね。もうそうなると、もうとても観光どころじゃないというのが、国民全体の意識ではないかと思います。

ですから、そういう意味で、そういう今の中をきっちり認識するといふ、まずそこから出発しないとね、観光も何もないじゃないかというのが私の考えです。

それから、もう時間がございませんので、もう1つだけ数字を申し上げておきますけれども、年金の支給額ですね、これは平成15年以降、支給年齢ですね、68歳から70歳にするというようにとんでもないことを言っております。こういうことも含めて、高齢者も若者も、今働き盛りの人はさっき申し上げたそういう状況下に置かれているわけですから、やはり今こういう、何でこんな国にしちゃったのかという、そこからいろいろ出される日常的なその数字といえますかね、そういうものをきっちり頭に入れてかからなければ、とても観光政策は編み出せないんじゃないかということでございます。

それで最後に1つだけ伺いして、観光にかかわることなので、それで終わりにしたいと思うんですけども、先日の村長の初日のごあいさつの中で、小谷村から安曇野市までの5市町村と連携して、この夏季休暇を日本アルプスのふもとで過ごしていただくよう、先月末に企業を訪問しながら誘客活動を実施した、こういうふうにあいさつの中で述べられております。

これは、ちょっと参考までに教えていただきたいので、これで終わりますけれども、何社訪問されて、どんな反応だったか、ちょっとお聞かせいただけたら幸いです。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） ただいまのご質問でございますが、信州北アルプス山麓観光推進協議会ということで、大町市、安曇野市、池田、松川、白馬、小谷の市町村で、その協議会をつく

りまして、この夏に向けての各企業を回りましての誘致をしまいたいということで、それぞれパンフレットをつくりまして、本日から誘致に担当職員が出向いているということでございまして、また成果等につきましては、後日またご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 小林議員、今の答弁でよろしいでしょうか。

第10番（小林英雄君） いや、何社訪問されて、反応はどうだったのかということ。

議長（下川正剛君） これからというように、今、説明がありました。

第10番（小林英雄君） これからですか。そうすると、これ、こういうふうに書かれているので。

議長（下川正剛君） 太田村長、補足をお願いします。

村長（太田紘熙君） 大変申しわけなく思っています。私も全員協議会のときに訂正のお話をさせていただこうと思っておりましたが、これから計画を立てて実施をしていくということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

議長（下川正剛君） 小林議員の質問時間が終了をいたしましたので、第10番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、2番篠崎久美子でございます。通告のとおり、大きく3点について、本日はお伺いしたいと思います。

まず最初に、緊急時における災害時要援護者への対応についてお伺いをいたします。

想像を絶する災害でありました3月11日の東日本大震災では、私たちに改めて防災への取り組みを見直す、大きな機会を与えてくれました。また、ふだんの防災への取り組み状況が、いかに住民の安全の確保、命を守ることに直結しているかということ、私たちは多大な犠牲とともに教訓として学んだということだと思っております。

この状況を受けまして、この定例議会でも既に複数の同僚議員が、防災に関して当然のところとして質問しているわけでございますが、非常時におきまして、健常者にも増してその避難について配慮されるべきであるのが、いわゆるこのごろでは災害弱者と言われる方々への対策であると思っております。

総務省、消防庁などでとらえている災害弱者というものは、情報の入手やその発信に困難を伴う方、または避難行動に困難を伴う方、要するに避難そのものに時間がかかる方、具体的に申しますと要介護、要支援の方、心身に障害のある方、妊産婦や乳幼児、日本語にふなれな外国人の方など、また、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などが挙げられると考えられます。ある統計によりますと、日本では四、五人に一人が災害弱者ではないかとも言われております。

白馬村におきましても、平成17年に国で示されました災害時要援護者の避難支援ガイドラインを背景に、平成21年12月には、その基本的な取り組み方針となる白馬村避難支援プラン全

体計画の策定がなされております。そしてまた、さらに災害時要援護者名簿の整理を経て、避難支援者と要援護者を結びつけるための個別計画を、平成21年11月以降に、順次作成していくと明示されてきたところであります。

そこで、次についてお伺いをいたします。現在、策定されております白馬村避難支援プランの個別計画の策定状況、それから、すみません、通告には総合計画と書きましたが、避難支援プラン全体計画の周知の範囲、その方法をお伺いいたします。

また、2つ目といたしまして、要援護者というのは固定的なものではなく、その対象者、その実態は非常に流動的な推移をするわけでございますが、個別計画の基本となる災害時要援護者名簿の策定に必要な要援護者登録制度への新規登録、または既登録要援護者の状態の見直しというのはどのように行われているか、現状をお伺いいたします。

ここも、すみません、3番目も総合計画と書きましたが、全体計画に直していただけたらと思います。全体計画の中で情報伝達において考慮すべき点とされております、避難に時間を要する方、視覚及び聴覚障がいの方、在住外国人の方への対策の具体的な策定内容をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎久美子議員から、大きく3つの項目でご質問いただいております。1つ目の、緊急時における災害時要援護者への対策について、3項目にわたってお尋ねであります。順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、白馬村の避難支援プランについてお答えをいたします。個別計画の策定状況も踏まえて答弁をさせていただきます。

平成22年度から、地区別に災害時住民支え合いマップの作成に取り組んでいただいております。その作成に当たっては、まず個別計画を策定をし、地区別の災害時要援護者名簿を作成してから、それをベースに、それぞれ住宅地図にマッピングをして、マップを完成させていただきますので、このご質問に対しましては、災害時住民支え合いマップの進捗状況についてお答えすることでかえさせていただきます。

平成22年度末現在で、内山、沢渡、堀之内、深空の4地区においてマップを作成していただいております、このほか佐野、通の2地区においても名簿作成の段階まで進んでおります。本年度に入ってから、4月の区長会や民生児童委員会を通じて、本事業への取り組みをお願いしており、村では平成23年度中に12地区程度、平成24年度に残りの地区にお取り組みをいただくことで、村内の全29地区においてマップの完成を目指しているところでございます。

なお、本年度のスケジュールとしましては、6月27日に既に取り組んでいただいている地区を含めた全地区の区長さんや区の役員、民生児童委員を対象とした、マップづくり研修会を開催をし、9月には今年度実施する地区を対象に、具体的なマップの説明会の開催を予定しております。

次に、全体計画の周知の範囲と方法についてお答えをいたします。全体計画につきましては、策定当初に民生児童委員会において説明、周知をしたほか、村の行政ホームページにおいて公開をしております。このほか災害時住民支え合いマップづくりに関する説明会におきまして、災害時要援護者の被災が目立つ現状と、こうした事態を避けるための情報伝達や、避難支援等の支援対策の必要といったプランの目的に絞って説明をしてきているところであります。

2つ目の、災害時の要援護者登録制度についてお答えをいたします。災害時の要援護者の登録修正等につきましては、白馬村災害時要援護者支援制度実施要綱に基づいて実施をしているところであります。新規登録に当たっては、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳に必要な事項を記入をして申請をしていただきますし、登録事項に変更が生じた場合には、届け出をいただくこととなっております。実際には、災害時住民支え合いマップを作成する際に、地区役員の方々が該当しそうな方々を訪問して、それぞれに同意を得る形で新規登録を進めておりますし、登録事項の変更等につきましても、行政区や自主防災組織、民生児童委員による日常生活における声かけや見守り活動により把握した情報があれば、その情報をもとに更新をしているところであります。

この制度の運用に当たりましては、登録から変更、支援対策などのすべての面において、地域支援者である区長さんや自主防災組織、民生児童委員の皆さんのご協力が重要であることを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

次に、3点目の情報伝達において考慮すべき点に対する対策についてでございます。視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報伝達手段は、防災行政無線に加えて、音声と文字を用いて情報を伝達することができるユーテレ白馬のデータ放送を活用をしていきたいと思っております。一方、在住外国人の方々のうち日本語にふなれな方へは、母国語による情報提供が必要とされますが、その手段はまだ検討中であり、具体的な手段が定まっていないのが実情でございます。緊急時には、避難支援を初めとする近隣住民が災害時要援護者宅を訪問して、災害に関する情報を直接伝達するといった、いわゆる戸たたき伝達が、迅速性においてはやや劣るものの、確実性においては何より有効でありますし、住民の安否を確認するための最終手段はこれに限ると考えているところでございます。

以上で私の答弁とさせていただきます。また、補足分については担当課長から補足をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 本村で昨年、平成22年12月1日の日で見ますと、要介護者とされている方は350名ということですが、要介護4及び5などの方は、約35%になります。そしてまた22年4月1日付では、身体に障がいがあると把握されている方は、全体数315名のうち、1級及び2級の方、こちらだけでやはり33%を占めております。

例えば、要介護と認定された場合でありますとか、障がい状態の把握がされたときにですね、

避難支援などの説明を役場では行っていらっしゃるのでしょうか。というのは支え合いマップだけ、それだけに頼っていると、支え合いマップをつくっていく段階でないと、その方たちには避難支援プランというものがあるということが周知されていないということになります。このところが非常に大事でありまして、そういう方たちには、避難支援プランというものがあるんですよということを、まず知っていただく、これが名簿をつくる時に大事な同意方式の第一歩になるのではないかと思います。

それで、そのときに必要なのは村の職員である、あるいは地域の方、支援される方等が、その方たちとコミュニケーションを常にとっているのか、そここのところも同意方式に対しては大事ではないかと思います。と言いますのは、同意方式、手挙げもそうですが、非常にプライベートなところを含みますので、突然、担当ですと言って伺っても、なかなかこここのところは個人の状況をお伺いするというのでありますので、そここのところに常にコミュニケーションがとれていて、顔なじみで、ああこの方だったらというところでお話ができるというところが、非常に必要だと思います。その点について、対象となった場合に説明を行っていらっしゃるのか、また、あるいは通常のコミュニケーションはどれぐらいとれているのかということについて、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） しっかり掌握はしておりませんが、支援プランがあつて云々というところについては、説明はなされていないというふうに考えています。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から、把握している点についてお答えを申し上げますけれども、今、篠崎議員言われるとおり、この支援マップ作成に当たり、その該当者に、いかに詳しくコミュニケーションをとりながら、同意方式を尊重する必要性というのは、何を置いても大事なことだと、こんなふうに思っています。そしてその気を相手の方が、本当に気を許して話をしていただける人というのも、また大事になってくるわけでありまして、その辺のところを今やっていたいのは、民生児童委員の方が直接訪問をして、お願いをするという方々もおいででございます。さらに、この障がいの度合いに応じての方々への接触というのは、今後、また新たなやっばり取り組みをしていかなければいけないと、このように考えております。

1級、2級、それぞれ程度によつての対応の違いも、そこで出てくるかと思ひますが、さらに実効を上げていく方法を、きちつとやつていかなければいけないと、このように思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問は。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいま、その役場で把握したときに、避難支援などの説明はしていないというお話がありましたけれども、ぜひ該当される方に、まず避難支援プランの存在を知つて

いただくというところから、ぜひ初めていただきたいと思います。

それで、まずその災害や危険が迫ったときにですね、どれだけ早く情報を入手できるかということが、自分の命を守るということにつながるわけですが、自分で自分の命を守るには、それも情報あって初めてできることであります。

ただいま、その最初の質問の中で、同報無線でありますとか、ユーテレ白馬を使っての情報を流していきたいというお話がありましたけれども、同報無線の子機がすべての家庭に、例えば対象者のすべて家庭に行っているのか、あるいは、もしないとして、外の同報無線を聞いたときに、そこがポケットになっていないのか、あるいはユーテレ白馬というのは有料で、自分で申し込みで引いてくるわけです。ですから対象のところすべてに行っているのか。そこら辺のところを確認をどのようにされているのかということと、あるいはこれは全国の中で見ますと、その対象のご家庭、対象のところ情報通知システムを、例えば貸与といいますかね、例えば高齢者の方のお宅には、なかなか把握ができない、音声で言っても、目で見ても、なかなか把握できないといったようなときに、赤ランプが回るような通知システム、指一本で行くような、そういったシステムの貸与をしているところもありますし、そのほか相互で聴覚の障害のある方、視覚の障害のある方に対するシステムを貸し出し、機器を貸し出ししているというところも見受けますが、そういったところを当村においてはお考えにならないのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 篠崎議員さんのご質問でございますが、うちの方で避難情報にかかわる発令の判断基準というものを定めてございまして、J-ALERT（ジェイアラート）を使って避難を勧告するような場合には、放送を流すというシステムを構築しております。ただ、実際には判断基準を示しましても、どのような状況で、実際に使うときにはどういう形になるかわかりませんが、そういう形はとってございます。それから、その場合におきましても、外国人の方、あるいは聴覚の聞こえない方、それから目の悪い方、すべての方に対応できるような万策がないというところが、1つの弱点でございます。

それから、先ほどの話にもありましたけれども、うちの方、いろんな行政のこういうシステムを組む中で、総務課の方が一応センター機能をやるというようなことで、要支援者の登録は総務課がやっております。実際には同意案件なわけでありまして、具体的にそういう方を登録していく場合には、形式的には本人から出してもらおうという形ではできませんので、ただいま各地区をお願いしております支え合いマップをつくる際に、一緒に同意もとっていくという方法をとっております。そのためには、先ほど村長が言いましたように、福祉委員だとか民生児童委員、地元の消防団員とか区長さん、そういう方の協力がないと、なかなかできないというのがあります。ただ、その中でも今度は行政区に入っていない人をどのようにやっていくかというの、

またネックになっておりますので、そんな状況でありますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問は。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 私が申しましたのは、その要援護者が情報を受け取れる状況が、絶えず見直しはされているのかというところを、今お伺いしたかったんですが、そのところを同報無線のこと、ユーテレのことなど、またお考えいただければと思います。すべての人が危険な情報は同じレベルで、なるべく同じレベルで把握ができるという状態をつくっていくということが、行政の1つの責任ではないかと思えます。

そして、また村内には民間の介護施設というものがあるわけですが、特に小規模のところですね、小規模のところでは、緊急時の対応について、村とはどのような、村はそちらの小規模の施設とはどのような連携をとっていらっしゃるかお伺いしたいと思います。情報の伝達方法、支援者の不足はないのであるか、あるいは緊急避難場所への避難経路の確認であるとか、その移動方法などについて過不足はないのであるか確認し合い、常に連携を取り合っているのか。特に小規模の場合は、ケアする側の人数に対して、ご利用者さんの人数が多いというところが結構あります。そうした場合に、支援者の数がそのときに足りるのかということ、まず確認ができていますか。あるいは一番近くのところでどこに避難するんですよというところが、絶えず確認されているのか、そういったところを、ぜひ村と連携をとって動いていっていただきたいと思うんですが、そのところの現状をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 介護保険の施設との連携については、災害時においたものについては、特段、現在こうするというものについてはとっておりません。ちょっと施設が大きくなりますけれども、特別養護老人ホーム、それと老人保健施設というのが各1施設ずつございます。そちらの施設の方では、地元の行政区の方と応援態勢というものは、話し合いをしながらとってはいるということはお聞きしておりますし、過日の訓練においても、両区の住民の方が施設に応援という形で来ていただいて、その中で施設の案内ですとか、車いすの操作方法等について、一応、講習を受けたということですのでございます。

その折に感じたことは、応援をするにしろ、初めて来たという方もいらっしゃったので、施設の中がどうなっている、それと車いすの操作方法についてどうしていくというようなところも、しっかり訓練の中でやっていかなきゃいけないんだなということは感じました。

連携については、これからどうしていくかということは、していかなきゃいけないと思えますし、災害時における支援者の数が足りているのかどうかということについては、承知はしておりません。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問は。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 今、介護施設は、特に大きなところには皆さん目がいくんですけども、

小さい施設こそ、そういったときに、災害弱者の中のさらに災害弱者になりかねないというところがありますので、ぜひ、そのところを念頭に置いて、今後やっていっていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。白馬中学校のグラウンドについてお伺いをいたします。現在、白馬中学校では、放課後の部活動の1つの場として、グラウンドを使用しております。学校にお伺いして資料をお願いしましたところ、5月23日現在では、全校生徒267名のうちのおよそ80%の生徒が部活動に入って活動しているということですが、そのうち放課後の活動場所としてグラウンドを利用しているのは、アルペン部、陸上部、野球部、この3つの部が主でありました。3つの部の合計は84名になっておりました。このほかに、状況に応じてはクロス部も学校周辺ということで使うときもときどきあるそうですが、そうすると、おおよそ100人の生徒が1つのグラウンドに、同じ時間に部活動をしているということになります。

私は機会を得まして使用状況を拝見させていただきました。また学校関係者や指導者からもお話を伺ってまいりました。それによりますと、それぞれの活動の場はある程度決まって、当然活動しているということですが、十分な広さの確保がなかなかできないということ、そういうふうにお見受けしましたし、そういう意見もちょうだいしました。広く場所をとって練習しなければならないときは、お互いに時間を譲り合い、場所を譲り合って活動しているというお話も伺いました。

現在では、幸いに狭いことが原因での事故というものはないようでございますが、多くの生徒さんが同じ場所で一緒に活動していますので、その安全性に対しても、引き続き十分に配慮していかなければならないこと、これは当然のことだと思います。

私は今年度、たまたま中学校PTAの役員という立場をちょうだいしておりますが、この問題につきましても、非常に質問がしづらい立場なんでございますが、それにも増しまして、学校関係者の声、指導者からの声等がありましたので、この現状を何とか改善し、十分な活動ができるようにということで、今回あえて質問をさせていただきます次第でございます。

中学校につきまして、以下2点お伺いします。

白馬中学校では、放課後にグラウンドを部活動で使用しておりますが、グラウンドの使用状況について把握されているところをお伺いします。

また、2つ目といたしまして、生徒の部活動の場合は、広さの確保ということで言えば、例えばほかの施設、小学校であるとか、そういったほかの義務教育施設等を借りて、場所を移動するということも考えられないわけではないわけですが、その場合は顧問の先生がそのたびに付き添いをしていかなければなりません。そうすると実際は、これは非常に難しいことと思います。そこで校庭にあるプールの使用予定がない場合、プールの撤去と整地をして、グラウンド面積を広くするというところについてのお考えをお伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 白馬中学校グラウンドについて、私の方からお答えできる点についてはお答えをさせていただきます。また、足りない部分については、教育長の方から答弁をいただければと思います。

中学校グラウンドについては、現在、放課後部活動でアルペン部、陸上部、野球部が月、火、木、金曜日の4時20分から6時15分までグラウンドを使用し、陸上部が大会前、トラックを使用する際は、一時、野球部にあけてもらって使用しているというふうに聞いております。特に野球部の指導者から問題があるということは聞いておりませんし、学校教育法第3条の規定に基づき、中学校設置基準で運動場の面積が定められているとお聞きをしております。その基準面積は、平成23年5月1日現在の生徒数で算出をいたしますと3,870平方メートル以上となり、白馬中学校は1万平方メートルを超えているために、面積的には手狭な状況とまでは言えないというふうに思っているところでございます。基準はクリアをしているというふうにとらえております。

次に、手狭な状態を解消するためにプールを撤去し、グラウンドの面積を広くしたらどうかというところでございますが、昭和43年7月に完成したプールは43年経過をし、設備などの老朽化に伴い、安全性が確保できないため使用しておりませんので、財政面でクリアできれば拡張することは可能かと、このように思っております。今年度、残土等の有効利用を検討する中で、白馬村実施計画にありますように、来年度以降で実施をしまいたいと考えております。

運動場は各運動部で融通し合い、部活に取り組んでいただいておりますが、どうしても環境整備が必要な場合についてはご相談いただきたいものと、このように考えております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問は。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいま、その財政面の確保ができればというお話がございましたけれども、白馬村義務教育施設に対する基金というのがございます。この場合、その財源としてこの基金を充当するというお考えはないのか、できないのかをお伺いをしたいと思います。また、現在の基金残高についてもお伺いできればと思います。

また、あわせて私のお伺いしているお話では、一日でも早く撤去してもらって構わない、ぜひ撤去してくれと、あるいはある意味、例えばそのプールのところがですね、いろんな人の集まる場所になってしまったりとか、そういったところが実際、去年はあったということで、そういう意味からも、もし使用をしないということであれば、プールの撤去を進めてもらいたいと思うんですが、なぜプールの建設と同時期でなければならないのか、一日でも早い方が子供たちのためにはよろしいのではないかと思うんですが、そのところ2点をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） プールの撤去についてでございます。今、私、来年度からというふうに申し上げましたけれども、できることなら今年度からも着手をしたいと考えているところでございます。ただ、あのプールを撤去するということになれば、相当な残土が出てまいります。そうしたことの排出残土の搬出場所、受け入れ場所等の検討も必要になってまいります。そしてまた廃材等の受け入れについても検討をしなければならないことから、まだその辺が確定をしていないために、来年度と申し上げましたが、手がつけられる状況になれば、本年度からでも手をつけたいという気持ちはありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

そしてまた基金のお話でありますけれども、そうしたことに備えて、基金の造成もしておりますので、手がつけれ次第、そちらへ流用して手をつけていきたいと、このように思っております。額については、基金全体では1億2,000万、1億3,000万に近い基金を造成してございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問は。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、ぜひ前向きに検討していただいて、譲り合うというところの状況はもちろんです。その安全性の確保という意味からも、ぜひ一日でも早い検討をされ、着手されるように強く希望したいと思っております。

次、3つ目の質問にそれでは移りたいと思っております。観光について、白馬村の観光全般についてお伺いしたいと思います。白馬村の観光局におきましては、去る5月27日に観光局の第7期末の総会が開催されました。そこでは来期の事業予定が承認され、4月からもう既に事業執行されている村の予算と合わせ、本格的に今年度の村全体の観光事業が開始される環境が整ったことと思われまます。年ごとに観光客の入り込み数の減少が続きます。今年度の冬も100万人を割りました94万人台ということ、村長のごあいさつの中でちょうだいしておりますが、さらに3月の大震災を受けまして、3月後半からは宿泊業においてはキャンセルが相次ぎ、宿泊のみならず、道の駅、夢白馬などでは例年の5分の1まで売り上げが落ちたという状態もございました。こういう状況下では、ますます村の観光施策がスピード感を持って、より効果的に推進されていくことが当然に求められ、期待されているところだと思っております。

そこで、次についてお伺いをいたします。第8期観光局事業計画の中で、村が考えている村の観光重点施策はどれであるのか。それに対して、どのような体制を整えるのかをお伺いします。

2つ目といたしまして、財政的な面や、構成する人的な面から見た場合、今後、観光局組織そのもののあり方の検討が必要になるかと思われまます。検討のお考えがあるかをお伺いします。

3つ目といたしまして、これは先ほどの小林議員の中にも出てはまいりましたが、観光に対しての住民からの意見やアイデアを取り入れる機会の拡大、あるいはボランティア参加の提言等がございますが、今後どのように受けとめていくかを伺います。これは、局ということではなくて、村という立場でお伺いしております。

また、白馬村にはふるさと白馬応援し隊という、もともと白馬にいて、村外に現在は居住されている方たちが白馬を応援してくださるといふことで、お願いしている部分があるわけですが、その実際の状況と、また過去にご提言をいただいた部分のご意見はどのように生かされてきているのかをお伺いします。以上、お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から、3つ目の観光についてのご質問、3点にわたってお尋ねでございます。順次お答えをさせていただきます。

1つ目の、第8期の観光事業計画の中で、村が考えている観光重点施策はどれであるか、それに対してどのような体制を整えるかとお尋ねでございます。第8期の観光局事業計画では、冬季観光、山岳観光、インバウンド事業及び東日本震災対策事業を施策に重点事業として進めてまいりたいと考えております。冬季観光につきましては、今年、長野県にスキーが伝来して100周年となることから、県との連携を含めた誘客事業を実施をし、山岳観光ではL. L. Bean（エル・エル・ビーン）を初めとする山岳、アウトドア関係の企業等とタイアップしてのキャンペーンを計画をしております。

インバウンド事業では、海外プロモーションや、商談会に積極的に参加をし、誘客に努めてまいりたいと、このように考えております。

また東日本大震災の影響により、首都圏では夏場の電力消費の抑制が求められ、企業においては社員に長期休暇を取得させることにより、電力消費の抑制を図る動きが見られることから、今定例会に補正予算を上程させていただきましたが、安曇野市、大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村の6市町村が連携をし、首都圏の企業に対し休暇期間中の過ごし方として、避暑や自然体験等のPRをしながら、誘客活動に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

先般、開催された観光局の定時社員総会でも、社員の皆様からご意見をいただきましたが、誘客活動にはより多くの社員の皆様がかかわれる体制で事業を進めたいと考えております。

しかしながら、この観光事業、非常に景気に左右されることから、そしてまた常に継続的に事業展開をしていかなければならないという、まさに観光事業はエンドレスで続くものであると考えておりますので、何よりも継続的に実行していくことが大事なことで考えているところであります。

次に、2つ目の財政的な面や、構成する人的な面から見た場合に、今後、観光局組織そのもののあり方の検討が必要になるかと思われるが、検討の考えはあるかのご質問であります。

23年度の観光局の負担金に関して、議会でも、その算定根拠について慎重なご協議をいただいたところでありますが、村の一般会計予算規模が縮小傾向にあり、観光局への民間からの派遣も、派遣元の事情によって減っていく状況は、今後も推測されるところでございます。観光局組

組織検討委員会でもこの件は取り上げられ、1企業に頼るのではなく、例を挙げますと、索道事業者全体で観光局への派遣をいただくといった仕組みも考えられ、今後検討していく必要もあるものと思っております。

篠崎議員からは、観光局の組織そのもののあり方について検討する考えがあるかのご質問でありますけれども、第8期においては、組織検討委員会での結果を受けて、局の体制整備を進めてまいります。観光を推進する組織体制について、改めて同時進行で考えていきたいと、このように思っておりますし、その状況によっては、体制を変えていかなければいけないという状況にもなるかと、このようにも考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3つ目の観光に対しての住民からの意見やアイデアを取り入れる機会の拡大や、ボランティア参加の提言がありますが、今後どのように受けとめるかのご質問であります。

村では、観光振興計画を策定していく中で、村民の意見を反映していくことは重要であり、策定委員会の委員構成にも、こうした点を考慮しながら進めていきたいと考えております。また、観光局においては、事業企画部門を設けてまいります。その委員構成に対しても、社員に対し委員の公募を行うなど、社員の意見が企画に反映されるような体制を整えていきたいと考えております。観光局定時総会でも、社員の方から、誘客活動など事業への参画について提言もいただきましたので、今後の事業に大勢の方々が加わっていただけるように計画をしてみたいと考えております。

次に、4つ目のふるさと応援隊の状況と意見の生かし方についてのご質問でございますが、現在、33名の方から登録をいただき、年4回の会報を発行しているほか、会員専用のサイトを開設して、お互いの意見交換の場としているところであります。しかしながら、昨年度1年間にいただいたご意見の数は4件程度しかございませんでしたので、会員相互の意見交換がさらに活発に行えるよう、応援隊の運営自体をさらに研究しなければならないと、このように思っているところでございます。

そうした中で、1つの考えとして、今、準備を進めておりますけれども、東京を中心に、この応援隊の支部組織的なものが構築できないかということで、人選をしながら、今意見をお聞きしながら相談をしているところであり、何とかこれを実現をしていきたいと、このようには思っているところでございます。そうしたことを踏まえながら、担当課を通じて前向きに検討し、予算の伴うものにつきましては、また議会の皆様方にもお諮りをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、観光について答弁をさせていただきました。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁を含め、あと16分です。

質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 昨日の村長答弁の中にも、例えば行政の役割、観光局の果たす役割とい

う言葉が聞かれました。それを考えていかなければということでもあります。すなわち行政の役割において、村長は行政の観光行政が果たす役割というものをどのようにとらえていらっしゃるのか、あるいは観光局のその実際の役割というものをどのようにとらえていらっしゃるのか、また、それに基づいて行政ができること、先ほど、今、事業計画の中でというところでお伺いをいたしましたけれども、これは観光局の社員総会のところから、もちろんその中でということで、私、お伺いしているわけですが、行政の役割の住み分けというところで、ここに出てきた事業に具体的にどのように村がバックアップしていくのか、村がかかわっていくのかというところを、もう1回、再度お伺いできますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、篠崎議員おっしゃられたこと、すべての事業に予算が伴うことあります。したがって、その前提として、今までの観光局のやっている仕事をきちっと仕分けをしながら、本来、観光局でやるべき仕事、行政でやるべき仕事、その辺を区分けすることが何よりも大事ではないかと、このように思っております。

そうしたことについては、1つの例で言いますと、塩の道等についても、本来、行政がやるべきものだというふうに考えておりますが、それを観光局に委託をしていると、こういう状況でございます。そうしたことから、観光局の使う予算についても、いろいろな面からご批判、ご指摘をいただいているところでございますので、何よりも白馬村としてやるべき仕事、観光局としてやるべき仕事の区分けをすることで、やはり観光事業に対する村の取り組みの姿勢、透明性を高めることにもなろうかと思っております。

そうしたことの仕分けをすることが大事であることと、この景気の低迷の中で、派遣元の出向が不可能になるような状況になったときには、観光局の予算、事業執行そのものにも大変な影響が出てくるわけでありまして。したがって、今申し上げた村の果たす役割、観光局の果たす役割についても、その予算的な解決をしていかなければ、全体計画もなかなか明確にならないと、こういう点もありますので、検討委員会からもいろいろご指摘をいただきました。そして、観光局の中の新たな組織の中で、今、議員ご指摘のことも踏まえて検討をしてまいりたいと、このように思っております。

それに加えて、私は基本的に考えているのは、今、国の経済動向、大変厳しい中であっても、その状況はどうあれ、我々の白馬村は観光を唯一の基幹産業として、今後も構築をしていかなければいけないという、もうこれは大命題があるわけでありまして、やはり観光局でできることはまた別の視点で、白馬村として観光立村として成り立つというのはどうしていくべきか、これも含めて検討をしていく必要があるかと。皆、関連性があることだと考えておりますので、今、議員ご指摘のことはすべて含めて、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問は。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 現在の観光局を考えたときに、ちょっと特徴的であるのが、その人的な構成であると思います。役場からの派遣、企業からの出向、そしてプロパーである、それらの方々が現在の実際運営されている観光局は構成されているということですが、それは個人の責任とか、そういうことではなくて、もちろんそれぞれの背景が違いますので、例えば税金を支出していることに対する効果をどこまで求めるか、会員限定なのか、村全体に公益性を持って資するのか、そういったところのまず意識のずれ、こういったところが、私、検討委員会の方にも出させていただいたりしておりますし、あるいは議会と観光局との懇談の中で、たびたび感じるところは、そこに対する意識のずれがあるのではないかと思います。

そういったときに、1つの目標に向かっていくときに、意識のずれがあるということは、目標に向かっていくときに非常に力が弱いということになると思うんですね。そこをやはり、村長はどのようにお考えになっているのかということ、1つお伺いしたいと思います。

また、村からは派遣という形で出ているわけですが、今回、新しく観光局長が任命されました。派遣という形で行っておりますが、観光局長は要するにどういう、1年間とか2年間とか、そういう期限を区切って派遣を命じているのか、そこをお伺いしたいと思います。それともう1つ、派遣に関して申しますれば、かつて村長は、観光というのは先ほどの言葉にもありました、エンドレスなことでありますので、人材育成をぜひしたいんだということ、観光局を通して、その場を通して人材育成をしたいんだということをおっしゃられていたと思います。それはもうずっと変わらないことで当然あると思いますし、役場の中にそういったことに精通している方がいないことには、観光に対しての事業がなかなか進まないという側面もあると思いますので、ただ、その村の職員を派遣するという場合においては、法律に基づいて当然派遣されていくわけですね。そういったときに、その目的、例えば地方公務員の派遣等に関する法律というのがありますけれども、これを見ますと派遣の目的は、派遣を受ける団体の事業の円滑な実施の確保を通して地域の振興、住民の生活の向上、もって公共の福祉の増進に資するものとされています。観光局事業を例えば、会員限定までの効果でよいとするのならば、ここに整合性が成り立たないということ、あるいはこれよりも考えなければいけないのは、実際に派遣される期間というのは、法律に定められているということ。そうするとそれを超えた場合は、期間満了後には元の職務に戻るということが、もう明記されています。そうすると人材育成の場として、観光局をといったときに、本人が意欲的で非常にもっと極めてやっていきたい、あるいは観光に関しての人材育成というものは、短い期間では絶対できないと思います。それはエージェントであったり、宣伝業者であったり、いろんなところの顔つなぎであったり、県とか官公庁との顔つなぎであったり、そういったところも育成の中で培われていって、それが最終的に花開いていくところがあるからです。そうすると、この派遣しているというところの実態が、実際は観光局へ派遣することは、そういう法律の縛りを受けるわけですから、長期的な人材育成の場となり得ないの

ではないかということがあるのではないかと思います。この点について、どのようにお考えになっているかをお伺いしたい。

この3点ですね、意識のずれであるということ、それと観光局長の任期の任命の期間であるということ、そしてこの長期的な人材育成の場とならないのではないかということ、この3点について、まとめてですがお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から3点の再質問をいただきましたけれども、ちょっと意識のずれというとらえ方ですけれども、執行元から来るその人材そのものが、それぞれの立場が違うことによる意識のずれという意味でよろしいんですね。この出向制度は観光局ができた時点からの制度でございます。今、このことに関しても、先ほど来、申し上げていますように、大変、この出向制度そのものが厳しい状況になってきております。そうしたことから、今後については非常に流動的でありますけれども、今まで私が就任して以来、この出向の皆さんの仕事については、全員が同じ目的で、同じ方向で取り組みをしていたものと、このように思っております。人それぞれですから、方針についての思いはあっても、観光局という組織の中で、1つの目標に向かっては同一步調で動いてきたと、このように考えております。

それから、任期については当然、役場からの出向職員については、法で定められた任期があるわけでございます。基本的には、それを尊重してやっていくということでございます。たまたま過去の例で、そうした法的な制約がある中で、行政側としてはその対策として、本人に意向を確かめたところ、自分はその観光事業を継続をしたいということで、本人みずから退職をされてしまったというような事例もございます。決してその無制限にということではなくて、本人の意向も尊重しながらやっていきたいということが本心でありますけれども、法に制約されている部分は明確にこれからはしていきたくと、このように思っております。

そして、人材育成の件についてであります。私もあの観光局でプロパーを採用するには、やはり人材育成をするということも、大きな目的の1つであります。しかしながら、5年を経過している中で、今の局員の人数を見たときに、発足当時の人数と変わっていないというのが実情でございます。そしてまた日々の仕事に追われているというのも事実でございます。そうした中で、果たして私どもが求める人材が育っているか、今後の人材育成が順調にできるかということについては、いささか疑問な点もございます。そうした意味合いも含めて、24年度の中で、この執行のあり方も検討をしていきたいと、私自身は考えているところでありますので、よろしくお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 村長、派遣の期限あるという話はしたんですけども、何年という、はい。

村長（太田紘熙君） 法律に定められている任期は、5年というふうに認識をしておりますが、役場の職員派遣については、それぞれの立場も地位も、地位というか肩書もでございます。そうした

中でも、大体2年くらいを目安に出向をさせているというのが実情でございます。

議長（下川正剛君） 窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 基本的には村長がお答えしたとおりなんですけれども、ちょっと補足させていただきますが、職員がそれぞれの機関に派遣する場合につきまして、広域法人等への職員の派遣等に関する条例ということで、白馬村が条例を制定してございます。その中で、要件がありますけれども、村が基金その他これに準ずるものを支出している団体で規則に定める者、前項に掲げる者のほか、村の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ村が特に援助し、又は配慮することを要する団体で、規則を定めるものということでもあります。

派遣できる団体につきましては、振興公社、社会福祉法人白馬村社会福祉協議会、それから観光局、当時オリンピック・パラリンピック等ありましたので、そうした組織が派遣できるということで条例を制定してございます。

それから、期限の関係でありますけれども、村長は5年と申しました。これは最長5年でありますが、1年ごと本人の同意を得て更新をしていくということで、最長5年派遣することができるという規則がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問時間も答弁を含めて1分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 第4次総合計画の中にはですね、観光局の位置を考えるということも出ております。現在の位置はあそこにあるわけですが、役場の中から観光というものがあそこに離れてしまったことによって、観光に対する職員意識が低下しているのではないかという声が聞かれます。観光のことはと言うと、局へ聞いてくれということですね。そういったところに関して、実際のところどのように思われているか。時間がないので、そのところをお伺ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私が就任した当初、局の位置を変えたいと、こういうことで今まで進んでまいりました。しかしながら、非常に観光局を取り巻く環境、そして実態が、非常に大きく変化をしてくれております。そうしたことから、今、篠崎議員が言われましたこと、庁舎と観光局のかかわり合い等も含めて、再検討していくつもりでございます。

議長（下川正剛君） 以上で、第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から6月15日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会を行い、6月16日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から6月15日までの間を休会とし、その間、日程予定表のとおり各委員会等を行い、6月16日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。御苦労さまでした。

なお、このあと午後1時から全員協議会を開催しますので、全員協議会室にお集まりください。大変、ありがとうございました。

散会 午後 0時00分

平成23年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成23年6月16日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 議会運営委員長報告並びに陳情の採決

平成23年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成23年6月16日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 3号 白馬村監査委員の選任について
- 日程第 4 発議第 1号 白馬村農業委員会委員の推薦について
- 日程第 5 発議第 2号 白馬村農業委員会委員の推薦について
- 日程第 6 発議第 3号 白馬村農業委員会委員の推薦について
- 日程第 7 発委第 3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

平成23年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成23年6月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 議会運営委員長報告並びに陳情の採決
- 3) 追加議案審議
同意第3号（村長提出議案）説明、質疑・討論省略、採決
発議第1号から発議第3号（議員提出議案）説明、質疑・討論省略、採決
発委第3号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決
- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 3番太田伸子です。

総務社会委員会に付託された案件は、議案2件、請願1件であります。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第35号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてであります。

第1条 白馬村税条例（昭和35年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を第22条に、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税控除の適用期間の特例を第23条に加える。

これは、東日本大震災に係る国の税法の改正で、白馬村の税条例と整合性を図るための改正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第35号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）についてであります。

平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,345万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,145万5,000円とするものであります。

総務課関係では、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費501万7,000円の増額です。4月の人事異動による職員の人件費の補正であります。

2款総務費1項総務管理費2目財産管理費、庁舎施設等改修事業の起債の乗りかえで、充当率70%のものから75%の有利な起債に変えたための差額40万が発生し、一般財源で40万の減額、地方債で40万の増額になり、補正額はプラスマイナスゼロであります。

8款消防費1項消防費1目非常備消防費162万8,000円の増額です。3月末に消防団退職者の人数が確定し、当初17名の見込みが20名になったための増額で、特定財源は151万8,000円、一般財源は11万となります。

8款消防費1項消防費4目防災費158万9,000円の増額です。3月に起きました震災の被災地への職員派遣と支援の費用であります。ほかに、堀之内地区の防災無線の電波状況が変わったためのアンテナの修繕。災害に備えて夜間の活動のためのバルーン型の投光器の購入費用であります。

教育委員会関係では、2款総務費7項スポーツ事業費3目スポーツ事業振興費に50万の増額です。白馬グリーンスポーツの森ランニングコース完成の記録会の体協への運営費の負担金であります。

9款教育費5項保健体育費2目体育施設費に121万3,000円の増額です。県の地域発元気づくり事業補助金を使い、白馬グリーンスポーツの森のランニングコースを整備する費用などあります。

9款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費363万1,000円の増額です。4月の人事異動による職員の人件費の補正であります。

9款教育費4項社会教育費2目公民館費144万の減額です。4月の人事異動により、職員公民館長となり減額になりました。

質疑に入り、ランニングコースの整備はだれが行ったのかとの質疑があり、体育専門委員や体育協会などの協力で行い、業者は入っていないとの説明がありました。

住民福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費352万4,000円の増額です。白馬村社会福祉協議会補助金の増額が主なものであります。

3款民生費3項国民年金費1目年金総務費100万6,000円の減額です。4月の人事異動による職員の人件費の補正であります。

4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費418万6,000円の減額です。子宮頸がん等ワクチン接種事業で集団接種の要望が多く、医師会の協力により集団接種が可能になったため、個別接種による医師のワクチン接種委託料が減額となり、医師謝礼とワクチン代が増額となりました。

質疑に入り、子宮頸がん等ワクチンとあるが、ほかのワクチンはとの質疑があり、子宮頸がん

ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンがありますとの回答でした。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、可決すべきものと決定されました。

請願第3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書について。

請願の要旨は、白馬村議会が国会、政府に対し、郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書を提出することです。

請願理由は、郵政3事業の民営化、分社化されたことによりサービスの低下が指摘され、特に公共機関の利便性の悪い高齢者にとって深刻な問題である。

郵政3事業のサービスを一体化するなど、経営形態の見直しが求められる。これ以上同法案の成立を先送りすることは、地方の郵便局を維持していく上で得策でなく、郵便局をめぐる地域の実情を踏まえ、利用者にとってよいサービスが提供されるよう、今期通常国会において郵政改革法案を十分審議し、速やかに成立させるよう強く要望することです。

質疑では、東北の地震で被害があり、分社化していると復旧に時間がかかる。日通との統合の失敗により、地方の営業所が廃止される事態が起こっている新聞記事があった。3事業が分離されたことにより、いろいろな弊害が起きてきている。委託業務が受けられるようになれば、円滑な運営ができるようになるのではないかなどの意見が出されました。

採決したところ、委員長を除く全員の賛成により、請願第3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書は、採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第35号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第35号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第3号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

請願第3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、請願第3号は採択とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長(田中榮一君) 7番田中榮一です。

本定例会において、産業経済委員会に付託されました議案2件、請願1件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算(第1号)であります。これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,345万5,000円を追加し、総額を43億9,145万5,000円とするものであります。

主な内容は、観光農政課関係ですが、5款1項3目農業振興費に109万円増額するもので、残雪処理委託料が104万3,000円、消雪材補助金が4万7,000円。

5款1項4目農地費に400万円増額するもので、小水力等農業水利施設利活用支援事業として使われるもの。

5款2項1目林業振興費18万6,000円増額するもので、有害鳥獣被害対策事業として、6款1項2目観光施設整備費に132万3,000円増額するもので、平地観光施設管理事業の主なものとして、岳の湯休業に伴う費用が115万4,000円。

6款1項3目観光宣伝振興費に21万7,000円増額するもので、首都圏誘客事業として普通旅費が10万1,000円、パンフレット制作負担金が11万6,000円。

6款1項5目観光特産費に10万9,000円増額するもので、庄屋丸八の不動産鑑定評価委託料に対する増加分として、6款2項1目商工振興費に1,003万6,000円増額するもので、住宅リフォーム補助事業、個人住宅リフォーム資金補助金として1,000万円であります。

委員から、消雪材購入に50%村で補助しているが、小谷は100%出している。今後は100%にならないかとの質疑があり、行政側から、近隣の町村の状況を踏まえて検討したいとの答弁がありました。

小水力発電事業の実現は、どのくらい先になるかとの質疑に対し、発電の可能性について調査するという事業で、今の段階ではそこまで至っていない。しかし、今回の事業で発電機を置いて、どれくらい電気が起きるかは調査してもらう予定であります。農業水利施設の維持管理費節減を図る目的であり、将来的には公式で100キロワットぐらいは発電できるのではないかと考えているという答弁がありました。

岳の湯は、指定管理者から外されたのかとの質疑に対し、6月から振興公社から除外されて村

管理になるとの答弁でした。今後の岳の湯施設については、利活用検討委員会を設置し、委員の公募をし、検討してまいりたいとのことであります。

環境課関係ですが、4款1項1目環境衛生費を148万6,000円減額するもので、一般職員の休業と嘱託職員の賃金に関するものと説明があり、質疑はありませんでした。

建設水道課関係ですが、7款2項2目道路維持費の財源内訳の変更で、社会資本整備総合交付金が1,060万円の減。公共事業等債70万円の減により、1,130万円が一般財源に振りかわったものであります。

7款2項3目道路施設改良費に5,276万7,000円の増額するもので、村道改良国庫補助事業に1,176万7,000円。道路改良起債事業に4,100万円で、有利な起債を充当したとの説明がありました。

委員からは、五竜山麓線について、早期開通を目指すと言ったが、この予算づけによってどのように変わるのかと質疑があり、行政側から、当初計画では今年度完成を目指していたが、交付税の補正が見込めないため、23年度改良280メートル、残り350メートルは24年度になりそうだとの答弁がありました。

慎重審議の結果、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第37号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、総額5億5,970万6,000円とするものであります。

内容は、歳入のところで1款2項分担金70万円、5款1項繰越金130万円、合計200万円の増額であります。

歳出ですが、1款2項1目公共下水道建設費を200万円増額するもので、共同排水設備設置等補助金に200万円の増であります。

委員から分担金及び負担金の滞納繰越金についての質疑があり、滞納繰越分については、専決補正とセットになっており、専決補正で加入分担金を徴収できない分があり、それは専決で減額しているとの説明がありました。

討論はなく、採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第2号についてです。

平成23年5月19日受理、提出者 大北建設労働組合組合長 丸山 勉。

請願の趣旨、理由。建設産業で働く労働者、職人のすぐれた技術技能は、長い年月をかけて身につけたものである。しかし、建設業の厳しい情勢の中で、技術技能を身につけた熟練工であっても評価されにくくなっている。特に公共工事設計労務単価の10年間の推移を見ると、職種間

の格差がなくなり、見習い工も熟練工も同等に取り扱われていると言わざるを得ない。

そこで白馬村議会においては、建設業で働く労働者、職人の仕事と生活の改善の第一歩とするために、村長の英断により入札制度の一部改正をし、公契約条例、公共工事における賃金等確保条例を制定するよう要請するというものです。

請願事項。建設労働者、建築職人の生活を守り、建設産業の健全な発展のために、公共工事現場において、適正な賃金が現場労働者に支払われるように、公契約条例を早期に制定してほしいという内容であります。

委員からは、白馬村は国・県で設定している労務単価により設計しているが、落札率が80%近くなっている現状から、村として金額を業者に指定することや、条例制定することは難しいのではないかと。労働者は保証されるが、小さな事業者は弱体化する側面はないかなど意見が委員からありました。

慎重審議の結果、白馬村は国・県の労務単価に従って設計をしているという現状がある。また、公契約条例を制定するには、さまざまな検討すべき問題がある。そして、それに言及する行政の立場も理解できる。

しかし、そうは言っても、下請などの建設労働者や建築職人の賃金や請負額が圧縮されているのは確かであり、後継者問題等は社会問題となっている。行政は事業者に対し、最低賃金法の遵守はもちろん、労働者に配慮した請負条件を履行するよう、指導を実施してもらいたい。その意味で、趣旨採択とする意見が多くありました。

そのほかに、さらに調査をして、審議を深めてから結論づけるために、継続審査とすべきとの意見もありました。

採決をした結果、委員長を除き、賛成多数により、趣旨採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で、産業経済委員長の報告を終わります。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第37号 平成23年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

請願第2号 公契約条例制定についての請願の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、請願第2号は趣旨採択とすることに決定をいたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第36号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第36号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 議会運営委員長報告並びに陳情の採決

議長（下川正剛君） 日程第2 議会運営委員長報告並びに陳情の採決を行います。

議会運営委員長より報告を求めます。第8番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋賢一君） はい、8番高橋です。

本定例会において、議会運営委員会に付託された案件は、陳情第5号の1件であります。以下、この陳情に対する審査の概要と、その結果について報告いたします。

陳情第5号は、平成23年5月19日に受理されました。提出者は白馬村に住所を有する中村敬さんであり、陳情の要旨は、白馬村政治倫理条例及び白馬村政治倫理条例施行規則の改正を要請するものです。

政治倫理条例は、村政運営の要職を占める村長、議員及び副村長の活動を倫理面から規定したものであり、倫理面から見た活動のあり方は時代の推移とともに変わり、それに伴い条例も変わって当然と考える。現条例の不備を訂正し、条例及び施行規則の改善を要請するとしてあります。

陳情の改正理由につきましては、1つ目、条例第1条目的では、対象である村長と住民を別個

に扱う必要について。2つ目は、村長等の兼業に関し村からの補助金、負担金を受ける団体の代表や役員につくことの原則禁止について。3つ目は、兼業に関連して、報酬を得ていない場合でも兼業の報告を義務化する条項の必要について。4つ目は、表現方法を再考し、煩雑な表現や、非能率的な状況を修正し、書き直しによって他の条項を修正する必要について。5つ目は、第7条の提出を義務づけている書類の閲覧の規定の明文化について。6つ目は、条例の義務違反について、住民告発を審議する委員会の組織化についてであります。

このたびの陳情審査に当たり、あいまいな表現や難解な用語がないか精査して、審査をいたしました。

委員からは、条例の目的を示す現行条例には、複雑な手続や表現が多く、非能率的な状況についても修正する必要があると思われ、書き直しによって、ほかの条例も修正する必要が生ずる。

また、閲覧の規定改定に関しては、村内に住所を有する個人及び事務所又は事業所を有する法人その他の団体と、何人から村民と立場を明確にした方がよいのではとする意見もありました。

採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、一部採択とすべきものと決定いたしました。

以上、運営委員長の報告といたします。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。質疑を終結をいたします。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

陳情第5号 白馬村政治倫理条例及び白馬村政治倫理条例施行規則の改正を要請する陳情の件は、委員長報告のとおり一部採択と決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり一部採択とすることに決定をされました。

続いて、村長から同意案件の申し出がありました。また、田中榮一議員及び総務社会委員会から発議の申し出、また各常任委員長及び議会運営委員長よりそれぞれ閉会中の所管事務等の調査についての申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、お諮りをいたします。会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を変更し、追加議案を審議する

ことに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程並びに議案を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りをいたします。日程第3 同意第3号及び日程第4 発議第1号から日程第6 発議第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これについて採決をいたします。この採決は、起立によって行います。

日程第3 同意第3号及び日程第4 発議第1号から日程第6 発議第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、日程第3 同意第3号及び日程第4 発議第1号から日程第6 発議第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに可決をされました。

これにより、同意案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第3 同意第3号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、日程第3 同意第3号は、質疑、討論、を省略し、採決することに決定をいたしました。

△日程第3 同意第3号 白馬村監査委員の選任について

議長(下川正剛君) 日程第3 同意第3号 白馬村監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 任期満了に伴う監査委員の選任について、同意を求めますのでございます。

朗読して、説明をいたします。

同意第3号 白馬村監査委員の選任について

次の者を白馬村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城25360番地2

氏 名 小林 勉

生年月日 昭和20年5月27日

平成23年6月16日白馬村長提出であります。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

採決をいたします。

同意第3号 白馬村監査委員の選任については、原案のとおり同意するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

日程第4 発議第1号から日程第6 発議第3号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 発議第1号から日程第6 発議第3号は、質疑、討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

△日程第4 発議第1号 白馬村農業委員会委員の推薦について

△日程第5 発議第2号 白馬村農業委員会委員の推薦について

△日程第6 発議第3号 白馬村農業委員会委員の推薦について

議長（下川正剛君） 日程第4 発議第1号、日程第5 発議第2号、日程第6 発議第3号の白馬村農業委員会委員の推薦についての3件を一括議題といたします。

一括して趣旨説明を求めますが、議会事務局長が趣旨説明を行います。

議会事務局長（太田文敏君） それでは発議第1号、発議第2号、発議第3号につきまして、一括趣旨説明を申し上げます。

資料をご覧ください。朗読説明を申し上げます。

発議第1号 白馬村農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員会委員を下記のとおり推薦する。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城7282番地

氏 名 内川 多計子

生年月日 昭和21年7月4日

平成23年6月16日提出。提出者、白馬村議会議員田中榮一。賛成者、白馬村議会議員篠崎久美子。

発議第2号 白馬村農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員会委員を下記のとおり推薦する。

とおri推薦する。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城6334番地

氏 名 松沢 正猛

生年月日 昭和25年2月20日

平成23年6月16日提出。提出者、白馬村議会議員田中榮一。賛成者、白馬村議会議員篠崎久美子。

発議第3号 白馬村農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員会委員を下記のとおり推薦する。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城22897番地1

氏 名 佐藤 久子

生年月日 昭和30年7月5日

平成23年6月16日提出。提出者、白馬村議会議員田中榮一。賛成者、白馬村議会議員篠崎久美子。

以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

採決をいたします。

発議第1号 白馬村農業委員会委員の推薦についての件を、原案のとおり推薦するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発議第1号は原案のとおり推薦することに決定をいたしました。

採決をいたします。

発議第2号 白馬村農業委員会委員の推薦についての件を、原案のとおり推薦するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発議第2号は原案のとおり推薦することに決定をいたしました。

採決をいたします。

発議第3号 白馬村農業委員会委員の推薦についての件を、原案のとおり推薦するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発議第3号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

△日程第7 発委第3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

議長(下川正剛君) 日程第7 発委第3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長(太田伸子君) 3番太田伸子です。

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙「郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書」を国会(衆議院議長・参議院議長)及び関係行政庁(内閣総理大臣・総務大臣・郵政改革担当大臣)に提出する。

平成23年6月16日提出、白馬村議会総務社会委員長。

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月に郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、株式会社である日本郵政株式会社のもとに、それぞれの事業を継承した三つの株式会社が、窓口業務等を郵便局会社に委託する形で民営化・分社化されました。当時、政府は、郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスは安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれに期待し、支持した経過があります。しかしながら、現状において、郵便局会社と郵便事業会社が別組織になったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことが出来なくなるなどサービスの低下が指摘されています。こうしたことは、特に公共機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一体化するなど経営形態の見直しが求められています。

また、経営面でも郵便事業は、民営化後の日通のペリカン便との統合の失敗もあり、昨年度は1000億を超える経営赤字、本年度も経費を相当切り詰めても900億以上の赤字が出る見込みであり、郵便局経営を支えてきた郵便貯金の残高も最盛期260兆円が民営化以降大きく落ち込み、170兆円を切る現況となり、また簡易保険についてはお客様との契約が最盛期9000万件あった契約が、現状は半減し4500万件を切る見込みとなっています。

このまま推移すると近い将来、郵便貯金も簡易保険も赤字経営に陥る可能性が高く、郵政民営化は失敗に終わるだけでなく、以前は三事業一体・独立採算制で黒字経営してきた郵便局に、税金を投入して維持しなくてはならない事態にもなりかねません。

よって、これ以上、同法案の成立を先送りすることは地方の郵便局を維持していく上で得策で

はなく、郵便局をめぐる地域の実情も踏まえ、利用者にとってより良いサービスが提供されるよう、今期通常国会において「郵政改革法案」を十分審議し、速やかに成立させることを強く要請いたします。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年6月16日。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

発委第3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の件を、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項については、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項及び陳情第1号について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付託された議事日程はすべて終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成23年第2回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

6月7日の招集、開会以来、本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、また提出をいたしました全案件につき、ご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございました。

振り返りますと、春先は春を感じさせないほどに寒い日が続き、また今年の梅雨入りは平年に比べて12日も早いとのことであります。どれもこれも自然のなせるわざでありますが、近年はゲリラ豪雨等、予期せぬ異常気象が各地で大きな災害を起こすことも多くなっております。

東日本大震災を教訓として、地震対策を含め、今定例会では多くの議員の皆様方から防災対策についてご質問やご意見をいただきました。それぞれの項目についての検討は、これから早速進めたいと考えております。

村では、災害を未然に防ぐことの周知を図るために、土砂災害に備えて、6月6日には飯田・飯森両区の住民を対象に姫川砂防事務所と連携をし、防災訓練を実施したところでありますし、また例年どおり関係機関が集い、危険箇所の合同パトロールを実施する予定となっております。

村民各位におかれましては、土砂災害に備え、今一度身の回りの安全と点検を十分行っていただくようお願いをするところでありますし、今回の大震災を教訓として、地域の支援マップづくりや自主防災組織の充実に努めていただきたいと願っております。

この後、平穏なうちに梅雨が明け、不況を吹き飛ばすように、大勢のお客様に訪れていただき、にぎわいと活気あふれる本格的な白馬の夏が迎えられるよう、心から願っているところであります。

議員各位におかれましては、引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げ、6月議会閉会に当たりましてのお礼のあいさつといたします。

まことにありがとうございました。

議長(下川正剛君) これをもちまして、平成23年第2回白馬村議会定例会を閉会をいたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時54分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年6月16日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員